

秋 田 県

土木工事共通仕様書

令和5年10月1日以降適用

出来形管理基準

【治山・林道編】

赤字：秋田県独自項目

青字：今回改訂部分

(R5.10.1改訂)

— 表紙 (裏) 空欄 —

編、章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第21編 治山編						
第1章 森林整備工事の適用						
第5節 一般施工	21-1-5-1	1	植生工	種子吹付工	第3編 3-2-14-2 植生工	1
				張芝工		1
				筋芝工		1
				市松芝工		1
				植生シート工		1
				植生マット工		1
				種子筋工		1
				人工張芝工		1
				植生穴工		1
	21-1-5-1	2	植生工	厚層基材吹付工	第3編 3-2-14-2 植生工	1
				客土吹付工		1
	21-1-5-2		区画線工		第3編 3-2-3-9 区画線工	2
	21-1-5-4		視線誘導標		第3編 3-2-3-10 道路附属物工	2
	21-1-5-5		木製構造物工			2
	21-1-5-10		鉄線籠工	ふとんかご工 じゃかご工		3
	21-1-5-11		管きょ工	ヒューム管	第22編 22-2-6-7 プレキャストカルバート工	3
				PC管		
				コルゲートパイプ		
				ダクタイル鋳鉄管		
	21-1-5-12		枠工	鉄筋コンクリート型枠		4
片法枠工						
鋼製枠工						
21-1-5-13		鋼製柵工			4	
21-1-5-14		金網張工			4	
21-1-5-16	1	土留・仮締切・土のう工	H鋼杭	第3編 3-2-10-5 土留・仮締切工	5	
			鋼矢板			
	2	土留・仮締切・土のう工	アンカー工	第3編 3-2-10-5 土留・仮締切工	5	
			連節ブロック張り工			第3編 3-2-10-5 土留・仮締切工
			締切盛土			
21-1-5-16	3	土留・仮締切・土のう工	連節ブロック張り工	第3編 3-2-10-5 土留・仮締切工	5	
21-1-5-16	4	土留・仮締切・土のう工	締切盛土	第3編 3-2-10-5 土留・仮締切工	5	
21-1-5-16	5	土留・仮締切・土のう工	中詰盛土	第3編 3-2-10-5 土留・仮締切工	5	
第6節 土工	21-1-6-2		掘削工・切土工			6
	21-1-6-3		盛土工・埋戻し			6
第2章 溪間工						
第3節 工場製作工	21-2-3-3		鋼製ダム製作工	仮組立時	第3編 3-2-12-3 桁製作工（鋼製えん堤製作工（仮組立時））	7
	21-2-3-4		鋼製ダム仮設材製作工			7
21-2-3-5		工場塗装工		第3編 3-2-12-11 工場塗装工	7	

編、章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第4節 コンクリートダム工	21-2-4-3		コンクリートダム工			8
	21-2-4-4		コンクリート副ダム工			
	21-2-4-5		コンクリート側壁工			8
	21-2-4-6		間詰工			
	21-2-4-7		水叩工			8
	21-2-4-8		流木捕捉工			8
第5節 木製ダム工	21-2-5-4		木製ダム工本体工			9
	21-2-5-5		木製側壁工			9
	21-2-5-6		間詰工・水叩工			9
第6節 鋼製ダム工	21-2-6-4		鋼製ダム本体工	不透過型		10
	21-2-6-4		鋼製ダム本体工	透過型		10
	21-2-6-5		鋼製側壁工			10
	21-2-6-6		側壁工・間詰工		第21編 21-2-4-5,6 コンクリート側壁工・間詰工	11
	21-2-6-7					
	21-2-6-8		水叩工		第21編 21-2-4-7 水叩工	11
21-2-6-9		現場塗装工		第3編 3-2-3-31 現場塗装工	11	
第7節 護岸工	21-2-7-3	1	コンクリート工		第21編 21-2-4-5 コンクリート側壁工	12
	21-2-7-3	2	木製枠工		第21編 21-2-5-5 木製側壁工	12
	21-2-7-3	3	鋼製枠工		第21編 21-2-6-5 鋼製側壁工	12
	21-2-7-3	4	コンクリートブロック工		第3編 3-2-5-3 コンクリートブロック工	12
	21-2-7-4	1	根固工		第3編 3-2-3-17 根固めブロック工	13
	21-2-7-4	2	沈床工		第3編 3-2-3-18 沈床工	13
	21-2-7-5		かご工	じゃかご工 ふとんかご工	第21編 21-1-5-10 鉄線籠工	13
第8節 水制工	21-2-8-1	1	水制工		第21編第2章第7節護岸工	14
第9節 流路工	21-2-9-1	1	流路工		第21編第2章第7節護岸工	14
第10節 異形コンクリートブロック工	21-2-10-1		異形ブロック製作			14
	21-2-10-1		異形コンクリートブロック据付		第3編 3-2-3-17 根固めブロック工	14
第3章 山腹工						
第3節 法面工	21-3-3-2		植生工		第3編 3-2-14-2 植生工	15
	21-3-3-3		吹付工		第3編 3-2-14-3 吹付工	16
	21-2-3-4	1	法枠工	現場打法枠工 現場吹付法枠工	第3編 3-2-14-4 法枠工	16
	21-2-3-4	2	法枠工	プレキャスト法枠工	第3編 3-2-14-4 法枠工	
	21-2-3-5		かご工	じゃかご工 ふとんかご工	第21編 21-1-5-10 鉄線籠工	17
第4節 法切工	21-3-4-2		法切工		第21編 21-1-6-2 掘削工・切土工	17
第5節 土留工	21-3-5-3		コンクリート土留工			18
	21-3-5-4		鉄筋コンクリート土留工			

編、章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第5節 土留工	21-3-5-5		石積土留工 コンクリートブロック積土留工		第3編 3-2-5-3 コンクリートブロック工	18
	21-3-5-6		丸太積土留工		第21編 21-1-5-5 木製構造物工	19
	21-3-5-7		コンクリート板土留工			19
	21-3-5-8		鋼製枠土留工		第21編 21-1-5-12 枠工	19
	21-3-5-9		土のう積土留工			19
第7節 暗きょ工	21-3-7-2		礫暗きょ工		第3編 3-2-3-29 側溝工	20
	21-3-7-3		鉄線籠暗きょ工			
	21-3-7-4		二次製品暗きょ工			
	21-3-7-5		ボーリング暗きょ工		第21編 21-4-4-1 ボーリング暗きょ工	20
第8節 水路工	21-3-8-2		張芝水路工			20
	21-3-8-3		練芝及び空張水路工			
	21-3-8-5		丸太柵及び編柵水路工			
	21-3-8-6		土のう等緑化二次製品水路工			
	21-3-8-4		鋼製及びコンクリート二次製品水路工			20
21-3-8-7		集水柵工		第3編 3-2-3-30 集水柵工	21	
第9節 柵工	21-3-9-2		編柵工			21
	21-3-9-3		木柵及び丸太柵工			
	21-3-9-4		コンクリート板柵工			
	21-3-9-5		鋼製及び合成樹脂二次製品柵工			
第10節 階段切付工	21-3-10-1		階段切付工		第21編 21-1-6-2 掘削工・切土工	21
第11節 筋工	21-3-11-2		石筋工		第21編第9節 柵工	22
	21-3-11-3		萱筋工			
	21-3-11-4		丸太筋工			
	21-3-11-5		その他緑化二次製品を用いた筋工			
第12節 伏工	21-3-12-2		わら伏工			23
	21-3-12-3		むしろ伏工			
	21-3-12-4		網伏工			
	21-3-12-5		その他二次製品を用いた伏工			
第13節 実播工	21-3-13-2		筋実播工		第3編 3-2-14-2 植生工	23
	21-3-13-3		斜面実播工			
	21-3-13-4		航空実播工			
第14節 吹付工	21-3-14-2		種子吹付工A		第3編 3-2-14-2 植生工	23
	21-3-14-3		種子吹付工B			
第15節 植栽工	21-3-15-2		植栽工	正方形植栽等 並木植え等		24
	21-3-15-3		追肥			25
	21-3-15-4		補植			
第16節 補強土壁工	21-3-16-1		補強土壁工	補強土（テールアルメ）壁工法	第3編 3-2-15-3 補強土壁工	26
				多数アンカー式補強土工法		
				ジオテキスタイルを用いた補強土壁工法		

編、章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第17節 落石防止工	21-3-17-3		鋼製落石防止壁工			26
	21-3-17-4		落石防護柵工			
	21-3-17-6		落石防護土留工			
第17節 落石防止工	21-3-17-5		落石防護網工			26
	21-3-17-7		固定工（ロープ伏工）			
第4章 地すべり防止工						
第4節 ボーリング暗きょ工	21-4-4-1		ボーリング暗きょ工			27
第5節 集水井	21-4-5-3		集水井工			27
第6節 排水トンネル工	21-4-6-3		支保工			27
	21-4-6-5		覆工			28
第7節 排土及び押え盛土	21-4-7-2		排土工		第21編 21-1-6-2 掘削工・切土工	28
	21-4-7-3		押え盛土工		第21編 21-1-6-3 盛土工・埋戻し	28
第8節 杭工	21-4-8-2		鋼管杭 合成杭		第3編 3-2-4-4 製杭工	29
第9節 シャフト工(深礎工)	21-4-9-1		シャフト工	深礎工	第3編 3-2-4-6 深礎工	29
第10節 アンカー工	21-4-10-2		アンカー工		第3編 3-2-14-6 アンカー工	29
第5章 海岸防災林造成						
第4節 地盤改良工	21-5-4-2		表層安定処理工	サンドマット海上	第3編 3-2-7-4 地盤改良工	30
	21-5-4-3		パイルネット工		第3編 3-2-7-4 地盤改良工	30
	21-5-4-4		パーチカルドレーン工	サンドドレーン工	第3編 3-2-7-4 地盤改良工	31
				ペーパードレーン工	第3編 3-2-7-4 地盤改良工	31
				袋詰式サンドドレーン	第3編 3-2-7-4 地盤改良工	31
	21-5-4-5		締固め改良工	サンドコンパクションパイル工	第3編 3-2-7-4 地盤改良工	31
	21-5-4-6		固結工	粉体噴射攪拌工	第3編 3-2-7-4 地盤改良工	31
				高圧噴射攪拌工	第3編 3-2-7-4 地盤改良工	31
		スラリー攪拌工		第3編 3-2-7-4 地盤改良工	31	
		生石灰パイル工		第3編 3-2-7-4 地盤改良工	31	
第5節 護岸基礎工	21-5-5-4		捨石工			32
	21-5-5-5		場所打コンクリート工			32
	21-5-5-6		海岸コンクリートブロック工			32
	21-5-5-7	1	笠コンクリート工		第3編 3-2-4-3 基礎工	33
	21-5-5-7	1	笠コンクリート工	プレキャスト笠コンクリート	第3編 3-2-4-3 法留基礎工	33
	21-5-5-8	1	基礎工		第3編 3-2-4-3 法留基礎工	33
	21-5-5-8	2	基礎工	プレキャスト基礎工	第3編 3-2-4-3 法留基礎工	33
	21-5-5-9		矢板工		第3編 3-2-3-4 矢板工	34
第6節 護岸工	21-5-6-3		捨石張り工			34
	21-5-6-4		石張り・石積み工		第3編 3-2-5-5 石積(張)工	34
	21-5-6-5		海岸コンクリートブロック工	製作	第21編第2章第10節 異形ブロック製作	34
	21-5-6-5		海岸コンクリートブロック工			34
	21-5-6-6		コンクリート被覆工			35
	21-5-6-7		現場打擁壁工			35
	第7節 天端被覆工	21-5-7-2		コンクリート被覆工		
21-5-7-3			アスファルト被覆工			36
第8節 波返工	21-5-8-3		波返工			36

編、章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第9節 裏法被覆工	21-5-9-2		石積(張)工		第3編 3-2-5-5 石積(張)工	36
	21-5-9-3	1	コンクリートブロック工	コンクリート張り	第3編 3-2-5-3 コンクリートブロック積み	37
				コンクリートブロック積み		
	21-5-9-3	2	コンクリートブロック工	連節ブロック張り	第3編 3-2-5-3 コンクリートブロック工	37
	21-5-9-4		コンクリート被覆工			37
	21-5-9-5		アスファルト被覆工			37
21-5-9-6		法枠工	現場打法枠工	第3編 3-2-14-4 法枠工	38	
			現場吹付法枠工			
			プレキャスト法枠工			
第10節 カルバート工	21-5-10-3		プレキャストカルバート工	プレキャストボックス工 プレキャストパイプ工	第3編 3-2-3-28 プレキャストカルバート工	38
第11節 排水構造物工	21-5-11-3		側溝工	プレキャストU型側溝 自由勾配側溝		39
	21-5-11-4		集水桝工			39
	21-5-11-5		堤脚水路工			39
	21-5-11-6	1	管渠工	プレキャストパイプ		39
				プレキャストボックス		
21-5-11-6	2	管渠工	コルゲートパイプ ダクタイル鋳鉄管		40	
第12節 付属物設置工	21-5-12-4		階段工			40
	21-5-12-5		防止柵工		第3編 3-2-3-7 防止柵工	40
第13節 付帯道路工	21-5-13-4	1	アスファルト舗装工	下層路盤	第3編 3-2-6-7 アスファルト舗装工	41
		2		上層路盤		41
		3		基層		41
		4		表層		41
	21-5-13-5	1	コンクリート舗装工	下層路盤	第3編 3-2-6-12 コンクリート舗装工	42
		2		粒度調整路盤工		42
		3		セメント安定処理工		42
		4		アスファルト中間層		42
		5		コンクリート舗装版工		43
	21-5-13-6	1	薄層カラー舗装工	下層路盤工	第3編 3-2-6-13 薄層カラー舗装工	44
		2		上層路盤工(粒度調整路盤工)		44
		3		セメント(石灰)安定処理工		44
		4		加熱アスファルト安定処理工		44
		5		基層工		45
	21-5-13-7		側溝工	プレキャストU型側溝 L型側溝 自由勾配側溝 管渠		46
	21-5-13-8		集水桝工			46
	21-5-13-9		縁石工		第3編 3-2-3-5 縁石工	46
21-5-13-10		小型標識工		第3編 3-2-3-6 小型標識工	46	
21-5-13-11		路側防護柵工		第3編 3-2-3-8 路側防護柵工	46	
21-5-13-12		区画線工		第3編 3-2-3-9 区画線工	47	
21-5-13-14		道路付属物工		第3編 3-2-3-10 道路付属物工	47	
第14節 突堤基礎工	21-5-14-4		捨石工		第21編 21-5-5-4 捨石工	47
	21-5-14-5		吸出し防止工			47

編、章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁	
第15節 突堤本体工	21-5-15-2		捨石工		第21編 21-5-5-4 捨石工	48	
	21-5-15-5		海岸コンクリートブロック工			48	
	21-5-15-9		石枠工			48	
	21-5-15-10		場所打コンクリート工			49	
	21-5-15-11	1		ケーソン工	ケーソン工製作		49
		2			ケーソン工据付		49
		3			突堤上部工		50
	21-5-15-12	1		セルラー工	セルラー工製作		50
		2			セルラー工据付		50
		3			突堤上部工		50
第16節 根固め工	21-5-16-2		捨石工(根固め工)			51	
	21-5-16-3		根固ブロック工	製作	第21編第2章第10節 異形ブロック製作	51	
			根固ブロック工			51	
第17節 消波工	21-5-17-2		捨石工(消波工)			52	
	21-5-17-3		消波ブロック工	製作	第21編第2章第10節 異形ブロック製作	52	
			消波ブロック工			52	
第18節 海域堤基礎工	21-5-18-3		捨石工		第21編 21-5-5-4 捨石工	53	
第19節 海域堤本体工	21-5-19-2		捨石工			53	
	21-5-19-3		海岸コンクリートブロック工		第21編 21-5-5-6 海岸コンクリートブロック工	53	
	21-5-19-4	1		ケーソン工	ケーソン工製作	第21編 21-5-15-11 ケーソン工	54
		2			ケーソン工据付		
		3			突堤上部工		
	21-5-19-5	1		セルラー工	セルラー工製作	第21編 21-5-15-12 セルラー工	55
		2			セルラー工据付		
3		突堤上部工					
21-5-19-6			場所打コンクリート工			55	
第20節 砂丘造成	21-5-20-1		堆砂工	堆砂垣・丘頂柵工	第21編第3章第9節 柵工	56	
	21-5-20-2		盛土工		第1編 1-2-3-3 盛土工	56	
	21-5-20-3		覆砂工	伏工・砂草植栽	第21編第3章第12節 伏工	56	
	21-5-20-4		実播工		第21編第3章第13節 実播工	56	
第21節 森林造成	21-5-21-1		生育基盤盛土工			57	
	21-5-21-2		防風工			57	
	21-5-21-4		静砂工(静砂垣)				
	21-5-21-3		排水工		第21編第3章第8節 水路工	57	
	21-5-21-5	1		植栽工	正方形植栽等	第21編第3章第15節 植栽工	57
		2			並木植え等		
			追肥 捕植			58	
第22節 防風林の造成	21-5-22-1		防風柵		第21編第3章第9節 柵工	58	
	21-5-22-2		水路工		第21編第3章第8節 水路工	58	
	21-5-22-2		暗きょ工		第21編第3章第7節 暗きょ工	59	
	21-5-22-3		植栽工		第21編第3章第15節 植栽工	59	
第23節 異形コンクリートブロック工	21-5-23-1		異形コンクリートブロック工		第21編第2章第10節 異形コンクリートブロック工	59	
	21-5-23-2						

編、章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第6章 なだれ防止林造成						
第5節 雪び予防工	21-6-5-1	1	吹きだめ柵 吹き払い柵			60
第6節 なだれ予防工	21-6-6-1		階段工		第21編 21-1-6-2 掘削工・切土工	60
	21-6-6-2		予防柵 防止柵			60
	21-6-6-3		吊柵 吊枠		第21編 3章第17節 落石防止工	61
	21-6-6-5		誘導擁壁		第21編第3章第5節 土留工	61
	21-6-6-6		誘導柵			61
	21-6-6-7		減勢杭			62
	21-6-6-7		減勢枠工		第21編 21-1-5-12 枠工 (鉄筋コンクリート方格枠)	62
第7節 防護工	21-6-7-1		防護擁壁		第21編第3章第5節 土留工	62
	21-6-7-2		防護柵		第21編 21-6-6-2 予防柵・防止柵	63
第8節 グライド防止工	21-6-8-1		木製階段工		第21編 21-1-6-2 掘削工・切土工 及び 第21編 21-3-9-3 木柵及び丸太柵工	63
第9節 森林造成	21-6-9-1	1	植栽工	正方形植栽等	第21編第3章第15節 植栽工	63
		2		並木植え等		
			追肥 補植			64

編、章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁	
第22編 林道編							
第1章 森林整備工事の適用							
第5節 一般施工	22-1-5-1	1	植生工	種子吹付工	第3編 3-2-14-2 植生工	65	
				張芝工			
				筋芝工			
				市松芝工			
				植生シート工			
				植生マット工			
				種子筋工			
				人工張芝工			
				植生穴工			
	22-1-5-1	2	植生工	厚層基材吹付工	第3編 3-2-14-2 植生工	65	
				客土吹付工			
	22-1-5-2		区画線工		第3編 3-2-3-9 区画線工	66	
	22-1-5-4		視線誘導標		第3編 3-2-3-10 道路付属物工	66	
	22-1-5-5		木製構造物工			66	
	22-1-5-10		鉄線籠工	ふとんかご工 じゃかご工		67	
	22-1-5-11		管きょ工	ヒューム管	第22編 22-2-6-7 プレキャストカルバート工	67	
				P C管			
				コルゲートパイプ			
				ダクタイル鋳鉄管			
	22-1-5-12		枠工	鉄筋コンクリート型枠		68	
				片法枠工			
				鋼製枠工			
	22-1-5-13		鋼製柵工		第21編 21-1-5-13 鋼製柵工	68	
22-1-5-14		金網張工			68		
22-1-5-15	1	土留・仮締切・土のう工	H鋼杭 鋼矢板	第3編 3-2-10-5 土留・仮締切工	69		
22-1-5-15	2	土留・仮締切・土のう工	アンカー工	第3編 3-2-10-5 土留・仮締切工	69		
22-1-5-15	3	土留・仮締切・土のう工	連節ブロック張り工	第3編 3-2-10-5 土留・仮締切工	69		
22-1-5-15	4	土留・仮締切・土のう工	締切盛土	第3編 3-2-10-5 土留・仮締切工	69		
22-1-5-15	5	土留・仮締切・土のう工	中詰盛土	第3編 3-2-10-5 土留・仮締切工	69		
第6節 土工（一般土工）	22-1-6-2		掘削工・切土工			70	
	22-1-6-3		盛土工・埋戻し			70	
" (道路土工)	22-1-6-8		掘削工・切土工			70	
	22-1-6-9 22-1-6-10		盛土工	路床・路体：舗装施工		71	
				砂利施工			
	22-1-6-9 22-1-6-10		法面整形工（盛土工）			71	
	22-1-6 共通			路線・縦断			71
				路盤工（砂利施工）			71
				コンクリート路面工			72
				コンクリート路面工			路盤工

編、章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第2章 道路工事						
第4節 法面工	22-2-4-2	1	植生工	種子吹付工	第3編 3-2-14-2 植生工	73
				張芝工		
				筋芝工		
				市松芝工		
				植生シート工		
				植生マット工		
				種子筋工		
				人工張芝工		
	植生穴工					
	22-2-4-2	2	植生工	厚層基材吹付工	第3編 3-2-14-2 植生工	73
	22-2-4-3		法面吹付工	コンクリート	第3編 3-2-14-3 吹付工	74
				モルタル		
22-2-4-4		法枠工	現場打法枠工	第3編 3-2-14-4 法枠工	74	
			現場吹付法枠工			
			プレキャスト法枠工			75
22-2-4-6		アンカー工		第3編 3-2-14-6 アンカー工	75	
22-2-4-8		アンカー工	プレキャストコンクリート板			
22-2-4-7		かご工	じゃかご ふとんかご	第22編 22-1-5-10 鉄線籠工	75	
第5節 擁壁工	22-2-5-3		既製杭工		第3編 3-2-4-4 既製杭工	75
	22-2-5-4		場所打杭工		第3編 3-2-4-5 場所打杭工	76
	22-2-5-5		場所打擁壁工			76
	22-2-5-6		プレキャスト擁壁工		第3編 3-2-15-2 プレキャスト擁壁工	76
	22-2-5-7		補強土壁工	補強土（テールアルメ）壁工法	第3編 3-2-15-3 補強土壁工	77
				多数アンカー式補強土工法		
				ジオテキスタイルを用いた補強土壁工法		
	22-2-5-8		井桁ブロック工		第3編 3-2-15-4 井桁ブロック工	77
	22-2-5-9		コンクリートブロック擁壁工		第3編 3-2-5-3 コンクリートブロック工	77
	22-2-5-10		石積（張）工		第3編 3-2-5-5 石積（張）工	78
	22-2-5-11		かご擁壁工		第22編 22-1-5-12 枠工	78
	22-2-5-12		鋼製擁壁工			
	22-2-5-13		簡易鋼製土留擁壁工			
	22-2-5-14		木製土留・擁壁工		第22編 22-1-5-5 木製構造物工	78
	22-2-5-15		土のう積工		第21編 21-3-5-9 土のう積土留工	78
22-2-5-16	1	土留・仮締切工	H鋼杭	第22編 22-1-5-16 土留・仮締切り・土のう工	79	
			鋼矢板			
22-2-5-16	2	土留・仮締切工	アンカー工	第22編 22-1-5-16 土留・仮締切り・土のう工	79	
22-2-5-16	3	土留・仮締切工	連節ブロック張り工	第22編 22-1-5-16 土留・仮締切り・土のう工	79	
22-2-5-16	4	土留・仮締切工	締切盛土	第22編 22-1-5-16 土留・仮締切り・土のう工	79	
22-2-5-16	5	土留・仮締切工	中詰盛土	第22編 22-1-5-16 土留・仮締切り・土のう工	79	

編、章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第6節 カルバート工	22-2-6-6		場所打函渠			80
	22-2-6-7		プレキャストカルバート工	プレキャストボックス工 プレキャストパイプ工		80
	22-2-6-9	1	土留・仮締切工	H鋼杭 鋼矢板	第22編 22-1-5-16 土留・仮締切・土のう工	81
	22-2-6-9	2	土留・仮締切工	アンカー工	第22編 22-1-5-16 土留・仮締切・土のう工	81
	22-2-6-9	3	土留・仮締切工	連節ブロック張り工	第22編 22-1-5-16 土留・仮締切・土のう工	81
	22-2-6-9	4	土留・仮締切工	締切盛土	第22編 22-1-5-16 土留・仮締切・土のう工	81
	22-2-6-9	5	土留・仮締切工	中詰盛土	第22編 22-1-5-16 土留・仮締切・土のう工	81
第7節 排水施設工	22-2-7-3		側溝工	プレキャストU型側溝 コレゲートフリューム 自由勾配側溝		82
	22-2-7-4			管渠工		82
	22-2-7-5			集水桝		82
	22-2-7-6		地下排水工		83	
	22-2-7-7		現場打(組立)水路工		83	
	第8節 落石雪害防止工	22-2-8-4		落石防止網工		
22-2-8-5			落石防護柵工			84
22-2-8-6			防雪柵工			84
22-2-8-7			雪崩予防柵工			84
第3章 舗装						
第3節 舗装工	22-3-3-6	1	半たわみ性舗装工	下層路盤工	第3編 3-2-6-8 半たわみ性舗装工	85
	22-3-3-6	2	半たわみ性舗装工	上層路盤工(粒度調整路盤工)	第3編 3-2-6-8 半たわみ性舗装工	85
	22-3-3-6	3	半たわみ性舗装工	上層路盤工(セメント(石灰)安定処理工)	第3編 3-2-6-8 半たわみ性舗装工	86
	22-3-3-6	4	半たわみ性舗装工	加熱アスファルト安定処理工	第3編 3-2-6-8 半たわみ性舗装工	86
	22-3-3-6	5	半たわみ性舗装工	基層工	第3編 3-2-6-8 半たわみ性舗装工	87
	22-3-3-6	6	半たわみ性舗装工	表層工	第3編 3-2-6-8 半たわみ性舗装工	87
	22-3-3-7	1	排水性舗装工	下層路盤工	第3編 3-2-6-9 排水性舗装工	88
	22-3-3-7	2	排水性舗装工	上層路盤工(粒度調整路盤工)	第3編 3-2-6-9 排水性舗装工	88
	22-3-3-7	3	排水性舗装工	上層路盤工(セメント(石灰)安定処理工)	第3編 3-2-6-9 排水性舗装工	88
	22-3-3-7	4	排水性舗装工	加熱アスファルト安定処理工	第3編 3-2-6-9 排水性舗装工	88
	22-3-3-7	5	排水性舗装工	基層工	第3編 3-2-6-9 排水性舗装工	89
	22-3-3-7	6	排水性舗装工	表層工	第3編 3-2-6-9 排水性舗装工	89
	22-3-3-8	1	透水性舗装工	路盤工	第3編 3-2-6-10 透水性舗装工	90
	22-3-3-8	2	透水性舗装工	表層工	第3編 3-2-6-10 透水性舗装工	90

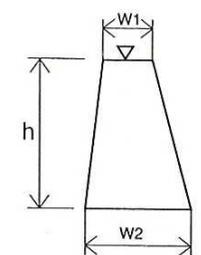
編、章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁	
第3節 舗装工	22-3-3-9	1	グースアスファルト舗装工	加熱アスファルト安定処理工	第3編 3-2-6-11 グースアスファルト舗装工	91	
	22-3-3-9	2	グースアスファルト舗装工	基層工	第3編 3-2-6-11 グースアスファルト舗装工	91	
	22-3-3-9	3	グースアスファルト舗装工	表層工	第3編 3-2-6-11 グースアスファルト舗装工	91	
	22-3-3-10	1	コンクリート舗装工	下層路盤工	第3編 3-2-6-12 コンクリート舗装工	92	
	22-3-3-10	2	コンクリート舗装工	粒度調整路盤工	第3編 3-2-6-12 コンクリート舗装工	92	
	22-3-3-10	3	コンクリート舗装工	セメント(石灰)安定処理工	第3編 3-2-6-12 コンクリート舗装工	92	
	22-3-3-10	4	コンクリート舗装工	アスファルト中間層	第3編 3-2-6-12 コンクリート舗装工	92	
	22-3-3-10	5	コンクリート舗装工	コンクリート舗装版工	第3編 3-2-6-12 コンクリート舗装工	93	
	22-3-3-10	6	コンクリート舗装工	(転圧コンクリート版工)下層路盤工	第3編 3-2-6-12 コンクリート舗装工	94	
	22-3-3-10	7	コンクリート舗装工	(転圧コンクリート版工)粒度調整路盤工	第3編 3-2-6-12 コンクリート舗装工	94	
	22-3-3-10	8	コンクリート舗装工	(転圧コンクリート版工)セメント(石灰)安定処理工	第3編 3-2-6-12 コンクリート舗装工	94	
	22-3-3-10	9	コンクリート舗装工	(転圧コンクリート版工)アスファルト中間層	第3編 3-2-6-12 コンクリート舗装工	94	
	22-3-3-10	10	コンクリート舗装工	(転圧コンクリート版工)転圧コンクリート版工	第3編 3-2-6-12 コンクリート舗装工	95	
	22-3-3-11	1	薄層カラー舗装工	下層路盤工	第3編 3-2-6-13 薄層カラー舗装工	96	
	22-3-3-11	2	薄層カラー舗装工	上層路盤工(粒度調整路盤工)	第3編 3-2-6-13 薄層カラー舗装工	96	
	22-3-3-11	3	薄層カラー舗装工	セメント(石灰)安定処理工	第3編 3-2-6-13 薄層カラー舗装工	96	
	22-3-3-11	4	薄層カラー舗装工	加熱アスファルト安定処理工	第3編 3-2-6-13 薄層カラー舗装工	96	
	22-3-3-11	5	薄層カラー舗装工	基層工	第3編 3-2-6-13 薄層カラー舗装工	97	
	22-3-3-12	1	ブロック舗装工	下層路盤工	第3編 3-2-6-14 ブロック舗装工	98	
	22-3-3-12	2	ブロック舗装工	上層路盤工(粒度調整路盤工)	第3編 3-2-6-14 ブロック舗装工	98	
	22-3-3-12	3	ブロック舗装工	セメント(石灰)安定処理工	第3編 3-2-6-14 ブロック舗装工	98	
	22-3-3-12	4	ブロック舗装工	加熱アスファルト安定処理工	第3編 3-2-6-14 ブロック舗装工	98	
	22-3-3-12	5	ブロック舗装工	基層工	第3編 3-2-6-14 ブロック舗装工	99	
	22-3-3 共通			歩道路盤工 取合舗装路盤工 路肩舗装路盤工			100
				歩道舗装工 取合舗装工 路肩舗装工 表層工			100

編、章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第4節 路面排水工	22-3-4-3		側溝工	L型街渠工		101
				LO型街渠工		
				プレキャストU型側溝工		
				管(函)渠型側溝工		
	22-3-4-4		管渠工			
	22-3-4-5		街渠柵・マンホール工	街渠柵工 マンホール工		101
22-3-4-6		排水性舗装用路肩排水工			101	
第5節 防護柵工	22-3-5-3		路側防護柵工		第3編 3-2-3-8 路側防護柵工	102
	22-3-5-4		防止柵工		第3編 3-2-3-7 防止柵工	102
第6節 標識工	22-3-6-3		小型標識工		第3編 3-2-3-6 小型標識工	102
	22-3-6-4	1	土留・仮締切工	H鋼杭	第3編 3-2-10-5 土留・仮締切工	103
				鋼矢板		
	22-3-6-4	2	土留・仮締切工	アンカー工	第3編 3-2-10-5 土留・仮締切工	103
	22-3-6-4	3	土留・仮締切工	連節ブロック張り工	第3編 3-2-10-5 土留・仮締切工	103
	22-3-6-4	4	土留・仮締切工	締切盛土	第3編 3-2-10-5 土留・仮締切工	103
	22-3-6-4	5	土留・仮締切工	中詰盛土	第3編 3-2-10-5 土留・仮締切工	103
	22-3-6-5		大型標識工	標識基礎工		104
	22-3-6-5		大型標識工	標識柱工		104
第7節 道路付属物施設工	22-3-7-3		区画線工		第3編 3-2-3-9 区画線工	104
	22-3-7-4		縁石工		第3編 3-2-3-5 縁石工	104
	22-3-7-7		道路付属物工		第3編 3-2-3-10 道路付属物工	104
	22-3-7-8		踏掛版工	コンクリート工		105
				ラバーシュー		
				アンカーボルト		
	22-3-7-9		組立歩道工			105
	22-3-7-9		組立歩道工	支柱基礎工		105
	22-3-7-10		ケーブル配管工			106
	22-3-7-10		ケーブル配管工	ハンドホール		106
	22-3-7-11		照明工	照明柱基礎工		106
第7章 木造橋						
第3節 木造橋	22-7-3 共通		木造橋(上下部構造)			107

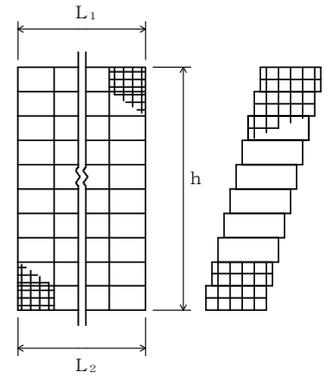
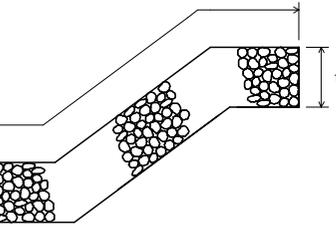
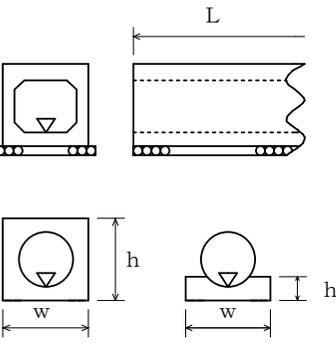
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	
21 治山編	1 森林整備工事の適用	5 一般施工	1	1	植生工 (種子吹付工) (張芝工) (筋芝工) (市松芝工) (植生シート工) (植生マット工) (種子筋工) (人工張芝工) (植生穴工)	切土法長 l	$l < 5\text{ m}$	-200
							$l \geq 5\text{ m}$	法長の-4%
						盛土法長 l	$l < 5\text{ m}$	-100
							$l \geq 5\text{ m}$	法長の-2%
						延長 L	-200	
21 治山編	1 森林整備工事の適用	5 一般施工	1	2	植生工 (厚層基材吹付工) (客土吹付工)	法長 l	$l < 5\text{ m}$	-200
							$l \geq 5\text{ m}$	法長の-4%
						厚さ t	$t < 5\text{ cm}$	-10
							$t \geq 5\text{ cm}$	-20
						延長 L	-200	

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。</p> <p>1 施工箇所毎 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。</p>		第3編3-2-14-2 植生工に準ずる。
<p>施工延長 40mにつき 1ヶ所、40m以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。</p> <p>施工面積 200 m²につき 1ヶ所、面積 200 m²以下のものは、1 施工箇所につき 2ヶ所。 検査孔により測定。</p> <p>1 施工箇所毎 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。</p>		第3編3-2-14-2 植生工に準ずる。

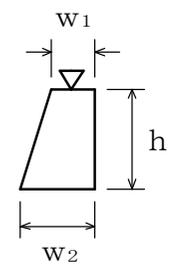
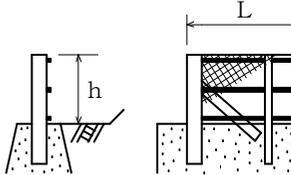
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
21 治山編	1 森林整備工事の適用	5 一般施工	2		区画線工	厚 さ t (溶融式のみ)	設計値以上
						幅 w	設計値以上
21 治山編	1 森林整備工事の適用	5 一般施工	4		視線誘導標	高 さ h	±30
21 治山編	1 森林整備工事の適用	5 一般施工	5		木製構造物工	延 長 L	-100
						幅 (厚さ) w1, w2	-50
						のり勾配	±0.5分
						高 さ h	-100

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
各線種毎に、1ヶ所テストピースにより測定。		第3編3-2-3-9区画線工に準ずる。
1ヶ所/10本 10本以下の場合は、2ヶ所測定。		第3編3-2-3-10道路付属物工に準ずる。
施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1箇所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2箇所。		

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	
21 治山編	1 森林整備工事の適用	5 一般施工	10	1	鉄線籠工 (ふとんかご工)	基準高 ∇	± 50	
						高 さ h	-50	
						延長 L_1, L_2	-200	
						幅(厚さ) w	-50	
21 治山編	1 森林整備工事の適用	5 一般施工	10	2	鉄線籠工 (じゃかご工)	法長 l	$l < 3\text{m}$	-50
							$l \geq 3\text{m}$	-100
						厚 さ t		-50
21 治山編	1 森林整備工事の適用	5 一般施工	11		管きよ工 (ヒューム管) (PC管) (コルゲートパイプ) (ダクタイル鋳鉄管)	基準高 ∇	± 30	
						※幅 w	-50	
						※高 さ h	-30	
						延 長 L	-200	

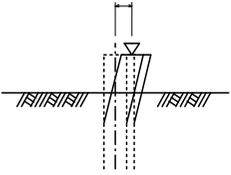
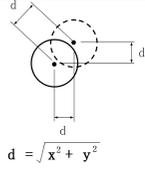
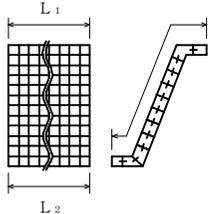
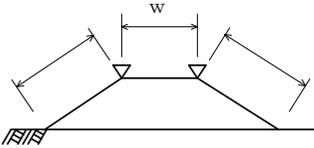
測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1 箇所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。		
施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1 箇所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。		
施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1 箇所、施工延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。 ※印は、場所打のある場合。		第 22 編 22-2-6-7 プレキャストカルバート工に準ずる。
1 施工箇所毎		

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
21 治山編	1 森林整備工事の適用	5 一般施工	12		枠工 （鉄筋コンクリート方 枠） （片法枠工） （鋼製枠工）	基準高 ∇	±50
						幅 w	-30
						高さ h	-50
						延長 L	-200
						のり勾配	±0.2分
21 治山編	1 森林整備工事の適用	5 一般施工	13		鋼製柵工	高さ h	±30
						延長 L	-200
21 治山編	1 森林整備工事の適用	5 一般施工	14		金網張工	幅 w	-200
						延長 L	-200

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
施工延長 40m（測点間隔 25m の場合は 50m）につき 1 箇所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。		
施工延長 40m（測点間隔 25m の場合は 50m）につき 1 箇所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。 1 施工箇所毎		
1 施工箇所毎		

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
21 治山編	1 森林整備工事の適用	5 一般施工	16	1	土留・仮締切・土のう工 (H鋼杭) (鋼矢板)	基準高 ▽	±100
						根 入 長	設計値以上
21 治山編	1 森林整備工事の適用	5 一般施工	16	2	土留・仮締切・土のう工 (アンカー工)	削孔深さ l	設計深さ以上
						配置誤差	100
21 治山編	1 森林整備工事の適用	5 一般施工	16	3	土留・仮締切・土のう工 (連節ブロック張り工)	法 長 l	-100
						延長 L_1 L_2	-200
21 治山編	1 森林整備工事の適用	5 一般施工	16	4	土留・仮締切・土のう工 (締切盛土)	基準高 ▽	-50
						天 端 幅 w	-100
						法 長 l	-100
21 治山編	1 森林整備工事の適用	5 一般施工	16	5	土留・仮締切・土のう工 (中詰盛土)	基準高 ▽	-50

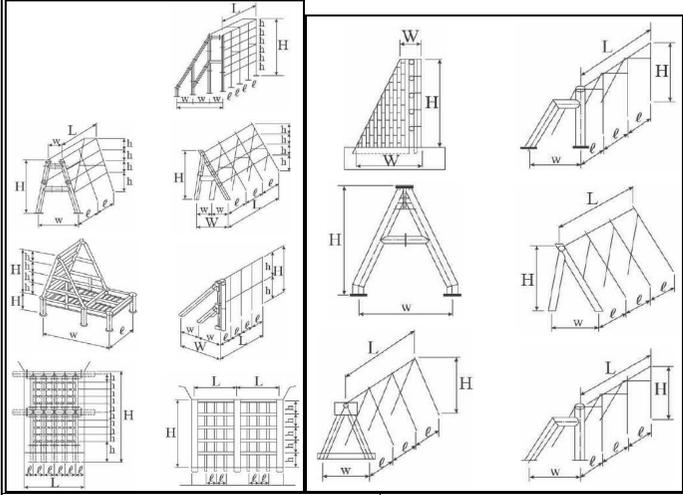
単位：mm

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
基準高は施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所。延長40m（又は50m）以下のものは、1施工箇所につき2ヶ所。		第3編3-2-10-5土留・仮締切工に準ずる。
全数	 $d = \sqrt{x^2 + y^2}$	第3編3-2-10-5土留・仮締切工に準ずる。
施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 1施工箇所毎		第3編3-2-10-5土留・仮締切工に準ずる。
施工延長50mにつき1ヶ所。 延長50m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		第3編3-2-10-5土留・仮締切工に準ずる。
施工延長50mにつき1ヶ所。 延長50m以下のものは、1施工箇所につき2ヶ所。		第3編3-2-10-5土留・仮締切工に準ずる。

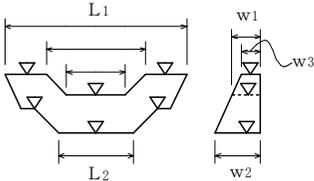
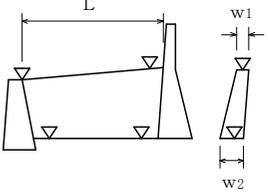
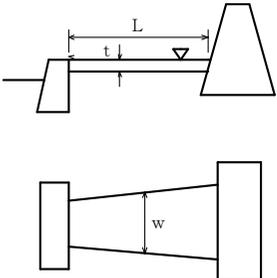
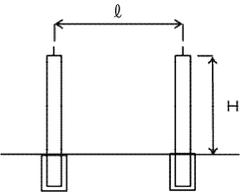
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	
21 治山編	1 森林整備 工事の適用	6 土工	2 一般土工		掘削工、切土工	基準高 ▽	±50	
						法長 ℓ	ℓ < 5 m	-200
							ℓ ≥ 5 m	法長 - 4%
						延長	-200	
						のり勾配	±5厘	
21 治山編	1 森林整備 工事の適用	6 土工	3 一般土工		盛土工、埋戻し	基準高 ▽	-50	
						法長 ℓ	ℓ < 5 m	-100
							ℓ ≥ 5 m	法長 - 2%
						幅 w ₁ , w ₂	-100	
						延長	-200	
						のり勾配	±5厘	

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1箇所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。 基準高は掘削部の両端で測定。</p>		
<p>施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1箇所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。 基準高は各法肩で測定。</p>		

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
21 治山編	2 溪間工	3 工場製作工	3		鋼製ダム製作工 (仮組立時)	部材の水平度	10
						堤 長 L	±30
						堤 長 ℓ	±10
						堤 幅 W	±30
						堤 幅 w	±10
						高 さ H	±10
						ベースプレートの高さ	±10
						本体の傾き	±H/500
21 治山編	2 溪間工	3 工場製作工	4		鋼製ダム仮設材製作工	部材	±3…… ℓ ≤ 10 ±4…… ℓ > 10
21 治山編	2 溪間工	3 工場製作工	5		工場塗装工	塗 膜 厚	a. ロットの塗膜厚の平均値は目標塗膜厚合計値の90%以上。 b. 測定値の最小値は、目標塗膜厚合計値の70%以上。 c. 測定値の分布の標準偏差は、目標塗膜厚合計値の20%以下。ただし、測定値の平均値が目標塗膜厚合計値より大きい場合はこの限りではない。

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
全数を測定。 		第3編3-2-12-3桁製作工（鋼製えん堤製作工（仮組立時））に準ずる。
図面の寸法表示箇所にて測定。		
外面塗装では、無機ジンクリッチペイントの塗付後と上塗り終了時に測定し、内面塗装では内面塗装終了時に測定。 1ロットの大きさは、500㎡とする。 1ロット当たり測定数は25点とし、各点の測定は5回行い、その平均値をその点の測定値とする。ただし、1ロットの面積が200㎡に満たない場合は10㎡ごとに1点とする。		第3編3-2-12-11工場塗装工に準ずる。

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
21 治山 編	2 溪間 工	4 コン クリ ート ダム 工	3 4		コンクリートダム本體工 コンクリート副ダム工	基 準 高 ∇	± 30
						天端部 堤 幅 w_1, w_3 w_2	-30
						水通しの幅 $\ell_1 \ell_2$	± 50
						堤 長 L_1, L_2	-50
						の り 勾 配	± 0.2 分
21 治山 編	2 溪間 工	4 コン クリ ート ダム 工	5 6		コンクリート側壁工 間詰工	基 準 高 ∇	± 30
						幅 w_1, w_2	-30
						長 さ L	-50
						の り 勾 配	± 0.2 分
21 治山 編	2 溪間 工	4 コン クリ ート ダム 工	7		水叩工	基 準 高 ∇	± 30
						幅 w	-30
						厚 さ t	-30
						延 長 L	-50
21 治山 編	2 溪間 工	4 コン クリ ート ダム 工	8		流木捕捉工	間 隔 ℓ	± 10
						高 さ H	± 10

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
		図面の表示箇所にて測定。
<p>1. 図面の寸法表示箇所を測定。 2. 上記以外の測定箇所の標準は、天端幅・天端高で各測点及びジョイント毎に測定。 3. 長さは、天端中心線の水平延長、又は、測点にて測定直角な水平延長。</p>		
<p>基準高、幅、延長は図面に表示してある箇所にて測定。 厚さは目地及びその中間点にて測定。</p>		
<p>全数を測定。</p>		

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
21 治山編	2 溪間工	5 木製ダム工	4		木製ダム工本体工	基準高 ▽	-30
						堤 長 L	-50
						幅 w ₁ , w ₃	-50
						のり勾配	±0.5分
21 治山編	2 溪間工	5 木製ダム工	5		木製側壁工	基準高 ▽	-100
						幅 w ₁ , w ₂	-50
						延長 L	-50
						のり勾配	±0.2分
21 治山編	2 溪間工	5 木製ダム工	6 7		間詰工 水叩工	基準高 ▽	-30
						幅 w ₁ , w ₂	-50
						延長 L	-50

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
図面の表示箇所にて測定。		
<p>1. 図面の寸法表示箇所を測定。</p> <p>2. 上記以外の測定箇所の標準は、天端幅・天端高で各測点及びジョイント毎に測定。</p> <p>3. 長さは、天端中心線の水平延長、又は、測点にを測定直角な水平延長。</p>		
<p>基準高、幅、延長は図面に表示してある箇所にて測定。</p> <p>厚さは目地及びその中間点で測定。</p>		

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	
21 治山編	2 溪間工	6 鋼製ダム工	4		鋼製ダム本體工 (不透過型)	水 通 し 部	基 準 高 ∇	± 50
							長 さ l	-50
							幅 w_1, w_3	-50
							の り 勾 配	± 0.2 分
						袖 部	袖 高 ∇	± 50
							幅 w_2	± 50
		の り 勾 配	± 0.2 分					
21 治山編	2 溪間工	6 鋼製ダム工	4		鋼製ダム本體工 (透過型)	堤長 L (m) 格	± 50	
						堤長 l (m) 格・B・L	± 10	
						堤幅 W (m) 格	± 30	
						堤幅 w (m) 格・B・L	± 10	
						堤幅 w (m) A	± 10	
						高さ H (m) 格・B・L	± 10	
						高さ H (m) A	± 10	
21 治山編	2 溪間工	6 鋼製ダム工	5		鋼製側壁工	堤 高 ∇	± 50	
						長 さ L	± 100	
						幅 w_1, w_2	± 50	
						の り 勾 配	± 0.2 分	
						高 さ h	$h < 3$ m	-50
							$h \geq 3$ m	-100

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>1. 図面の表示箇所にて測定する。</p> <p>2. ダブルウォール構造の場合は、堤高、幅、袖高は+の規格値は適用しない。</p>		
<p>測定項目の格, A, Bはそれぞれ 格: 格子形鋼製砂防えん堤 A: 鋼製スリットえん堤 A型 B: 鋼製スリットえん堤 B型 L: 鋼製L型スリット を表している。</p>		
<p>1. 図面に表示してある箇所にて測定。</p> <p>2. ダブルウォール構造の場合は、堤高、幅、袖高は+の規格値は適用しない。</p>		

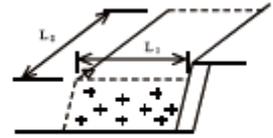
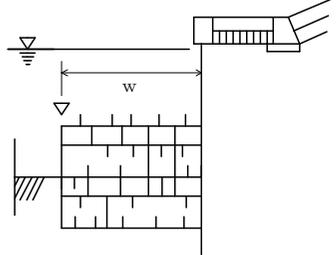
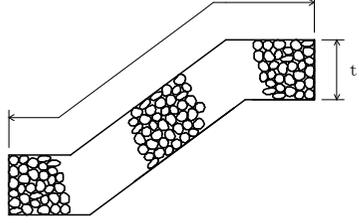
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
21 治山編	2 溪間工	6 鋼製ダム工	6 7		側壁工 間詰工	基準高 ∇	± 30
						幅 w_1, w_2	-30
						長さ L	-50
						のり勾配	± 0.2 分
21 治山編	2 溪間工	6 鋼製ダム工	8		水叩工	基準高 ∇	± 30
						幅 w	-30
						厚さ t	-30
						延長 L	-50
21 治山編	2 溪間工	6 鋼製ダム工	9		現場塗装工	塗膜厚	a. ロットの塗膜厚の平均値は目標塗膜厚合計値の90%以上。 b. 測定値の最小値は、目標塗膜厚合計値の70%以上。 c. 測定値の分布の標準偏差は、目標塗膜厚合計値の20%以下。 ただし、測定値の平均値が目標塗膜厚合計値より大きい場合はこの限りではない。

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1. 図面の寸法表示箇所を測定。 2. 上記以外の測定箇所の標準は、天端幅・天端高で各測点及びジョイント毎に測定。 3. 長さは、天端中心線の水平延長、又は、測点にを測定直角な水平延長。		第21編 21-2-4-5, 6 コンクリート側壁工・間詰工に準ずる。
基準高、幅、延長は図面に表示してある箇所で測定。 厚さは目地及びその中間点で測定。		第21編 21-2-4-7 水叩工に準ずる。
塗装終了時に測定。 1 ロットの大きさは、500 m ² とする。 1 ロット当たりの測定数は25点とし、各点の測定は5回行い、その平均値をその点の測定値とする。ただし、1 ロットの面積が200 m ² に満たない場合は10 m ² ごとに1点とする。		第3編 3-2-3-31 現場塗装工に準ずる。

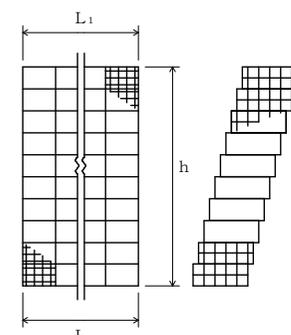
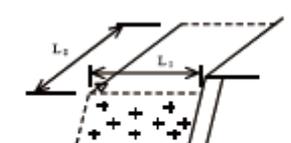
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	
21 治山編	2 溪間工	7 護岸工	3	1	コンクリート工	基準高 ∇	± 30	
						幅 w_1, w_2	-30	
						長さ L	-100	
						のり勾配	± 0.2 分	
21 治山編	2 溪間工	7 護岸工	3	2	木製枠工	基準高 ∇	± 50	
						幅 w_1, w_2	-50	
						延長 L	-100	
						のり勾配	± 0.2 分	
21 治山編	2 溪間工	7 護岸工	3	3	鋼製枠工	堤 高 ∇	± 50	
						長さ L	± 100	
						幅 w_1, w_2	± 50	
						のり勾配	± 0.2 分	
						高さ h	$h < 3$ m	-50
							$h \geq 3$ m	-100
21 治山編	2 溪間工	7 護岸工	3	4	コンクリートブロック工	基準高 ∇	± 50	
						法長 l	$l < 3$ m	-50
							$l \geq 3$ m	-100
						厚さ（ブロック積張） t_1	-50	
						厚さ（裏込） t_2	-50	
						延長 L	-200	

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1. 図面の寸法表示箇所を測定。 2. 上記以外の測定箇所の標準は、天端幅・天端高で各測点及びジョイント毎に測定。 3. 長さは、天端中心線の水平延長、又は、測点にを測定直角な水平延長。		第21編21-2-4-5コンクリート側壁工に準ずる。
1. 図面の寸法表示箇所を測定。 2. 上記以外の測定箇所の標準は、天端幅・天端高で各測点及びジョイント毎に測定。 3. 長さは、天端中心線の水平延長、又は、測点にを測定直角な水平延長		第21編21-2-5-5木製側壁工に準ずる。
1. 図面に表示してある箇所を測定。 2. ダブルウォール構造の場合は、堤高、幅、袖高は+の規格値は適用しない。		第21編21-2-6-5鋼製側壁工に準ずる。
施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。厚さは上端部及び下端部の2ヶ所を測定。 3次元計測技術を用いた出来形管理は、発注者が指定する規定による測点の管理方法を用いることができる。		第3編3-2-5-3コンクリートブロック工に準ずる。

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	
21 治山編	2 溪間工	7 護岸工	4	1	根固工	層積	基準高▽	±100
							厚さ	-20
							幅 w1, w2	-20
							延長 L1, L2	-200
						乱積	基準高▽	±t/2
							延長 L1, L2	-t/2
							基準高▽	±150
							幅 w	±300
21 治山編	2 溪間工	7 護岸工	4	2	沈床工	延 長 L	-200	
						延 長 L	-200	
						法長 ℓ	ℓ < 3 m	-50
21 治山編	2 溪間工	7 護岸工	5	1	かご工 (じゃかご工)	ℓ ≥ 3 m	-100	
						厚 さ t	-50	
						厚 さ t	-50	

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1ヶ所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。 幅、厚さは 40 個につき 1 箇所測定。 1 施工箇所毎	 <p>tは根固めブロックの高さ</p>	第3編3-2-3-17 根固めブロック工に準ずる。
施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1ヶ所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。 1 施工箇所毎		第3編3-2-3-18 沈床工に準ずる。
1 組毎 施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1 箇所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。		第21編21-1-5-10 鉄線籠工（じゃかご工）に準ずる。

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	
21 治山編	2 溪間工	7 護岸工	5		かご工 (ふとんかご工)	基準高▽	±50	
						高さ h	-50	
						延長 L ₁ , L ₂	-200	
						幅(厚さ) w	-50	
21 治山編	2 溪間工	8 水制工	1		水制工			
21 治山編	2 溪間工	9 流路工	1		流路工			
21 治山編	2 溪間工	10 異形コンクリートブロック工	1		異形ブロック製作	幅	+20 -10	
						高さ	+20 -10	
						長さ	+20 -10	
					異形コンクリートブロック据付	層積	基準高▽	±300
							厚さ	-20
							幅 w1, w2	-20
							延長 L1, L2	-200
						乱積	基準高▽	±t/2
	延長 L1, L2	-t/2						

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1 箇所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。</p>		<p>第 21 編 21-1-5-10 鉄線籠工 (ふとんかご工) に準ずる。</p>
<p>第 21 編 第 2 章 第 7 節 護岸工 に準ずる。</p>		
<p>第 21 編 第 2 章 第 7 節 護岸工 に準ずる。</p>		
<p>製作個数の 5%</p>		
<p>施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1 箇所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。 幅、厚さは 40 個につき 1 箇所測定。</p>	 <p>t は根固めブロックの高さ</p>	<p>第 3 編 3-2-3-17 根固めブロック工 に準ずる。</p>
<p>1 施工箇所毎</p>		
<p>施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1 箇所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。 1 施工箇所毎</p>		

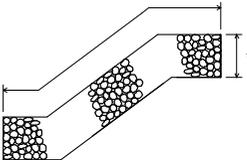
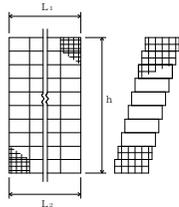
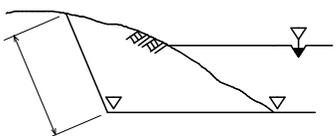
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値
21 治 山 編	3 山 腹 工	3 法 面 工	2	1	植生工 (種子吹付工) (張芝工) (筋芝工) (市松芝工) (植生シート工) (植生マット工) (植生筋工) (人工張芝工) (植生穴工)	切 土 法 長 ℓ	ℓ < 5 m	-200
							ℓ ≥ 5 m	法長の-4%
						盛 土 法 長 ℓ	ℓ < 5 m	-100
							ℓ ≥ 5 m	法長の-2%
						延 長 L	-200	
21 治 山 編	3 山 腹 工	3 法 面 工	2	2	植生工 (植生基材吹付工) (客土吹付工)	法 長 ℓ	ℓ < 5 m	-200
							ℓ ≥ 5 m	法長の-4%
						厚 さ t	t < 5 cm	-10
							t ≥ 5 cm	-20
							ただし、吹付面に凹凸がある場合の 最小吹付厚は、設計厚の 50%以上 とし、平均厚は設計厚以上。	
						延 長 L	-200	

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。</p> <p>1 施工箇所毎 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。</p>		第3編3-2-14-2植生工に準ずる。
<p>施工延長 40mにつき 1ヶ所、40m以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。</p> <p>施工面積 200 m²につき 1ヶ所、面積 200 m²以下のものは、1 施工箇所につき 2ヶ所。 検査孔により測定。</p> <p>1 施工箇所毎 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。</p>		第3編3-2-14-2植生工に準ずる。

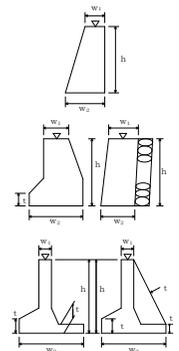
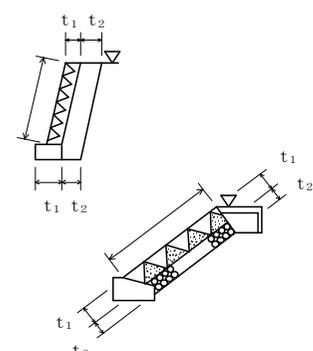
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	
21 治山編	3 山腹工	3 法面工	3		吹付工	法長 l	$l < 3\text{ m}$	-50
							$l \geq 3\text{ m}$	-100
						厚さ t	$t < 5\text{ cm}$	-10
							$t \geq 5\text{ cm}$	-20
						ただし、吹付面に凹凸がある場合の最小吹付厚は、設計厚の 50%以上とし、平均厚は設計厚以上		
21 治山編	3 山腹工	3 法面工	4	1	法枠工 (現場打法枠工) (現場吹付法枠工)	法長 l	$l < 10\text{ m}$	-100
							$l \geq 10\text{ m}$	-200
						幅 w	-30	
						高 さ h	-30	
						吹付枠中心間隔 a	± 100	
						延 長 L	-200	

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>施工延長 40mにつき 1ヶ所、40m以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。 測定箇所に凹凸があり、曲線法長の測定が困難な場合は直線法長とする。 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。</p> <p>200㎡につき 1ヶ所以上、200㎡以下は 2ヶ所をせん孔により測定。</p>		<p>第3編3-2-14-3吹付工に準ずる。</p>
<p>1 施工箇所毎 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。</p>		
<p>施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1ヶ所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。</p> <p>枠延長 100mにつき 1ヶ所、枠延長 100m以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。</p>		<p>第3編3-2-14-4法枠工に準ずる。</p> <p>曲線部は設計図書による</p>
<p>1 施工箇所毎 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。</p>		

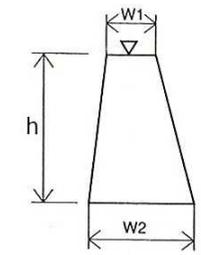
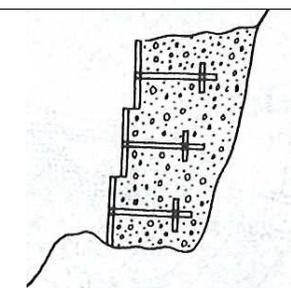
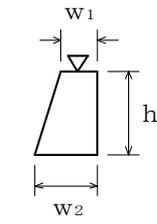
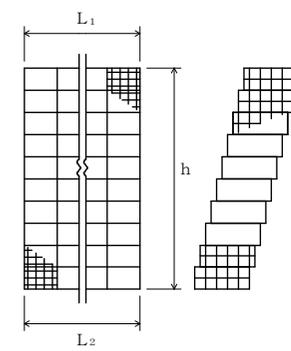
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値
21 治山編	3 山腹工	3 法面工	4	2	法枠工 (プレキャスト法枠工)	法長 l	$l < 10\text{m}$	-100
							$l \geq 10\text{m}$	-200
						延 長 L	-200	
21 治山編	3 山腹工	3 法面工	5	1	かご工 (じゃかご工)	法長 l	$l < 3\text{m}$	-50
							$l \geq 3\text{m}$	-100
						厚 さ t	-50	
21 治山編	3 山腹工	3 法面工	5	2	かご工 (ふとんかご工)	基 準 高 ∇	± 50	
						高 さ h	-50	
						延 長 L_1, L_2	-200	
						幅 (厚さ) w	-50	
21 治山編	3 山腹工	4 法切工	2		法切工	基 準 高 ∇	± 50	
						法長 l	$l < 5\text{m}$	-200
							$l \geq 5\text{m}$	法長 - 4%
						延 長	-200	
						のり勾配	± 5 厘	

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。</p> <p>1 施工箇所毎</p>		第 3 編 3-2-14-4 法枠工に準ずる。
<p>施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1 箇所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。</p>		第 21 編 21-1-5-10 鉄線籠工 (じゃかご工) に準ずる。
<p>施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1 箇所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。</p>		第 21 編 21-1-5-10 鉄線籠工 (ふとんかご工) に準ずる。
<p>施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1 箇所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。</p> <p>ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。</p> <p>基準高は掘削部の両端で測定。</p>		第 21 編 21-1-6-2 掘削工、切土工に準ずる。

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	
21 治山編	3 山腹工	5 土留工	3 4		コンクリート土留工 鉄筋コンクリート土留工	基準高 ∇	± 50	
						厚 さ t	-20	
						裏 込 厚 さ	-50	
						幅 w_1, w_2	-30	
						高 さ h	$h < 3\text{m}$	-50
							$h \geq 3\text{m}$	-100
						延 長 L	-50	
	の り 勾 配	± 0.2 分						
21 治山編	3 山腹工	5 土留工	5		石積土留工 コンクリートブロック 積土留工	基準高 ∇	± 50	
						法 長 ℓ	$\ell < 3\text{m}$	-50
							$\ell \geq 3\text{m}$	-100
						厚さ（ブロック積張） t_1	-50	
						厚さ（裏込） t_2	-50	
						延 長 L	-200	

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1 箇所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。</p> 	<p>1 施工箇所毎</p>	
<p>施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1 ヶ所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 ヶ所。厚さは上端部及び下端部の 2 ヶ所を測定。</p> <p>3次元計測技術を用いた出来形管理は、発注者が指定する規定による測点の管理方法を用いることができる。</p> 		<p>第3編3-2-5-3コンクリートブロック工に準ずる。</p>

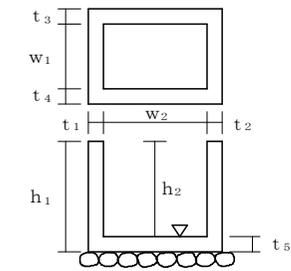
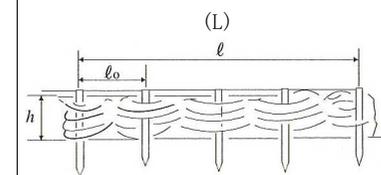
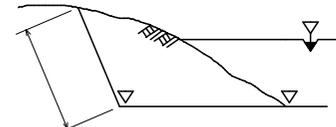
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
21 治山編	3 山腹工	5 土留工	6		丸太積土留工	延 長 L	-100
						幅 (厚さ) w1, w2	-50
						のり勾配	±0.5分
						高 さ h	-100
21 治山編	3 山腹工	5 土留工	7		コンクリート板土留工	基 準 高 ▽	±50
						高 さ h	-50
						延 長 L	-100
21 治山編	3 山腹工	5 土留工	8		鋼製枠土留工	基 準 高 ▽	±50
						幅 w	-30
						高 さ h	-50
						延 長 L	-200
						のり勾配	±0.2分
21 治山編	3 山腹工	5 土留工	9		土のう積土留工	高 さ h	-100
						延 長 L ₁ , L ₂	-200
						幅 (厚さ) w	-50
						のり勾配	±0.5分

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は 50m) につき 1 箇所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。</p>		<p>第 21 編 21-1-5-5 木製構造物工に準ずる。</p>
<p>施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は 50m) につき 1 箇所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。</p> <p>1 施工箇所毎</p>		
<p>施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は 50m) につき 1 箇所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。</p>		<p>第 21 編 21-1-5-12 枠工に準ずる。</p>
		

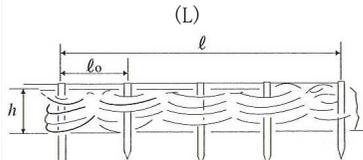
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
21 治山編	3 山腹工	7 暗きよ工	2 3 4		礫暗きよ工 鉄線籠暗きよ工 二次製品暗きよ工	基 準 高 ∇	± 30
						幅 w_1, w_2	-50
						深 さ h	-30
						延 長 L	-200
21 治山編	3 山腹工	7 暗きよ工	5		ボーリング暗きよ工	削 孔 深 さ ℓ	設計値以上
						配 置 誤 差 d	100
						せん孔方向 θ	± 2.5 度
21 治山編	3 山腹工	8 水路工	2 3 5 6		張芝水路工 練張及び空張水路工 丸太柵及び編柵水路工 土のう等緑化二次製品水路工	幅 w	-100
						高 さ h	-50
						延 長 L	-200
21 治山編	3 山腹工	8 水路工	4		鋼製及びコンクリート二次製品水路工	基 準 高 ∇	± 30
						厚 さ t_1, t_2	-20
						幅 w	-30
						高 さ h_1, h_2	-30
						延 長 L	-200

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1ヶ所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。</p> <p>1 施工箇所毎 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。</p>		<p>第3編3-2-3-29 側溝工に準ずる。</p>
<p>全数</p>	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$	<p>第21編21-4-4-1 ボーリング暗きよ工に準ずる。</p>
<p>施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1 箇所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。</p>		
<p>施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1 箇所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。（なお製品使用の場合は、製品寸法は、規格証明書等による）</p>		

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	
21 治山編	3 山腹工	8 水路工	7		集水柵工	基準高 ∇	± 30	
						※厚さ $t_1 \sim t_5$	-20	
						※幅 w_1, w_2	-30	
						※高さ h_1, h_2	-30	
21 治山編	3 山腹工	9 柵工	2 3 4 5		編柵工 木柵及び丸太柵工 コンクリート板柵工 鋼製及び合成樹脂二次製品柵工	延長 L	$< 10\text{m}$	-200
							$\geq 10\text{m}$	-2%
						柵 高 h		-30
						杭 の 使用 本 数		L/L_0+1 以上
						杭 間 隔 L_0		+200
						杭の末口径 D		-10%
21 治山編	3 山腹工	10 階段切付工	1		階段切付工	基準高 ∇	± 50	
						法長 l	$l < 5\text{m}$	-200
							$l \geq 5\text{m}$	法長 - 4%
						延 長		-200
						のり勾配		± 5 厘

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1ヶ所毎 ※は現場打部分のある場合		第3編3-2-3-30 集水柵工に準ずる。
延長は全箇所 柵高、杭間隔、杭径については、杭数の10%程度について検測する。 ただし、杭の使用本数は全数とする		
施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1箇所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。 基準高は掘削部の両端で測定。		第21編21-1-6-2 掘削工、切土工に準ずる。

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	
21	3	11	2		石筋工	高 さ h	-50	
						延 長 L	-100	
						幅 w	-50	
						のり勾配	±0.5分	
					萱筋工	高 さ h	-50	
						延 長 L	-100	
						幅 w	-50	
					丸太筋工	延長 L	< 10m	-200
							≥ 10m	-2%
						柵 高 h	-30	
						杭の使用本数	L/L ₀ +1以上	
						杭間隔 L ₀	+200	
						杭の末口径 D	-10%	
					その他緑化二次製品を用いた筋工	高 さ h	-50	
						延 長 L	-100	
						幅 w	-50	
						のり勾配	±0.5分	

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
延長は全箇所 施工延長 40m につき 1 箇所、延長 40m 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所		
延長は全箇所 施工延長 40m につき 1 箇所、延長 40m 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所		
延長は全箇所 柵高、杭間隔、杭径については、杭数の 10%程度について検測する。 ただし、杭の使用本数は全数とする	 <p>(L)</p>	第 21 編第 9 節柵工に準ずる。
延長は全箇所 施工延長 40m につき 1 箇所、延長 40m 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所 (製品寸法は、規格証明書等による)		

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値
21 治山編	3 山腹工	12 伏工	2 3 4 5		わら伏工 むしろ伏工 網伏工 その他二次製品を用いた伏工	法長	$SL < 5m$	-200
							$SL \geq 5m$	-4%
						延 長 L		-200
						植 被 率		70%以上
21 治山編	3 山腹工	13 実播工	2 3 4		筋実播工 斜面実播工 航空実播工	切土法長 l	$l < 5m$	-200
							$l \geq 5m$	法長の-4%
						盛土法長 l	$l < 5m$	-100
							$l \geq 5m$	法長の-2%
						延 長 L		-200
21 治山編	3 山腹工	14 吹付工	2 3		種子吹付工A 種子吹付工B	切土法長 l	$l < 5m$	-200
							$l \geq 5m$	法長の-4%
						盛土法長 l	$l < 5m$	-100
							$l \geq 5m$	法長の-2%
						延 長 L		-200

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。</p> <p>1 施工箇所毎 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。</p>		第3編3-2-14-2植生工に準ずる。
<p>施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。</p> <p>1 施工箇所毎 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。</p>		第3編3-2-14-2植生工に準ずる。

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
21 治山編	3 山腹工	15 植栽工	2	1	植栽工 (正方形植栽等)	植栽本数(本)	設計数値以上
						植栽列間苗間隔	±200 ※根株等の障害物がある場合は除く
						苗木規格	設計数値以上
						植付け穴	-50
						植栽面積	-0.15%
				2	植栽工 (並木植え等)	植栽本数(本)	設計数値以上
						植栽列間苗間隔	±200 ※根株等の障害物がある場合は除く
						苗木規格	設計数値以上
						植付け穴	-50
						植栽面積	-0.15%

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<ul style="list-style-type: none"> 標準地を設定：100 m²(10m×10m)を標準 1ha未満 標準地2箇所以上 1ha以上5ha未満 標準地3箇所以上 5ha以上は5haを超える毎に1箇所 [例：24ha=3+(24-5)÷5≒7箇所] ・周囲測量図面に測定位置を記載する。 		
標準地毎に2箇所		
標準地毎に2箇所		
標準地毎に2箇所		
周囲測量		
<ul style="list-style-type: none"> ・高中木（樹種毎） 200本未満：5% 500本未満：4% 500本以上：3% ・低木（樹種毎） 200本未満：3% 1000本未満：1.5% 1000本以上：0.8% ・周囲測量図面に測定位置を記載する。 		
標準地毎に2箇所		
標準地毎に2箇所		
標準地毎に2箇所		
周囲測量		

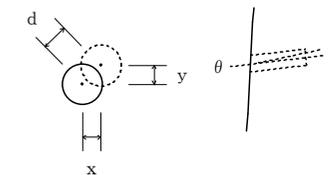
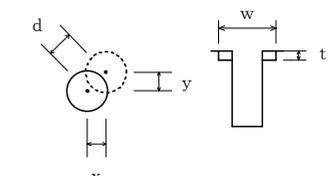
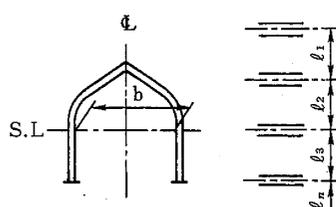
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
21 治 山 編	3 山 腹 工	15 植 栽 工	3		追肥	施肥面積	-0.15%
						施肥量	設計数値以上
			4		補植	補植面積	-0.15%
						補植本数（本）	設計数値以上

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
周囲測量		
空袋数		
周囲測量		
・標準地を設定：100 m ² (10m×10m) を標準 1ha 未満 標準地 2 箇所以上 1ha 以上 5ha 未満 標準地 3 箇所以上 5ha 以上は 5ha を超える毎に 1 箇所 [例：24ha=3+(24-5)÷5=7 箇所] ・周囲測量図面に測定位置を記載する。		

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	
21 治山編	3 山腹工	16 補強土壁工	1		補強土壁工 (補強土(テールアルメ)壁工法) (多数アンカー式補強土工法) (ジオテキスタイルを用いた補強土工法)	基準高 ∇	±50	
						高さ h	$h < 3\text{m}$	-50
							$h \geq 3\text{m}$	-100
						鉛直度 Δ	±0.03h かつ ±300 以内	
						控え長さ	設計値以上	
延長 L	-200							
21 治山編	3 山腹工	17 落石防止工	3 4 6		鋼製落石防止壁工 落石防護柵工 落石防護土留工	高さ h	±30	
						延長 L	-200	
21 治山編	3 山腹工	17 落石防止工	5 7		落石防護網工 固定工(ロープ伏工)	幅 W	-200	
						延長 L	-200	

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。</p> <p>ただし、3次元計測技術を用いた出来形管理を発注者が指定する規定により出来形管理を実施する場合は、規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。</p>		第3編3-2-15-3補強土壁工に準ずる。
1 施工箇所毎		
<p>施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1箇所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2箇所。</p>		
1 施工箇所毎		
1 施工箇所毎		

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
21 治山編	4 地すべり防止工	4 ボーリング暗きょ工	1		ボーリング暗きょ工	削孔深さ l	設計値以上
						配置誤差 d	100
						せん孔方向 θ	± 2.5 度
21 治山編	4 地すべり防止工	5 集水井工	3		集水井工	基準高 ∇	± 50
						偏心量 d	150
						長さ L	-100
						巻立て幅 w	-50
						巻立て厚さ t	-30
21 治山編	4 地すべり防止工	6 排水トンネル工	3		支保工	設置間隔	± 75
						幅 b (B タイプ)	-0
						幅 b (C・D タイプ)	-40

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
全数	 $d = \sqrt{x^2 + y^2}$	
全数測定。 偏心量は、杭頭と底面の差を測定。	 $d = \sqrt{x^2 + y^2}$	
間隔、幅は、全基数について測定する。 支保工幅の測定時期は、原則として建込み直後及び覆工前の2回とする。		

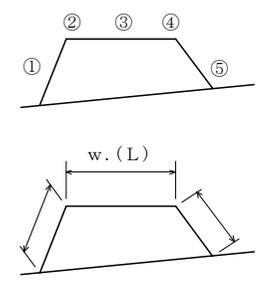
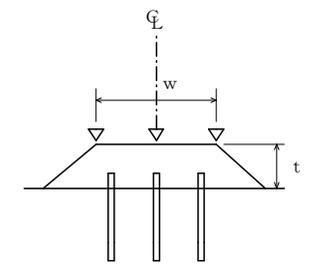
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	
21 治山編	4 地すべり防止工	6 排水トンネル工	5		覆工	基準高 ∇	± 50	
						幅 W	-0	
						厚 さ t	-40	
						高 さ h	-40	
						中心線のズレ	直線部	± 100
							曲線部	± 150
						施工延長	150m未満	-150
150m以上	-0.1%							
21 治山編	4 地すべり防止工	7 排土及び押え盛土工	2	3	排土工	基準高 ∇	± 50	
						法長 l	$l < 5m$	-200
							$l \geq 5m$	法長-4%
						延 長	-200	
						のり勾配	± 5 厘	
			押え盛土工	基準高 ∇	-50			
				法長 l	$l < 5m$	-100		
					$l \geq 5m$	法長-2%		
				幅 w_1, w_2	-100			
				延 長	-200			
のり勾配	± 5 厘							

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>1. 基準高、厚さ、幅、高さについては、1スパンにつき1箇所割合で測定する。</p> <p>2. 巻厚 (1) コンクリート打設前の巻立空間を1スパンの終点において図に示す①～⑩の各点で測定する。 (2) コンクリート打設後の覆工コンクリートについて1スパンの端部（施工継目）において図に示す①～⑩の各点で測定する。 (3) 削孔による巻厚の測定は、図の①において50mにつき1箇所、②③④において100mにつき1箇所割合で行う。ただしトンネル延長が100m未満のものについては2箇所以上の削孔を行い巻厚測定を行う。</p> <p>3. 中心線のズレ 直線部は50mにつき1箇所、曲線部は1スパンにつき1箇所割合で測定する。</p> <p>3次元計測技術を用いた出来形管理は、発注者が指定する規定による測点の管理方法を用いることができる。</p>		
<p>施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1箇所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2箇所。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。 基準高は掘削部の両端で測定。</p>		第21編21-1-6-2 掘削工、切土工に準ずる。
<p>施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1箇所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2箇所。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。 基準高は各法肩で測定。</p>		第21編21-1-6-3 盛土工、埋戻しに準ずる。

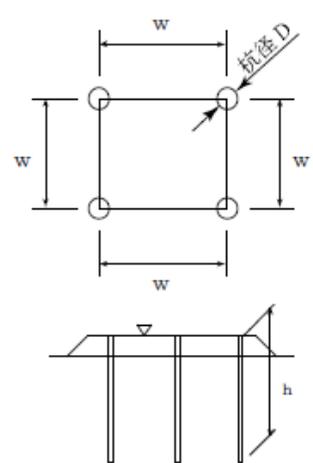
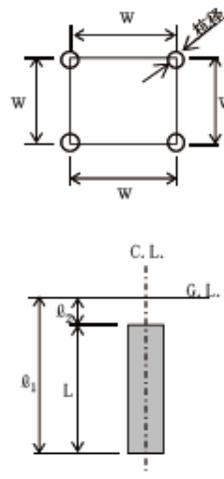
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
21 治山編	4 地すべり防止工	8 杭工	2		鋼管杭 合成杭	基準高 ∇	±50
						根 入 長	設計値以上
						偏 心 量 d	D/4 以内かつ 100 以内
						傾 斜	1/100 以内
21 治山編	4 地すべり防止工	9 シャフト工（深礎工）	1		シャフト工（深礎工）	基準高 ∇	±50
						根 入 長	設計値以上
						偏 心 量 d	150 以内
						傾 斜	1/50 以内
						基礎径 D	設計径（公称径）以上※
21 治山編	4 地すべり防止工	10 アンカー工	2		アンカー工	削孔深さ ℓ	設計値以上
						配置誤差 d	100
						せん孔方向 θ	±2.5 度

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
全数について杭中心で測定。 3次元計測技術を用いた出来形管理を 発注者が指定する規定により出来形管 理を実施する場合は、規定する計測精 度・計測密度を満たす計測方法により 出来形管理を実施することができる。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$	第3編3-2 -4-4 既製 杭工に準ずる。
全数について杭中心で測定。 ※ライナープレートの場合はその内 径、補強リングを必要とする場合は補 強リングの内径とし、モルタルライ ニングの場合はモルタル等の土留め構造 の内径にて測定。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$	第3編3-2 -4-6 深礎 工に準ずる。
全数		第3編3-2 -14-6 アン カー工に準ず る。

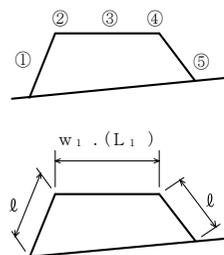
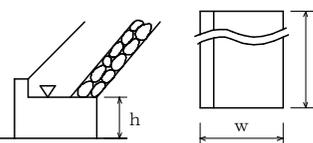
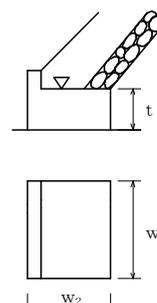
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
21 治山編	5 海岸 防災 林造 成	4 地盤 改良 工	2		表層安定処理工 (サンドマット海上)	基 準 高 ∇	特記仕様書に 明示
						法 長 l	-500
						天 端 幅 w	-300
						天端延長 L	-500
21 治山編	5 海岸 防災 林造 成	4 地盤 改良 工	3		パイルネット工	基 準 高 ∇	± 50
						厚 さ t	-50
						幅 w	-100
						延 長 L	-200

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>施工延長 10mにつき、1 測点当たり 5 点以上測定。</p> <p>w.(L)は施工延長 40mにつき 1ヶ所、80m以下のものは 1 施工箇所につき 3 箇所。 (L) はセンターライン及び表裏法肩で行う。</p>		<p>第3編3-2-7-4 地盤改良工に準ずる。</p>
<p>施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1ヶ所。 厚さは中心線及び両端で掘り起こして測定。 杭については、当該杭の項目に準ずる。</p>		<p>第3編3-2-7-4 地盤改良工に準ずる。</p>

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
21 治山編	5 海岸 防災 林造 成	4 地盤 改良 工	4	5	バーチカルドレーン工 (サンドドレーン工) (ペーパードレーン工) (袋詰式サンドドレーン工) 縮固め改良工 (サンドコンパクション ンパイル工)	位置・間隔w	±100
						杭 径 D	設計値以上
						打 込 長 さ h	設計値以上
						サンドドレーン、袋詰式 サンドドレーン、サンド コンパクションパイル の砂投入量	—
21 治山編	5 海岸 防災 林造 成	4 地盤 改良 工	6	固結工 (粉体噴射攪拌工) (高圧噴射攪拌工) (スラリー攪拌工) (生石灰パイル工)	基 準 高 ▽	-50	
					位置・間隔w	D/4 以内	
					杭 径 D	設計値以上	
					深 度 ℓ	設計値以上	

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
100本に1ヶ所。 100本以下は2ヶ所測定。1ヶ所に4本測定。 ただし、ペーパードレーンの杭径は対象外とする。 全本数 全本数 計器管理にかえることができる。	 <p>※余長は、適用除外</p>	第3編3-2 一7-4地盤 改良工に準ず る。
100本に1ヶ所。 100本以下は2ヶ所測定。 1ヶ所に4本測定。 全本数 L=ℓ ₁ -ℓ ₂ ℓ ₁ は改良体先端深度 ℓ ₂ は改良体天端深度		第3編3-2 一7-4地盤 改良工に準ず る。

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	
21 治山編	5 海岸 防災 林造成	5 護岸 基礎 工	4		捨石工	基	本 均 し	±50
						準	表 面 均 し	±100
						高	荒均し 異形ブロック据付面 (乱積) の高さ	±500
							異形ブロック据付面 (乱積) 以外の高さ	±300
						▽	被覆均し 異形ブロック据付面 (乱積) の高さ	±500
							異形ブロック据付面 (乱積) 以外の高さ	±300
						法 長 l	-100	
						天 端 幅 w_1	-100	
天 端 延 長 L_1	-200							
21 治山編	5 海岸 防災 林造成	5 護岸 基礎 工	5		場所打コンクリート 工	基 準 高 ▽	±30	
						幅 w	-30	
						高 さ h	-30	
						延 長 L	-200	
21 治山編	5 海岸 防災 林造成	5 護岸 基礎 工	6		海岸コンクリートブ ロック工	基 準 高 ▽	±50	
						ブロック厚 t	-20	
						ブロック縦幅 w_1 ブロック横幅 w_2	-20	
						延 長 L	-200	

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>施工延長 10mにつき、1測点当たり 5 点以上測定。</p>  <p>幅は施工延長 40m（測点間隔 25mの場合 は 50m）につき 1 箇所、延長 40m（又 は 50m）以下のものは 1 施工箇所につ き 2 箇所、延長はセンターライン及び 表裏法肩。</p>		
<p>施工延長 40m（測点間隔 25mの場合 は 50m）につき 1 箇所、延長 40m（又 は 50m）以下のものは 1 施工箇所につ き 2 箇所。</p> <p>3次元計測技術を用いた出来形管理を 発注者が指定する規定により出来形管 理を実施する場合は、規定する計測精 度・計測密度を満たす計測方法により 出来形管理を実施することができる</p> 		
<p>ブロック個数 40 個につき 1 箇所の割で 測定。基準高、延長は施工延長 40m（測 点間隔 25mの場合 50m）につき 1 箇 所、延長 40m（又は 50m）以下のもの は 1 施工箇所につき 2 箇所。</p> <p>3次元計測技術を用いた出来形管理 は、発注者が指定する規定による測点 の管理方法を用いることができる。</p> 		

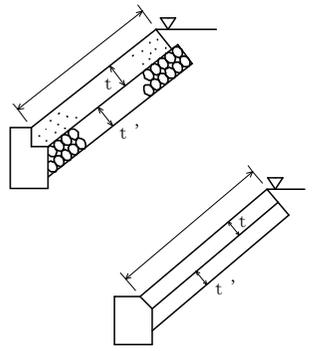
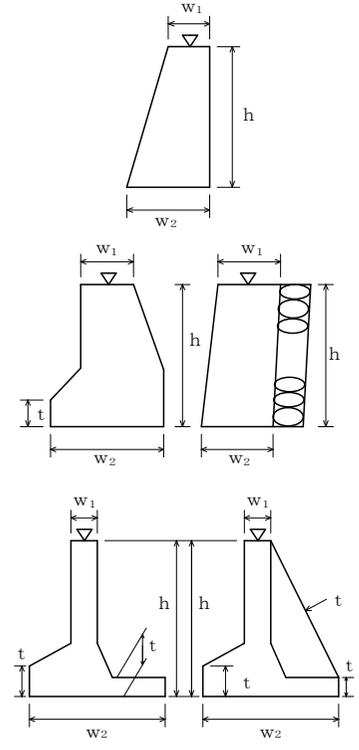
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
21 治山編	5 海岸 防災 林造 成	5 護岸 基礎 工	7	1	笠コンクリート工	基 準 高 ▽	±30
						幅 w	-30
						高 さ h	-30
						延 長 L	-200
21 治山編	5 海岸 防災 林造 成	5 護岸 基礎 工	7	2	笠コンクリート工 (プレキャスト笠コン クリート)	基 準 高 ▽	±30
						延 長 L	-200
21 治山編	5 海岸 防災 林造 成	5 護岸 基礎 工	8	1	基礎工	基 準 高 ▽	±30
						幅 w	-30
						高 さ h	-30
						延 長 L	-200
21 治山編	5 海岸 防災 林造 成	5 護岸 基礎 工	8	2	基礎工 (プレキャスト基礎工)	基 準 高 ▽	±30
						延 長 L	-200

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>施工延長 40m（測点間隔 25m の場合は 50m）につき 1ヶ所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工ヶ所につき 2 箇所。</p>		<p>第3編3-2-4-3基礎工に準ずる。</p>
<p>施工延長 40m（測点間隔 25m の場合は 50m）につき 1ヶ所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。</p>		<p>第3編3-2-4-3基礎工に準ずる。</p>
<p>施工延長 40m（測点間隔 25m の場合は 50m）につき 1ヶ所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工ヶ所につき 2 箇所。</p> <p>3次元計測技術を用いた出来形管理を発注者が指定する規定により出来形管理を実施する場合は、規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。</p>		<p>第3編3-2-4-3基礎工に準ずる。</p>
<p>施工延長 40m（測点間隔 25m の場合は 50m）につき 1ヶ所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。</p> <p>3次元計測技術を用いた出来形管理は、発注者が指定する規定による測点の管理方法を用いることができる。</p>		<p>第3編3-2-4-3基礎工に準ずる。</p>

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	
21 治山編	5 海岸 防災 林造 成	5 護岸 基礎 工	9		矢板工	基 準 高 ∇	±50	
						根 入 長	設計値以上	
						変 位 ℓ	100	
21 治山編	5 海岸 防災 林造 成	6 護岸 工	3		捨石張り工	基 準 高 ∇	±50	
						法長 ℓ	$\ell < 3\text{m}$	-50
							$\ell \geq 3\text{m}$	-100
						延 長 L	-200	
21 治山編	5 海岸 防災 林造 成	6 護岸 工	4		石張り・石積み工	基 準 高 ∇	±50	
						法長 ℓ	$\ell < 3\text{m}$	-50
							$\ell \geq 3\text{m}$	-100
						厚さ（石積・張） t_1	-50	
						厚さ（裏込） t_2	-50	
						延 長 L	-200	
21 治山編	5 海岸 防災 林造 成	6 護岸 工	5		海岸コンクリートブ ロック工（製作）	幅	+20 -10	
						高 さ	+20 -10	
						長 さ	+20 -10	
					海岸コンクリートブ ロック工	基 準 高 ∇	±50	
						法長 ℓ	$\ell < 5\text{m}$	-100
							$\ell \geq 5\text{m}$	$\ell \times (-2\%)$
						厚 さ t	-50	
						延 長 L	-200	

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>基準高は施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 変位は、施工延長20m（測点間隔25mの場合は25m）につき1ヶ所、延長20m（又は25m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。</p>		<p>第3編3-2-3-4矢板工に準ずる。</p>
<p>施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1箇所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2箇所。</p>		
<p>施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。厚さは上端部及び下端部の2ヶ所を測定。</p>		<p>第3編3-2-5-5石積（張）工に準ずる。</p>
<p>製作個数の5%</p>		<p>第21編第2章第10節異形ブロック製作に準ずる。</p>
<p>施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1箇所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2箇所。</p>		

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	
21 治山編	5 海岸 防災 林造 成	6 護岸 工	6		コンクリート被覆工	基準高 ∇	± 50	
						法 長 l	$l < 3\text{m}$	-50
							$l \geq 3\text{m}$	-100
						厚 さ t	$t < 100$	-20
							$t \geq 100$	-30
						裏込材厚 t'	-50	
						延 長 L	-200	
21 治山編	5 海岸 防災 林造 成	6 護岸 工	7		現場打擁壁工	基準高 ∇	± 50	
						厚 さ t	-20	
						裏込厚 さ	-50	
						幅 w_1, w_2	-30	
						高 さ h	$h < 3\text{m}$	-50
							$h \geq 3\text{m}$	-100
						延 長 L	-200	

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1 箇所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。</p> <p>3次元計測技術を用いた出来形管理は、発注者が指定する規定による測点の管理方法を用いることができる。</p>		
<p>施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1 箇所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。</p> <p>3次元計測技術を用いた出来形管理を発注者が指定する規定により出来形管理を実施する場合は、規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。</p> <p>1 施工箇所毎</p>		

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	
21 治山編	5 海岸 防災 林造 成	7 天 端 被 覆 工	2		コンクリート被覆工	基 準 高 ∇	±50	
						幅 w	-50	
						厚 さ t	-10	
						基 礎 厚 t'	-45	
						延 長 L	-200	
21 治山編	5 海岸 防災 林造 成	7 天 端 被 覆 工	3		アスファルト被覆工	基 準 高 ∇	±50	
						幅 w	-50	
						厚 さ t	-9	
						基 礎 厚 t'	-45	
						延 長 L	-200	
21 治山編	5 海岸 防災 林造 成	8 波 返 工	3		波返工	基 準 高 ∇	±50	
						幅 w_1, w_2	-30	
						高さ $h < 3\text{m}$ h_1, h_2, h_3	-50	
						高さ $h \geq 3\text{m}$ h_1, h_2, h_3	-100	
						延 長 L	-200	
21 治山編	5 海岸 防災 林造 成	9 裏 法 被 覆 工	2		石積（張）工	基 準 高 ∇	±50	
						法 長 ℓ	$\ell < 3\text{m}$	-50
							$\ell \geq 3\text{m}$	-100
						厚さ（石積・張） t_1	-50	
						厚さ（裏込） t_2	-50	
延 長 L	-200							

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1 箇所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。</p> <p>3次元計測技術を用いた出来形管理は、発注者が指定する規定による測点の管理方法を用いることができる。</p>		
<p>施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1 箇所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。</p> <p>厚さは、1000 m²に 1 箇所の割でコアーを採取して測定。</p>		
<p>施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1 箇所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。</p>		
<p>施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1ヶ所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。厚さは上端部及び下端部の 2ヶ所を測定。</p> <p>3次元計測技術を用いた出来形管理は、発注者が指定する規定による測点の管理方法を用いることができる。</p>		<p>第3編3-2-5-5石積（張）工に準ずる。</p>

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値		
21 治山編	5 海岸 防災 林造 成	9 裏法 被覆 工	3	1	コンクリートブロック工 (コンクリートブロック張り) (コンクリートブロック積み)	基準高 ▽	±50		
						法 長 ℓ	ℓ < 3m	-50	
							ℓ ≥ 3m	-100	
						厚さ (ブロック積張)		t ₁	-50
						厚さ (裏込)		t ₂	-50
						延 長 L			-200
21 治山編	5 海岸 防災 林造 成	9 裏法 被覆 工	3	2	コンクリートブロック工 (連節ブロック張り)	基準高 ▽	±50		
						法 長 ℓ	-100		
						延長 L ₁ , L ₂	-200		
21 治山編	5 海岸 防災 林造 成	9 裏法 被覆 工	4		コンクリート被覆工	基準高 ▽	±50		
						法 長 ℓ	ℓ < 3m	-50	
							ℓ ≥ 3m	-100	
						厚 さ t	t < 100	-20	
							t ≥ 100	-30	
						裏込材厚 t'		-50	
延 長 L		-200							
21 治山編	5 海岸 林造 成	9 裏法 被覆 工	5		アスファルト被覆工	基準高 ▽	±50		
						法 長 ℓ	ℓ < 3m	-50	
							ℓ ≥ 3m	-100	
						厚 さ t	t < 100	-20	
							t ≥ 100	-30	
						裏込材厚 t'		-50	
延 長 L		-200							

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。厚さは上端部及び下端部の 2ヶ所を測定。</p> <p>3次元計測技術を用いた出来形管理は、発注者が指定する規定による測点の管理方法を用いることができる。</p>		<p>第3編3-2-5-3コンクリートブロック工に準ずる。</p>
<p>施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。</p> <p>3次元計測技術を用いた出来形管理は、発注者が指定する規定による測点の管理方法を用いることができる。</p>		<p>第3編3-2-5-3コンクリートブロック工に準ずる。</p>
<p>施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1箇所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2箇所。</p> <p>3次元計測技術を用いた出来形管理は、発注者が指定する規定による測点の管理方法を用いることができる。</p>		
<p>施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1箇所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2箇所。</p>		

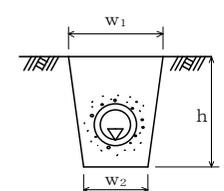
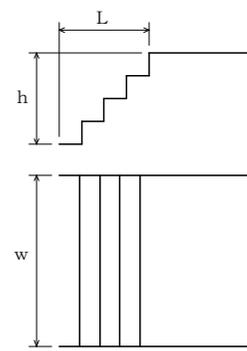
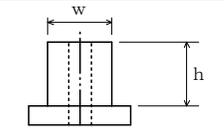
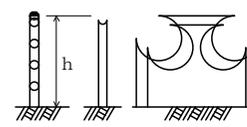
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	
21 治山編	5 海岸 防災 林造 成	9 裏法 被覆 工	6	1	法枠工 (現場打法枠工) (現場吹付法枠工)	法長 ℓ	$\ell < 10\text{m}$	-100
							$\ell \geq 10\text{m}$	-200
						幅	w	-30
						高 さ	h	-30
						吹付枠中心間隔	a	± 100
			延 長 L	-200				
21 治山編	5 海岸 防災 林造 成	9 裏法 被覆 工	6	2	法枠工 (プレキャスト法枠工)	法長 ℓ	$\ell < 10\text{m}$	-100
							$\ell \geq 10\text{m}$	-200
						延 長 L	-200	
21 治山編	5 海岸 防災 林造 成	10 カル バート 工	3		プレキャストカルバート工 (プレキャストボックス工) (プレキャストパイプ工)	基 準 高 ∇	± 30	
						※幅	w	-50
						※高 さ	h	-30
						延 長 L	-200	

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>施工延長 40m（測点間隔 25m の場合は 50m）につき 1ヶ所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。</p> <p>枠延長 100mにつき 1ヶ所、枠延長 100m以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。</p> <p>1 施工箇所毎 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。</p>		<p>第 3 編 3 - 2 - 14 - 4 法枠工に準ずる。</p> <p>曲線部は設計図書による</p>
<p>施工延長 40m（測点間隔 25m の場合は 50m）につき 1ヶ所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。</p> <p>1 施工箇所毎</p>		<p>第 3 編 3 - 2 - 14 - 4 法枠工に準ずる。</p>
<p>施工延長 40m（測点間隔 25m の場合は 50m）につき 1ヶ所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。 ※印は、現場打部分のある場合</p> <p>1 施工箇所毎</p>		<p>第 3 編 3 - 2 - 3 - 2 8 プレキャストカルバート工に準ずる。</p>

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
21 治山 編	5 海 岸 防 災 林 造 成	11 排 水 構 造 物 工	3		側溝工 (プレキャストU型側 溝) (自由勾配側溝)	基 準 高 ∇	± 30
						延 長 L	-200
21 治山 編	5 海 岸 防 災 林 造 成	11 排 水 構 造 物 工	4		集水桝工	基 準 高 ∇	± 30
						※厚さ $t_1 \sim t_5$	-20
						※幅 w_1, w_2	-30
						※高さ h_1, h_2	-30
21 治山 編	5 海 岸 防 災 林 造 成	11 排 水 構 造 物 工	5		堤脚水路工	基 準 高 ∇	± 30
						厚さ t_1, t_2	-20
						幅 w	-30
						高さ h_1, h_2	-30
						延 長 L	-200
21 治山 編	5 海 岸 防 災 林 造 成	11 排 水 構 造 物 工	6	1	管渠工 (プレキャストパイプ) (プレキャストボック ス)	基 準 高 ∇	± 30
						※幅 w	-50
						※高 さ h	-30
						延 長 L	-200

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1 箇所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。</p> <p>「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。</p> <p>1 施工箇所毎 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。</p>		
<p>1 箇所毎 ※は現場打部分のある場合</p>		
<p>施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1 箇所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。</p> <p>なお、製品使用の場合は、製品寸法については規格証明書等による。</p> <p>1 施工箇所毎</p>		
<p>施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1 箇所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。</p> <p>※印は現場打部分のある場合</p> <p>1 施工箇所毎</p>		

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	
21 治山編	5 海岸 防災 林造 成	11 排水 構造 物工	6	2	管渠工 (コルゲートパイプ) (ダクタイル鋳鉄管)	基 準 高 ∇	± 30	
						幅 w_1, w_2	-50	
						高 さ h	-30	
						延 長 L	-200	
21 治山編	5 海岸 防災 林造 成	12 付属 物設 置工	4		階段工	幅 w	-30	
						高 さ h	-30	
						長 さ L	-30	
						段 数	± 0 段	
21 治山編	5 海岸 防災 林造 成	12 付属 物設 置工	5		防止柵工	基 礎	幅 w	-30
						高 さ h	-30	
						パイプ取付高 H	$+30$ -20	

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>施工延長 40m（測点間隔 25m の場合は 50m）につき 1 箇所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。</p>		
1 施工箇所毎		
1 回 / 1 施工箇所		
<p>単独基礎 10 基につき 1 基、10 基以下のものは 2 基測定。測定箇所は 1 基につき 1 ケ所測定。</p>		第 3 編 3 - 2 - 3 - 7 防止柵工に準ずる。
1 ケ所 / 1 施工箇所		

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値の平均 (X ₁₀)	
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下
21 治山編	5 海岸防災林造成	13 付帯道路工	4	1	アスファルト舗装工 (下層路盤)	基準高▽	±40	±50	—	—
						厚 さ	-45	-45	-15	-15
						幅	-50	-50	—	—
21 治山編	5 海岸防災林造成	13 付帯道路工	4	2	アスファルト舗装工 (上層路盤)	厚 さ	-25	-30	-8	-10
						幅	-50	-50	—	—
21 治山編	5 海岸防災林造成	13 付帯道路工	4	3	アスファルト舗装工 (基層)	厚 さ	-9	-12	-3	-4
						幅	-25	-25	—	—
21 治山編	5 海岸防災林造成	13 付帯道路工	4	4	アスファルト舗装工 (表層)	厚 さ	-7	-9	-2	-3
						幅	-25	-25	—	—
						平坦性	—		3m プローフィルメーター (σ)2.4mm 以下直読式(足付き) (σ)1.75mm 以下	

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>基準高は延長 40m 毎に 1ヶ所の割とし、道路中心線および端部で測定。厚さは各車線 200m 毎に 1ヶ所を掘り起こして測定。幅は、延長 80m 毎に 1ヶ所の割に測定。</p> <p>3次元計測技術を用いた出来形管理は、発注者が指定する規定による測点の管理方法を用いることができる。</p>	<p>○施工規模の考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が 2,000m² 以上の場合。 ・小規模工事とは、1層あたりの施工面積が 2,000m² 未満 <p>○厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値 (X₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータが 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。</p>	<p>第3編 3-2-6-7 アスファルト舗装工に準ずる。</p>
<p>幅は、延長 80m 毎に 1ヶ所の割とし、厚さは各車線 200m 毎に 1ヶ所を掘り起こして測定。</p> <p>3次元計測技術を用いた出来形管理は、発注者が指定する規定による測点の管理方法を用いることができる。</p>	<p>○厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値 (X₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータが 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。</p>	
<p>幅は、延長 80m 毎に 1ヶ所の割とし、厚さは、1,000 m² に 1 個の割でコアを採取して測定。</p>	<p>○施工規模の考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が 2,000m² 以上かつ使用する 基層および表層用混合物の総使用量が 500t 以上の場合。 ・小規模工事とは、1層あたりの施工面積が 2,000m² 未満または使用する 基層および表層用混合物の総使用量が 500t 未満(コンクリートでは 400m³ 未満) <p>○厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値 (X₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータが 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。</p> <p>コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。</p> <p>維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。</p>	
<p>幅は、延長 80m 毎に 1ヶ所の割とし、厚さは、1,000 m² に 1 個の割でコアを採取して測定。</p> <p>3次元計測技術を用いた出来形管理は、発注者が指定する規定による測点の管理方法を用いることができる。</p>	<p>○厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値 (X₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータが 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。</p> <p>コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。</p> <p>維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。</p>	

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値の平均 (X ₁₀)
							中規模以上	小規模以下	中規模以上
21 治山編	5 海岸防 災林造 成	13 付帯道 路工	5	1	コンクリート舗装工 (下層路盤)	基準高▽	±40	±50	—
						厚 さ	-45		-15
						幅	-50		—
21 治山編	5 海岸防 災林造 成	13 付帯道 路工	5	2	コンクリート舗装工 (粒度調整路盤工)	厚 さ	-25	-30	-8
						幅	-50		—
21 治山編	5 海岸防 災林造 成	13 付帯道 路工	5	3	コンクリート舗装工 (セメント(石灰・ 瀝青)安定処理工)	厚 さ	-25	-30	-8
						幅	-50		—
21 治山編	5 海岸防 災林造 成	13 付帯道 路工	5	4	コンクリート舗装工 (アスファルト中間 層)	厚 さ	-9	-12	-3
						幅	-25		—

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>基準高は延長 40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線および端部で測定。厚さは各車線 200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。幅は、延長 80m毎に1ヶ所の割に測定。</p> <p>3次元計測技術を用いた出来形管理は、発注者が指定する規定による測点の管理方法を用いることができる。</p>	<p>○施工規模の考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000m²以上の場合。 ・小規模工事とは、1層あたりの施工面積が2,000m²未満 <p>○厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X₁₀)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータが10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。</p> <p>コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。</p>	<p>第3編3-2-6-12 コンクリート舗装工に準ずる。</p>
<p>幅は、延長 80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアを採取もしくは掘り起こして測定。</p>		
<p>幅は、延長 80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアを採取して測定。</p>		

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値の平均 (X ₁₀)
							中規模以上	小規模以下	中規模以上
21 治山編	5	13 付帯道路工	5	5	コンクリート舗装工 (コンクリート舗装版工)	厚 さ	-10		-3.5
						幅	-25		-
						平 坦 性	-		コンクリートの硬化後 3m ² プロファイルにより機械舗設の場合 (σ) 2.4mm 以下 人力舗設の場合 (σ) 3mm 以下
						目地段差	±2		

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>厚さは各車線の中心付近で型枠据付後各車線 200m毎に水糸又はレベルにより 1 測線当たり横断方向に 3ヶ所以上測定、幅は、延長 80m毎に 1ヶ所の割で測定。平坦性は各車線毎に版縁から 1mの線上、全延長とする。 なお、スリップフォーム工法の場合は、厚さ管理に関し、打設前に各車線の中心付近で各車線200m毎に水糸又はレベルにより 1 測線当たり横断方向に 3ヶ所以上路盤の基準高を測定し、測定打設後に各車線200m毎に両側の版端を測定する。</p> <p>隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。</p>	<p>○施工規模の考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が 2,000m² 以上かつ使用する基層および表層用混合物の総使用量が 500t 以上の場合。 ・小規模工事とは、1層あたりの施工面積が 2,000m² 未満または使用する基層および表層用混合物の総使用量が 500t 未満(コンクリートでは 400m³ 未満) <p>○厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値 (X₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータが 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。</p> <p>維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。</p>	<p>第3編3-2-6-12 コンクリート舗装工に準ずる。</p>

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値の平均 (X ₁₀)
							中規模以上	小規模以下	中規模以上
21 治山編	5 海岸 防災 林造成	13 付 帯道 路工	6	1	薄層カラー舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—
						厚 さ	-45		-15
						幅	-50		—
21 治山編	5 海岸 防災 林造成	13 付 帯道 路工	6	2	薄層カラー舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚 さ	-25	-30	-8
						幅	-50		—
21 治山編	5 海岸 防災 林造成	13 付 帯道 路工	6	3	薄層カラー舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安 定処理工	厚 さ	-25	-30	-8
						幅	-50		—
21 治山編	5 海岸 防災 林造成	13 付 帯道 路工	6	4	薄層カラー舗装工 (加熱アスファルト 安定処理工)	厚 さ	-15	-20	-5
						幅	-50		—

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
基準高は、延長 40m毎に 1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。厚さは、各車線 200m毎に 1ヶ所を掘り起こして測定。幅は、延長 80m毎に 1ヶ所の割に測定。	○施工規模の考え方 ・中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が 2,000m ² 以上の場合。 ・小規模工事とは、1層あたりの施工面積が 2,000m ² 未満	第3編3-2-6-13 薄層カラー舗装工に準ずる。
幅は、延長 80m毎に 1ヶ所の割とし、厚さは、各車線 200m毎に 1ヶ所を掘り起こして測定。	○厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値(X ₁₀)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータが 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	
幅は、延長 80m毎に 1ヶ所の割とし、厚さは、1,000 m ² に 1 個の割でコアを採取もしくは掘り起こして測定。		
幅は、延長 80m毎に 1ヶ所の割とし、厚さは、1,000 m ² に 1 個の割でコアを採取して測定。		

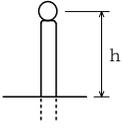
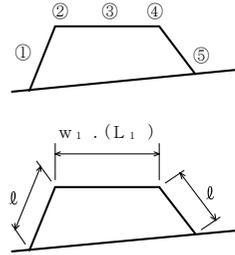
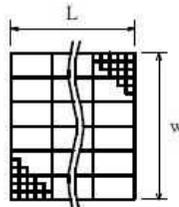
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値の平均 (X ₁₀)
							中規模以上	小規模以下	中規模以上
21 治山編	5 海岸防 災林造 成	13 付帯道 路工	6	5	薄層カラー舗装工 (基層工)	厚 さ	-9	-12	-3
						幅	-25		—

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
幅は、延長 80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000 m ² に1個の割でコアーを採取して測定。	○施工規模の考え方 ・中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 以上かつ使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上の場合。 ・小規模工事とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 未満または使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t未満(コンクリートでは400m ³ 未満) ○厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X ₁₀)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータが10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	第3編3-2-6-13 薄層カラー舗装工に準ずる。

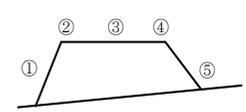
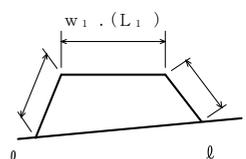
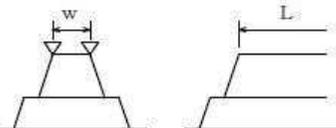
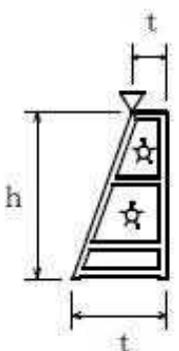
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	
21 治山編	5 海岸 防災 林造 成	13 付 帯道 路工	7		側溝工 (プレキャストU型側 溝) (L型側溝) (自由勾配側溝) (管渠)	基準高 ∇	±30	
						延長 L	-200	
21 治山編	5 海岸 防災 林造 成	13 付 帯道 路工	8		集水柵工	基準高 ∇	±30	
						※厚さ $t_1 \sim t_5$	-20	
						※幅 w_1, w_2	-30	
						※高さ h_1, h_2	-30	
21 治山編	5 海岸 防災 林造 成	13 付 帯道 路工	9		縁石工	延長 L	-200	
21 治山編	5 海岸 防災 林造 成	13 付 帯道 路工	10		小型標識工	設置高さ H	設計値以上	
						基礎	幅 w (D)	-30
							高さ h	-30
							根 入 れ 長	設計値以上
21 治山編	5 海岸 防災 林造 成	13 付 帯道 路工	11		路側防護柵工	基礎	幅 w	-30
						基礎	高 さ h	-30
						ビーム取付高 H	+30 -20	

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は 50m) につき 1 箇所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。</p> <p>1 施工箇所毎 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。</p>		
<p>1 箇所毎 ※は現場打部分のある場合</p>		
<p>1ヶ所/1 施工箇所 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。</p>		第3編3-2-3-5 縁石工に準ずる。
<p>1ヶ所/1 基 基礎 1 基毎</p>		第3編3-2-3-6 小型標識工に準ずる。
<p>1ヶ所/施工延長 40m 40m以下のものは、2ヶ所/1 施工箇所。 1ヶ所/1 施工箇所</p>		第3編3-2-3-8 路側防護柵工に準ずる。

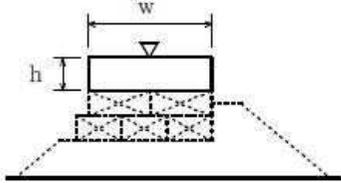
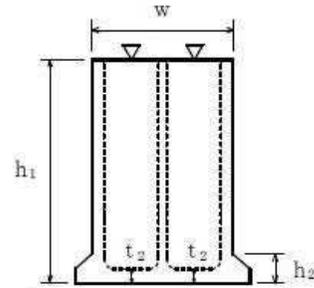
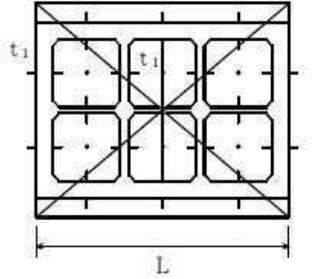
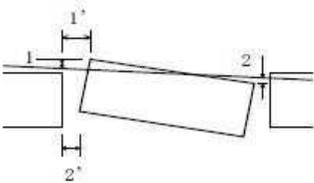
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値		
21 治山編	5 海岸防災林造成	13 付帯道路工	12		区画線工	厚 さ t (溶融式のみ)	設計値以上		
						幅 w	設計値以上		
21 治山編	5 海岸防災林造成	13 付帯道路工	14		道路付属物工	高 さ h	±30		
21 治山編	5 海岸防災林造成	14 突堤基礎工	4		捨石工	基 準	本 均 し	±50	
							表 面 均 し	±100	
						高	荒 均 し	異形ブロック据付面 (乱積) の高さ	±500
								異形ブロック据付面 (乱積) 以外の高さ	±300
						▽	被 覆 均 し	異形ブロック据付面 (乱積) の高さ	±500
								異形ブロック据付面 (乱積) 以外の高さ	±300
							法 長 ℓ	-100	
							天 端 幅 w ₁	-100	
							天 端 延 長 L ₁	-200	
21 治山編	5 海岸防災林造成	14 突堤基礎工	5		吸出し防止工	幅 w	-300		
						延 長 L	-500		

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
各線種毎に、1ヶ所テストピースにより測定。		第3編3-2-3-9区画線工に準ずる。
1ヶ所/10本 10本以下の場合は、2ヶ所測定。		第3編3-2-3-10道路付属物工に準ずる。
施工延長10mにつき、1測点当たり5点以上測定。		第21編21-5-5-4捨石工に準ずる。
幅は施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1箇所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2箇所、延長はセンターライン及び表裏法肩。		
施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1箇所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2箇所。		

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	
21 治山編	5 海岸 防災 林造 成	15 突堤 本 体工	2		捨石工	基 準	異形ブロック据付面 (乱積) の高さ	±500
						高 ▽	異形ブロック据付面 (乱積) 以外の高さ	±300
							法 長 l	-100
							天 端 幅 w_1	-100
							天 端 延 長 L_1	-200
21 治山編	5 海岸 防災 林造 成	15 突堤 本 体工	5		海岸コンクリートブ ロック工	基 準	(層積)ブロック規格 26t 未満	±300
						高 ▽	(層積)ブロック規格 26t 以上	±500
							(乱積)	±ブロックの 高さの 1/2
							天 端 幅 w	±ブロックの 高さの 1/2
							天 端 延 長 L	±ブロックの 高さの 1/2
21 治山編	5 海岸 防災 林造 成	15 突堤 本 体工	9		石枠工	基 準	高 度 ∇	±50
							厚 さ t	-50
						高 さ h	$h < 3m$	-50
							$h \geq 3m$	-100
							延 長 L	-200

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>施工延長 10mにつき、1 測点当たり 5 点以上測定。</p>  <p>幅は施工延長 40m（測点間隔 25m の場合は 50m）につき 1 箇所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所、延長はセンターライン及び表裏法肩。</p> 	<p>第21編21-5-5-4 捨石工に準ずる。</p>	
<p>施工延長 40m（測点間隔 25m の場合は 50m）につき 1 箇所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。 延長は、センターラインで行う。</p> <p>3次元計測技術を用いた出来形管理は、発注者が指定する規定による測点の管理方法を用いることができる。</p> 		
<p>施工延長 40m（測点間隔 25m の場合は 50m）につき 1 箇所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。</p> <p>1 施工箇所毎</p> 		

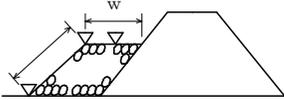
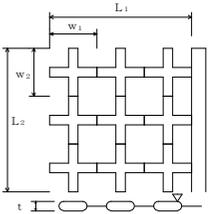
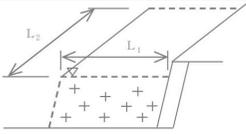
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	
21 治山編	5 海岸防 災林造 成	15 突堤本 体工	10		場所打コンクリート工	基 準 高 ∇	± 30	
						幅 w	-30	
						高 さ h	-30	
						延 長 L	-200	
21 治山編	5 海岸防 災林造 成	15 突堤本 体工	11	1	ケーソン工 (ケーソン工製作)	バ ラ ス ト の 基 準 高 ∇	砕石、砂	± 100
							コンクリート	± 50
						壁 厚 t1	± 10	
						幅 w	+30, -10	
						高 さ h1	+30, -10	
						長 さ L	+30, -10	
						底版厚さ t2	+30, -10	
						フーチング高さ h2	+30, -10	
						21 治山編	5 海岸防 災林造 成	15 突堤本 体工
ケーソン重量 2000t 以上 ± 150								
据付目地間隔 1, 2	ケーソン重量 2000t 未満 100 以下							
	ケーソン重量 2000t 以上 200 以下							

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>施工延長 40m(測点間隔 25mの場合は 50m)につき 1 箇所、延長 40m(又は 50m)以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。</p> <p>3次元計測技術を用いた出来形管理を発注者が指定する規定により出来形管理を実施する場合は、規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる</p>		
各室中央部 1ヶ所		
底版完成時、各壁 1ヶ所		
各層完成時に中央部及び底版と天端は両端		
完成時、四隅		
各層完成時に中央部及び底版と天端は両端		
底版完成時、各室中央部 1ヶ所		
底版完成時、四隅		
据付完了後、両端 2ヶ所		
据付完了後、天端 2ヶ所		

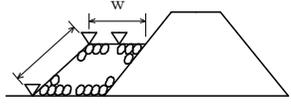
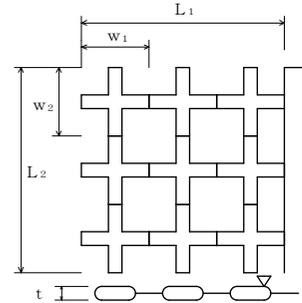
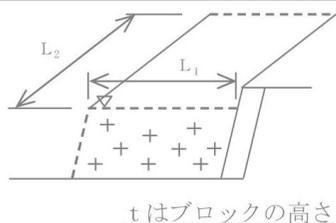
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値
21 治山編	5 海岸 防災 林造 成	15 突堤 本 体工	11	3	ケーソン工 (突堤上部工) 場所打ちコンクリート 海岸コンクリートブ ロック	基準 高 ▽	陸 上	±30
							水 中	±50
						厚 さ t	±30	
						幅 w	±30	
						長 さ L	±30	
21 治山編	5 海岸 防災 林造 成	15 突堤 本 体工	12	1	セルラー工 (セルラー工製作)	壁 厚 t1	±10	
						幅 w	+20, -10	
						高 さ h1	+20, -10	
						長 さ L	+20, -10	
21 治山編	5 海岸 防災 林造 成	15 突堤 本 体工	12	2	セルラー工 (セルラー工据付)	法線に対する出入り 1, 2	±50	
						隣接ブロックとの間隔 1', 2'	50 以下	
21 治山編	5 海岸 防災 林造 成	15 突堤 本 体工	12	3	セルラー工 (突堤上部工) 場所打ちコンクリート 海岸コンクリートブ ロック	基準 高 ▽	陸 上	±30
							水 中	±50
						厚 さ t	±30	
						幅 w	±30	
						長 さ L	±30	

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1室につき1ヶ所（中心）		
型枠取外し後全数		
据付後ブロック1個に2ヶ所（各段毎）		
1室につき1ヶ所（中心）		

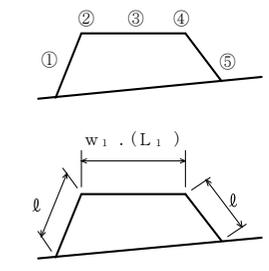
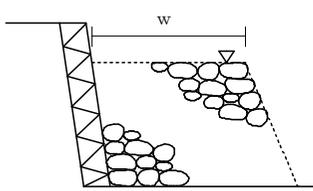
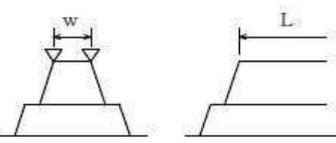
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	
21 治山編	5 海岸 防災 林造 成	16 根 固 め 工	2		捨石工（根固め工）	基準 高 ▽	異形ブロック据付面 （乱積）の高さ	±500
							異形ブロック据付面 （乱積）以外の高さ	±300
							法 長 l	-100
							天 端 幅 w	-100
							天 端 延 長 L	-200
21 治山編	5 海岸 防災 林造 成	16 根 固 工	3		根固ブロック工 （製作）	幅	+20 -10	
						高さ	+20 -10	
						長さ	+20 -10	
					根固ブロック工	層 積	基準高▽	±100
							厚 さ t	-20
							幅 w_1, w_2	-20
							延長 $L_1 L_2$	-200
						乱 積	基準高▽	± $t/2$
延長 $L_1 L_2$	- $t/2$							

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>施工延長 10mにつき、1 測点当たり 5 点以上測定。</p> <p>幅は施工延長 40m（測点間隔 25m の場合は 50m）につき 1 箇所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所、延長はセンターライン及び表裏法肩。</p>		
<p>製作個数の 5%</p>		第 21 編第 2 章第 10 節異形ブロック製作に準ずる。
<p>施工延長 40m（測点間隔 25m の場合は 50m）につき 1 箇所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。</p> <p>幅、厚さは 40 個につき 1 箇所測定。</p> <p>1 施工箇所毎</p>		
<p>施工延長 40m（測点間隔 25m の場合は 50m）につき 1 箇所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。</p> <p>1 施工箇所毎</p>	 <p>tはブロックの高さ</p>	

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	
21 治山編	5 海岸防 災林造 成	17 消波工	2		捨石工（消波工）	基準 高▽	異形ブロック据付面 （乱積）の高さ	±500
						異形ブロック据付面 （乱積）以外の高さ	±300	
						法 長 l	-100	
						天 端 幅 w	-100	
						天 端 延 長 L	-200	
21 治山編	5 海岸防 災林造 成	17 消波工	3		消波ブロック工 （製作）	幅	+20 -10	
						高さ	+20 -10	
						長さ	+20 -10	
					消波ブロック工	層 積	基準高▽	±300
							厚 さ t	-20
							幅 w_1, w_2	-20
							延長 $L_1 L_2$	-200
						乱 積	基準高▽	± $t/2$
							延長 $L_1 L_2$	- $t/2$

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>施工延長 10mにつき、1 測点当たり 5 点以上測定。</p> 		
<p>幅は施工延長 40m（測点間隔 25m の場合は 50m）につき 1 箇所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所、延長はセンターライン及び表裏法肩。</p>		
製作個数の 5%		第 21 編第 2 章第 10 節異形ブロック製作に準ずる。
<p>施工延長 40m（測点間隔 25m の場合は 50m）につき 1 箇所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。</p> <p>幅、厚さは 40 個につき 1 箇所測定。</p> <p>1 施工箇所毎</p> 		第 21 編 21-5-12-3 根固ブロック工に準ずる。
<p>施工延長 40m（測点間隔 25m の場合は 50m）につき 1 箇所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。</p> <p>1 施工箇所毎</p> 		

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値		
21 治山編	5 海岸 防災 林造 成	18 海城 堤基 礎工	3		捨石工	基 準 高 ▽	本 均 し	±50	
							表 面 均 し	±100	
							荒 均 し	異形ブロック据付面 (乱積)の高さ	±500
								異形ブロック据付面 (乱積)以外の高さ	±300
						被 覆 均 し	異形ブロック据付面 (乱積)の高さ	異形ブロック据付面 (乱積)の高さ	±500
								異形ブロック据付面 (乱積)以外の高さ	±300
						法 長 l	-100		
						天 端 幅 w_1	-100		
天 端 延 長 L_1	-200								
21 治山編	5 海岸 防災 林造 成	19 海城 堤本 体工	2		捨石工	基 準 高 ▽	-100		
						幅 w	-100		
						延 長 L	-200		
21 治山編	5 海岸 防災 林造 成	19 海城 堤本 体工	3		海岸コンクリートブ ロック工	基 準 高 ▽	(層積)ブロック規格 26t 未満	±300	
							(層積)ブロック規格 26t 以上	±500	
							(乱積)	±ブロックの 高さの1/2	
						天 端 幅 w	±ブロックの 高さの1/2		
						天 端 延 長 L	±ブロックの 高さの1/2		

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>施工延長 10mにつき、1測点当たり 5点以上測定。</p> 	<p>第21編21-5-5-4護岸基礎工に準ずる。</p>	
<p>幅は施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1箇所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1施工箇所につき 2箇所、延長はセンターライン及び表裏法肩。</p>		<p>第21編21-5-5-6海岸コンクリートブロック工に準ずる。</p>
<p>施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1箇所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1施工箇所につき 2箇所。延長は、センターラインで行う。</p> <p>3次元計測技術を用いた出来形管理は、発注者が指定する規定による測点の管理方法を用いることができる。</p> 	<p>第21編21-5-5-6海岸コンクリートブロック工に準ずる。</p>	

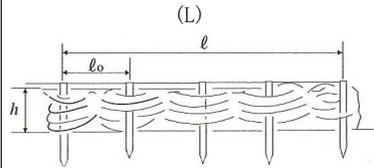
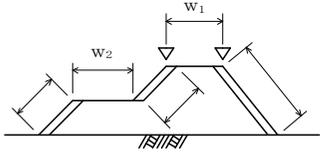
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	
21 治山編	5 海岸防 災林造 成	19 海城堤 本體工	4	1	ケーソン工 (ケーソン工製作)	バ ラ ス ト の 基 準 高 ▽	砕石、砂	±100
							コンクリート	±50
						壁 厚 t1	±10	
						幅 w	+30, -10	
						高 さ h1	+30, -10	
						長 さ L	+30, -10	
						底版厚さ t2	+30, -10	
						フーチング高さ h2	+30, -10	
21 治山編	5 海岸防 災林造 成	19 海城堤 本體工	4	2	ケーソン工 (ケーソン工据付)	法線に対する出入り 1, 2	ケーソン重量 2000t 未満 ±100	
							ケーソン重量 2000t 以上 ±150	
						据付目地間隔 1, 2	ケーソン重量 2000t 未満 100 以下	
							ケーソン重量 2000t 以上 200 以下	
21 治山編	5 海岸防 災林造 成	19 海城堤 本體工	4	3	ケーソン工 (突堤上部工) 場所打ちコンクリート 海岸コンクリートブ ロック	基 準 高 ▽	陸 上	±30
							水 中	±50
						厚 さ t	±30	
						幅 w	±30	
						長 さ L	±30	

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
各室中央部 1ヶ所		第21編21-5-15-11ケーソン工に準ずる。
底版完成時、各壁 1ヶ所		
各層完成時に中央部及び底版と天端は両端		
完成時、四隅		
各層完成時に中央部及び底版と天端は両端		
底版完成時、各室中央部 1ヶ所		
底版完成時、四隅		第21編21-5-15-11ケーソン工に準ずる。
据付完了後、両端 2ヶ所		
据付完了後、天端 2ヶ所		第21編21-5-15-11ケーソン工に準ずる。
1室につき 1ヶ所（中心）		
3次元計測技術を用いた出来形管理は、発注者が指定する規定による測定の管理方法を用いることができる。		

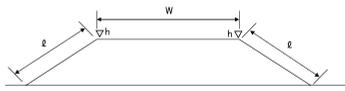
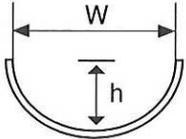
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
21 治山編	5 海岸 防災 林造 成	19 海城 堤本 体工	5	1	セルラー工 (セルラー工製作)	壁 厚 t1	±10
						幅 w	+20, -10
						高 さ h1	+20, -10
						長 さ L	+20, -10
21 治山編	5 海岸 防災 林造 成	19 海城 堤本 体工	5	2	セルラー工 (セルラー工据付)	法線に対する出入り 1, 2	±50
						隣接ブロックとの間隔 1', 2'	50 以下
21 治山編	5 海岸 防災 林造 成	19 海城 堤本 体工	5	3	セルラー工 (突堤上部工) 場所打ちコンクリート 海岸コンクリートブ ロック	基 準 高 ▽ 陸 上	±30
						水 中	±50
						厚 さ t	±30
						幅 w	±30
						長 さ L	±30
21 治山編	5 海岸 防災 林造 成	19 海城 堤本 体工	6		場所打コンクリート工	基 準 高 ▽	±30
						幅 w	-30
						高 さ h	-30
						延 長 L	-200

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
型枠取外し後全数		第21編21-5-15-12セルラー工に準ずる。
据付後ブロック1個に2ヶ所（各段毎）		第21編21-5-15-12セルラー工に準ずる。
1室につき1ヶ所（中心） 3次元計測技術を用いた出来形管理は、発注者が指定する規定による測定の管理方法を用いることができる。		第21編21-5-15-12セルラー工に準ずる。
施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1箇所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2箇所。		

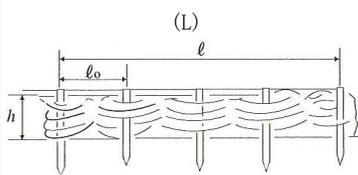
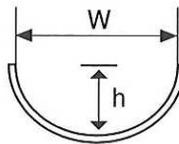
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	
21 治山編	5 海岸 防災 林造成	20 砂丘 造成	1		堆砂工 (堆砂垣・丘頂柵工)	延長	< 10 m	-200
						L	≥ 10 m	-2%
						柵 高 h		-30
						杭 の 使用 本 数		L/L ₀ +1 以上
						杭 間 隔 L ₀		+200
						杭の末口径 D		-10%
21 治山編	5 海岸 防災 林造成	20 砂丘 造成	2		盛土工	基準高 ▽		-50
						法長 ℓ	ℓ < 5m	-100
							ℓ ≥ 5m	法長-2%
						幅 w ₁ , w ₂		-100
延 長		-200						
21 治山編	5 海岸 防災 林造成	20 砂丘 造成	3		覆砂工 (伏工・砂草植栽)	法長	S L < 5 m	-200
							S L ≥ 5 m	-4%
						延 長 L		-200
						植 被 率		70%以上
21 治山編	5 海岸 防災 林造成	20 砂丘 造成	4		実播工	切土 法長 ℓ	ℓ < 5 m	-200
							ℓ ≥ 5 m	法長の-4%
						盛土 法長 ℓ	ℓ < 5 m	-100
							ℓ ≥ 5 m	法長の-2%
						延 長 L		-200

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
延長は全箇所 柵高、杭間隔、杭径については、杭数の10%程度について検測する。 ただし、杭の使用本数は全数とする		第 21 編第 3 章第 9 節柵工に準ずる。
施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。 基準高は各法肩で測定。		第 1 編 1-2-3-3 盛土工に準ずる。
		第 21 編第 3 章第 12 節伏工に準ずる。
施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		第 21 編第 3 章第 13 節実播工に準ずる。
1 施工箇所毎 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		

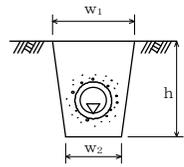
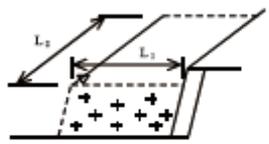
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	
21 治山編	5 海岸 防災 林造成	21 森林 造成	1		生育基盤盛土工	基準高 ▽	-50	
						法長 l	$l < 5\text{ m}$	-50
							$l \geq 5\text{ m}$	法長-2%
幅 w	-100							
21 治山編	5 海岸 防災 林造成	21 森林 造成	2 4		防風工 静砂工（静砂垣）	高 さ H	-30	
						延 長 L	-2.0%	
21 治山編	5 海岸 防災 林造成	21 森林 造成	3		排水工	幅 w	-100	
						高 さ h	-50	
						延 長 L	-200	
21 治山編	5 海岸 防災 林造成	21 森林 造成	5	1	植栽工 （正方形植栽等）	植栽本数（本）	設計数値以上	
						植栽列間苗間隔	±200 ※根株等の障 害物がある場 合は除く	
						苗木規格	設計数値以上	
						植付け穴	-50	
						植栽面積	-0.15%	

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1 箇所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。 基準高は各法肩で測定。</p>		
<p>施工延長 40mにつき 1 箇所、延長 40m 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所 延長は全箇所 （製品寸法は、規格証明書等による）</p>		
<p>施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1 箇所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。</p>		第 21 編第 3 章第 8 節水路工に準ずる。
<p>・標準地を設定：100 m²(10m×10m)を標準地 1ha 未満 標準地 2 箇所以上 1ha 以上 5ha 未満 標準地 3 箇所以上 5ha 以上は 5ha を超える毎に 1 箇所 [例：24ha=3+(24-5)÷5≒7 箇所] ・周囲測量図面に測定位置を記載する。</p>		第 21 編第 3 章第 15 節植栽工に準ずる。
標準地毎に 2 箇所		
標準地毎に 2 箇所		
標準地毎に 2 箇所		
周囲測量		

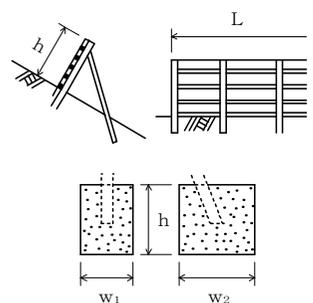
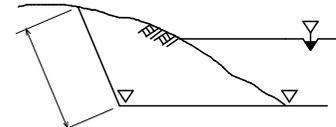
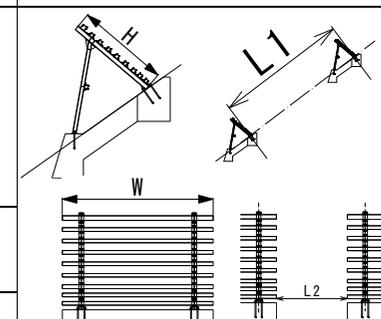
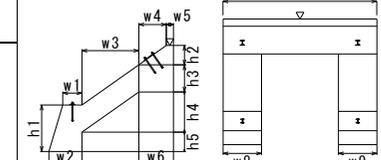
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	
21 治山編	5 海岸 防災林 造成	21 森林 造成	5	2	植栽工 (並木植え等)	植栽本数 (本)	設計数値以上	
						植栽列間苗間隔	±200 ※根株等の障害物がある場合は除く	
						苗木規格	設計数値以上	
						植付け穴	-50	
						植栽面積	-0.15%	
					追肥	施肥面積	-0.15%	
						施肥量	設計数値以上	
					補植	補植面積	-0.15%	
						補植本数 (本)	設計数値以上	
					21 治山編	5 海岸 防災林 の造成	22 防風林 の造成	1
柵高 h		-30						
杭の使用本数		L/L ₀ +1 以上						
杭間隔 L ₀		+200						
杭の末口径 D		-10%						
水路工								
21 治山編	5 海岸 防災林 の造成	22 防風林 の造成	2		水路工	幅 w	-100	
						高さ h	-50	
						延長 L	-200	

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<ul style="list-style-type: none"> ・高木（樹種毎） 200本未満:5% 500本未満:4% 500本以上:3% ・低木（樹種毎） 200本未満:3% 1000本未満:1.5% 1000本以上:0.8% ・周囲測量図面に測定位置を記載する。 	標準地毎に2箇所	第21編第3章第15節植栽工に準ずる。
	標準地毎に2箇所	
	標準地毎に2箇所	
	周囲測量	
	周囲測量	
	空袋数	
	周囲測量	
<ul style="list-style-type: none"> ・標準地を設定：100㎡(10m×10m)を標準 1ha未満 標準地2箇所以上 1ha以上5ha未満 標準地3箇所以上 5ha以上は5haを超える毎に1箇所 [例：24ha=3+(24-5)÷5≒7箇所] ・周囲測量図面に測定位置を記載する。 		第21編第3章第9節柵工に準ずる。
		
施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。		第21編第3章第8節水路工に準ずる。

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	
21 治山編	5 海岸林造成	22 防風林の造成	2		暗きょ工	基準高▽	±30	
						幅 w ₁ , w ₂	-50	
						深 さ L	-30	
						延 長 L	-200	
21 治山編	5 海岸林造成	22 防風林の造成	3		植栽工			
21 治山編	5 海岸防災林造成	23 異形コンクリートブロック工	1 2		異形コンクリートブロック工	層積	基準高▽	±100
						厚さ	-20	
						幅 w ₁ , w ₂	-20	
						延長 L ₁ , L ₂	-200	
			乱積	基準高▽	±t/2			
			延長 L ₁ , L ₂	-t/2				

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1ヶ所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。</p> <p>1 施工箇所毎</p> <p>ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。</p> <p>第 21 編第 3 章第 15 節植栽工に準ずる。</p>		<p>第 21 編第 3 章第 7 節暗きょ工に準ずる。</p>
<p>施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1ヶ所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。 幅、厚さは 40 個につき 1 箇所測定。</p> <p>1 施工箇所毎</p> <p>施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1ヶ所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。</p> <p>1 施工箇所毎</p>	 <p>tは根固めブロックの高さ</p>	<p>第 21 編第 2 章第 10 節異形コンクリートブロック工に準ずる。</p>

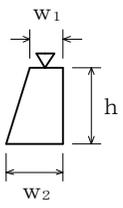
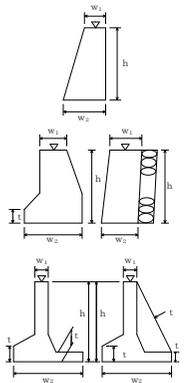
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	
21 治山編	6 なだれ防止林造成	5 雪び予防工	1		吹きだめ柵 吹き払い柵	高 さ h	±30	
						延 長 L	-200	
						基礎	幅 w ₁ , w ₂	-30
							高 さ h	-30
21 治山編	6 なだれ防止林造成	6 なだれ予防工	1		階段工	基 準 高 ▽	±50	
						法長 ℓ	ℓ < 5 m	-200
							ℓ ≥ 5 m	法長 - 4%
						延 長	-200	
						のり勾配	±5厘	
21 治山編	6 なだれ防止林造成	6 なだれ予防工	2		予防柵 防止柵	基 準 高 ▽	±50	
						高 さ H	±30	
						幅 W	-30	
						列間斜距離 L1	設計値以内	
						柵間距離 L2	設計値以内	
						基礎	幅 w ₁ ~w ₉	-30
							高さ h ₁ ~h ₅	-30

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1 箇所、施工延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。</p> 		
1 施工箇所毎		
基礎 1 基毎		
<p>施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1 箇所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。 基準高は掘削部の両端で測定。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。基準高は掘削部の両端で測定。</p> 		第 21 編 21-1-6-2 掘削工、切土工に準ずる。
1 基毎		
<p>設計縦断で測定。 ※監督員と協議すること</p> <p>各列毎 10%（端数切り上げ） 最下段で測定。</p> 		
<p>1 基毎 床掘完了時は、w₂、w₃、w₆、w₇、w₈、w₉、h₂、h₃、h₄、h₅ で測定。 基礎コン出来形については、w₁、w₃、w₄、w₅、w₇、w₈、w₉、h₁ で測定。</p> 		

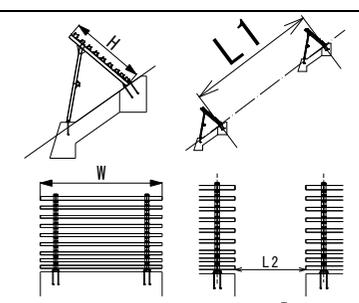
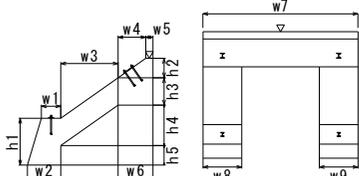
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	
21 治山編	6 なだれ防止林造成	6 なだれ予防工	3		吊柵 吊柵	基準高 ∇	± 50	
						高さ H	± 30	
						幅 W	-30	
						列間斜距離 L1	設計値以内	
						柵間距離 L2	設計値以内	
21 治山編	6 なだれ防止林造成	6 なだれ予防工	5		誘導擁壁	基準高 ∇	± 50	
						厚 さ t	-20	
						裏 込 厚 さ	-50	
						幅 w_1, w_2	-30	
						高さ h	$h < 3\text{ m}$	-50
							$h \geq 3\text{ m}$	-100
						延 長 L	-200	
のり勾配	± 0.2 分							
21 治山編	6 なだれ防止林造成	6 なだれ予防工	6		誘導柵	高 さ h	± 30	
						延 長 L	-200	
						基礎	幅 w_1, w_2	-30
							高 さ h	-30

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>1 基毎 基準高は左右どちらかで測定。</p> <p>設計縦断で測定。 ※監督員と協議すること。</p> <p>各列毎 10% (端数切り上げ) 最下段で測定。</p>		<p>第 21 編 21-6-6-2 予防柵、防止柵に準ずる。</p>
<p>施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1 箇所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。</p> <p>1 施工箇所毎</p>		<p>第 21 編 第 3 章 第 5 節 土留工に準ずる。</p>
<p>施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1 箇所、施工延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。</p> <p>1 施工箇所毎</p> <p>基礎 1 基毎</p>		

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	
21 治山編	6 なだれ防止林造成	6 なだれ予防工	7		減勢杭	杭 間 隔	±100	
						高 さ h	-100	
						根 入 長	設計値以上	
21 治山編	6 なだれ防止林造成	6 なだれ予防工	7		減勢枠工	基 準 高 ▽	±50	
						幅 w	-30	
						高 さ h	-50	
						延 長 L	-200	
						のり勾配	±0.2分	
21 治山編	6 なだれ防止林造成	7 防護工	1		防護擁壁	基 準 高 ▽	±50	
						厚 さ t	-20	
						裏 込 厚 さ	-50	
						幅 w ₁ , w ₂	-30	
						高さ h	h < 3 m	-50
							h ≥ 3 m	-100
						延 長 L	-200	
のり勾配	±0.2分							

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
全数		
施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1 箇所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。		第 21 編 21-1-5-12 枠工（鉄筋コンクリート方格枠）に準ずる。
施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1 箇所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。		第 21 編第 3 章第 5 節土留工に準ずる。
1 施工箇所毎		

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
21 治山編	6 なだれ防止林造成	7 防護工	2		防護柵	基準高 ▽	±50
						高さ H	±30
						幅 W	-30
						列間斜距離 L1	設計値以内
						柵間距離 L2	設計値以内
						基礎	
幅 W1~W10	-30						
高さ h1~h5	-30						
21 治山編	6 なだれ防止林造成	8 グライド防止工	1		木柵階段工		
21 治山編	6 なだれ防止林造成	9 森林造成	1	1	植栽工 (正方形植栽等)	植栽本数 (本)	設計数値以上
						植栽列間苗間隔	±200 ※根株等の障害物がある場合は除く
						苗木規格	設計数値以上
						植付け穴	-50
						植栽面積	-0.15%

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1 基毎		第21編21-6-6-2 予防柵・防止柵に準ずる。
設計縦断で測定。 ※監督員と協議すること		
各列毎10% (端数切り上げ)		
最下段で測定。		
1 基毎 床掘完了時は、w2、w3、w6、w7、w8、w9、h2、h3、h4、h5で測定。 基礎コン出来形については、w1、w3、w4、w5、w7、w8、w9、h1で測定。		
第21編21-1-6-2 掘削工、切土工及び第21編21-3-9-3 木柵及び丸太柵工に準ずる。		
・標準地を設定：100㎡(10m×10m)を標準 1ha未満 標準地2箇所以上 1ha以上5ha未満 標準地3箇所以上 5ha以上は5haを超える毎に1箇所 [例：24ha=3+(24-5)÷5≒7箇所] ・周囲測量図面に測定位置を記載する。		第21編第3章 第15節植栽工に準ずる。
標準地毎に2箇所		
標準地毎に2箇所		
標準地毎に2箇所		
周囲測量		

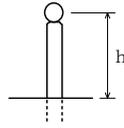
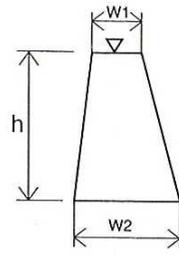
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
十 十 21 治 山 編	6 な だ れ 防 止 林 造 成	9 森 林 造 成	1	2	植栽工 (並木植え等)	植栽本数（本）	設計数値以上
						植栽列間苗間隔	±200 ※根株等の障害物 がある場合は除 く
						苗木規格	設計数値以上
						植付け穴	-50
						植栽面積	-0.15%
					追肥	施肥面積	-0.15%
						施肥量	設計数値以上
					補植	補植面積	-0.15%
						補植本数（本）	設計数値以上

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<ul style="list-style-type: none"> ・ 高中木（樹種毎） 200本未満:5% 500本未満:4% 500本以上:3% ・ 低木（樹種毎） 200本未満:3% 1000本未満:1.5% 1000本以上:0.8% ・ 周囲測量図面に測定位置を記載する。 		第 21 編第 3 章 第 15 節植栽工 に準ずる。
標準地毎に 2 箇所		
標準地毎に 2 箇所		
標準地毎に 2 箇所		
周囲測量		
周囲測量		
空袋数		
周囲測量		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 標準地を設定：100 m²(10m×10m)を標準 1ha 未満 標準地 2 箇所以上 1ha 以上 5ha 未満 標準地 3 箇所以上 5ha 以上は 5ha を超える毎に 1 箇所 [例：24ha=3+(24-5)÷5≒7 箇所] ・ 周囲測量図面に測定位置を記載する。 		

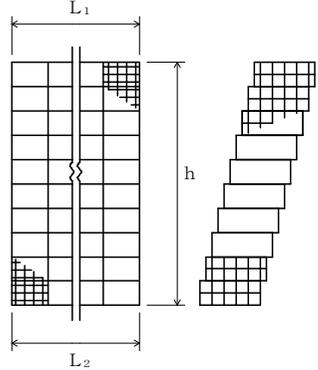
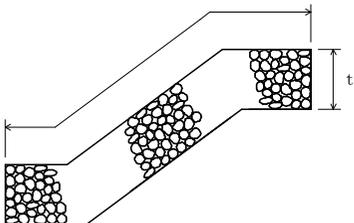
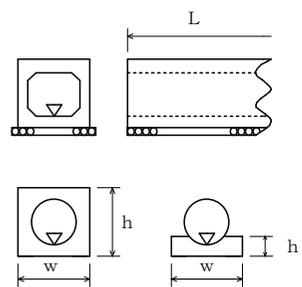
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値				
22 林道編	1 森林整備工事の適用	5 一般施工	1	1	植生工 (種子吹付工) (張芝工) (筋芝工) (市松芝工) (植生シート工) (植生マット工) (種子筋工) (人工張芝工) (植生穴工)	切土法 長 ℓ	$\ell < 5\text{ m}$	-200				
							$\ell \geq 5\text{ m}$	法長の-4%				
						盛土法 長 ℓ	$\ell < 5\text{ m}$	-100				
							$\ell \geq 5\text{ m}$	法長の-2%				
延 長 L						-200						
22 林道編	1 森林整備工事の適用	5 一般施工	1	2	植生工 (植生基材吹付工) (客土吹付工)	法長 ℓ	$\ell < 5\text{ m}$	-200				
							$\ell \geq 5\text{ m}$	法長の-4%				
						厚さ t	$t < 5\text{ cm}$	-10				
							$t \geq 5\text{ cm}$	-20				
						ただし、吹付面に凹凸がある場合の最小吹付厚は、設計厚の50%以上とし、平均厚は設計厚以上。						
						延 長 L						-200

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。</p> <p>1 施工箇所毎 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。</p>		第3編3-2-14-2植生工に準ずる。
<p>施工延長 40mにつき 1ヶ所、40m以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。</p> <p>施工面積 200 m²につき 1ヶ所、面積 200 m²以下のものは、1 施工箇所につき 2ヶ所。 検査孔により測定。</p> <p>1 施工箇所毎 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。</p>		第3編3-2-14-2植生工に準ずる。

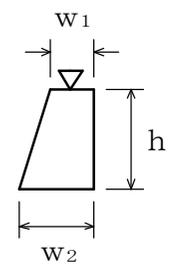
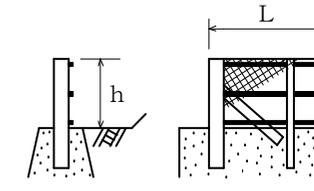
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
22 林道編	1 森林整備工事の適用	5 一般施工	2		区画線工	厚 さ t (溶融式のみ)	設計値以上
						幅 w	設計値以上
22 林道編	1 森林整備工事の適用	5 一般施工	4		視線誘導標	高 さ h	±30
22 林道編	1 森林整備工事の適用	5 一般施工	5		木製構造物工	延 長 L	-100
						幅 (厚さ) w1, w2	-50
						のり勾配	±0.5分
						高 さ h	-100

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
各線種毎に、1ヶ所テストピースにより測定。		第3編3-2-3-9区画線工に準ずる。
1ヶ所/10本 10本以下の場合は、2ヶ所測定。		第3編3-2-3-10道路付属物工に準ずる。
施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1箇所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2箇所。		

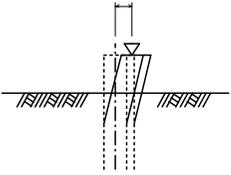
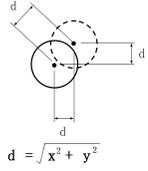
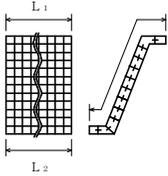
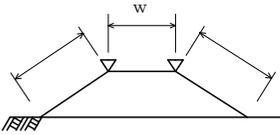
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
22 林道編	1 森林整備工事の適用	5 一般施工	10	1	鉄線籠工 (ふとんかご工)	基準高 ∇	± 50
						高さ h	-50
						延長 L_1, L_2	-200
						幅(厚さ) w	-50
22 林道編	1 森林整備工事の適用	5 一般施工	10	2	鉄線籠工 (じゃかご工)	法長 l	$l < 3\text{m}$ -50 $l \geq 3\text{m}$ -100
						厚 さ t	-50
22 林道編	1 森林整備工事の適用	5 一般施工	11		管きよ工 (ヒューム管) (PC管) (コルゲートパイプ) (ダクタイル鋳鉄管)	基準高 ∇	± 30
						※幅 w	-50
						※高 h	-30
						延 長 L	-200

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1 箇所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。</p> 		
<p>施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1 箇所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。</p> 		
<p>施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1 箇所、施工延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。 ※印は、場所打のある場合。</p> <p>1 施工箇所毎</p> 		<p>第 22 編 22—2—6—7 プレキャストカルバート工に準ずる。</p>

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
22 林道編	1 森林整備工事の適用	5 一般施工	12		杵工 (鉄筋コンクリート方杵) (片法杵工) (鋼製杵工)	基 準 高 ∇	±50
						幅 w	-30
						高 さ h	-50
						延 長 L	-200
						のり勾配	±0.5分
22 林道編	1 森林整備工事の適用	5 一般施工	13		鋼製柵工	高 さ h	±30
						延 長 L	-200
22 林道編	1 森林整備工事の適用	5 一般施工	14		金網張工	幅 w	-200
						延 長 L	-200

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は 50m) につき 1 箇所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。</p>		
<p>施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は 50m) につき 1 箇所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。</p> <p>1 施工箇所毎</p>		<p>第 21 編 21-1-5-13 鋼製柵工に準ずる</p>
<p>1 施工箇所毎</p>		

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
22 林道編	1 森林整備工事の適用	5 一般施工	16	1	土留・仮締切・土のう工 (H鋼杭) (鋼矢板)	基 準 高 ∇	±100
						根 入 長	設計値以上
22 林道編	1 森林整備工事の適用	5 一般施工	16	2	土留・仮締切・土のう工 (アンカー工)	削 孔 深 さ ℓ	設計深さ以上
						配 置 誤 差	100
22 林道編	1 森林整備工事の適用	5 一般施工	16	3	土留・仮締切・土のう工 (連節ブロック張り工)	法 長 ℓ	-100
						延 長 L_1 L_2	-200
22 林道編	1 森林整備工事の適用	5 一般施工	16	4	土留・仮締切・土のう工 (締切盛土)	基 準 高 ∇	-50
						天 端 幅 w	-100
						法 長 ℓ	-100
22 林道編	1 森林整備工事の適用	5 一般施工	16	5	土留・仮締切・土のう工 (中詰盛土)	基 準 高 ∇	-50

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
基準高は施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所。延長40m（又は50m）以下のものは、1施工箇所につき2ヶ所。		第3編3-2-10-5土留・仮締切工に準ずる。
全数	 $d = \sqrt{x^2 + y^2}$	第3編3-2-10-5土留・仮締切工に準ずる。
施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 1施工箇所毎		第3編3-2-10-5土留・仮締切工に準ずる。
施工延長50mにつき1ヶ所。 延長50m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		第3編3-2-10-5土留・仮締切工に準ずる。
施工延長50mにつき1ヶ所。 延長50m以下のものは、1施工箇所につき2ヶ所。		第3編3-2-10-5土留・仮締切工に準ずる。

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	
22 林道編	1 森林整備 工事の適用	6 土工	2 一般土工		掘削工、切土工	基準高 ▽	±50	
						法長 ℓ	ℓ < 5 m	-200
							ℓ ≥ 5 m	法長 - 4%
						延長	-200	
						のり勾配	±5厘	
22 林道編	1 森林整備 工事の適用	6 土工	3 一般土工		盛土工、埋戻し	基準高 ▽	-50	
						法長 ℓ	ℓ < 5 m	-100
							ℓ ≥ 5 m	法長 - 2%
						幅 w ₁ , w ₂	-100	
						延長	-200	
						のり勾配	±5厘	
22 林道編	1 森林整備 工事の適用	6 土工	8 道路土工		掘削工、切土工	基準高 ▽	±50	
						法長 ℓ	ℓ < 5 m	-200
							ℓ ≥ 5 m	法長 - 4%
						幅 w	-100	
						のり勾配	±5厘	

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1箇所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。</p> <p>ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。</p> <p>基準高は掘削部の両端で測定。</p>		
<p>施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1箇所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。</p> <p>ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。</p> <p>基準高は各法肩で測定。</p>		
<p>施工延長 40mにつき 1箇所、延長 40m以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。</p> <p>ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。</p> <p>基準高は掘削部の両端で測定。</p>		

出来形管理基準（林道編）

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	
22 林道編	1 森林整備工事の適用	6 土工	9 10 道路土工	2	盛土工 (路床、路体:舗装施工) 盛土工 (砂利施工)	基準高▽	±50	
						法長 ℓ	ℓ < 5 m	-100
							ℓ ≥ 5 m	法長-2%
						幅	w ₁ , w ₂	-100
						のり勾配		±5厘
22 林道編	1 森林整備工事の適用	6 土工	9 10 道路土工	3	法面整形工(盛土工)	厚 さ t	※-30	
2 2 林道編	1 森林整備工事の適用	6 土工	道路土工 (共通)	4	路線、縦断	I P 測点	コンパス	±1°
							トランシット	±30'
						IP間の距離		40m ≤ ±200mm 40m > ±1/200
						各測点間距離		±100
						総延長距離		-500
						直線区間の寄り		100
						施工基面高		±100
22 林道編	1 森林整備工事の適用	6 土工	道路土工 (共通)	5	路盤工(砂利施工)	基準高▽	±50	
						敷 厚	-20	
						敷 幅	-50	

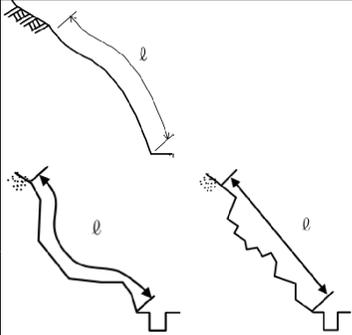
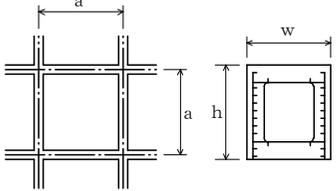
単位: mm

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>施工延長 40mにつき 1箇所、延長 40m 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。</p> <p>ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。</p> <p>基準高は各法肩で測定。</p>		
<p>施工延長 40mにつき 1箇所、延長 40m 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。法の中央で測定。</p> <p>※土羽打ちのある場合に適用。</p> <p>ただし、3次元計測技術を用いた出来形管理を発注者が指定する規定により出来形管理を実施する場合は、規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。</p>		
<p>全測点を測定する。</p> <p>接線長(TL)、外線長(SL)も測定する。</p>		
<p>施工延長 40m につき 1 箇所、延長 40m 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所</p> <p>平均値は設計厚以上</p> <p>基準高は延長 40m ごとに 1 箇所の割とし、道路中心線及び端部で測定。</p>		

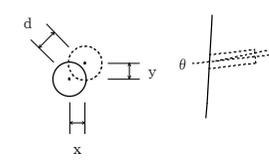
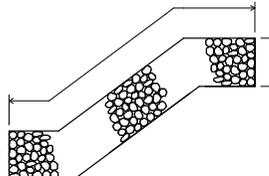
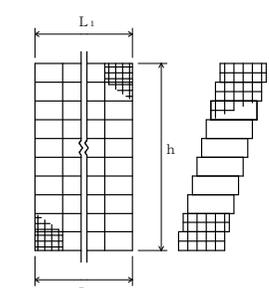
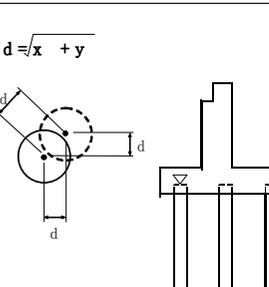
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
22 林道編	1 森林整備工事の適用	6 土工	道路土工（共通）	6	コンクリート路面工	基準高▽	±50	敷幅 80mにつき1箇所。 敷厚 200mに1箇所の割合でコア若しくは端部で測定。 ただし、1施工箇所ですべて3箇所以上測定すること。 基準高は延長40mごとに1箇所の割合とし、道路中心線及び端部で測定。		
						敷 厚	-10			
						敷 幅	-25			
22 林道編	1 森林整備工事の適用	6 土工	道路土工（共通）	7	コンクリート路面工（路盤工）	基準高▽	±50	施工延長40mにつき1箇所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2箇所 平均値は設計厚以上 基準高は延長40mごとに1箇所の割合とし、道路中心線及び端部で測定。 3次元計測技術を用いた出来形管理を発注者が指定する規定により出来形管理を実施する場合は、規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		
						敷 厚	-20			
						敷 幅	-50			

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	
22 林道編	2 道路 工事	4 法 面 工	2	1	植生工 (種子吹付工) (張芝工) (筋芝工) (市松芝工) (植生シート工) (植生マット工) (植生筋工) (人工張芝工) (植生穴工)	切 土 法 長 ℓ	ℓ < 5 m	-200	
							ℓ ≥ 5 m	法長の-4%	
						盛 土 法 長 ℓ	ℓ < 5 m	-100	
							ℓ ≥ 5 m	法長の-2%	
						延 長 L	-200		
22 林道編	2 道路 工事	4 法 面 工	2	2	植生工 (植生基材吹付工) (客土吹付工)	法 長 ℓ	ℓ < 5 m	-200	
							ℓ ≥ 5 m	法長の-4%	
						厚 さ t	t < 5 cm	-10	
							t ≥ 5 cm	-20	
						ただし、吹付面に凹凸がある場合の 最小吹付厚は、設計厚の50%以上と し、平均厚は設計厚以上。			
						延 長 L	-200		

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。</p> <p>1 施工箇所毎 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。</p>		第3編3-2-14-2植生工に準ずる。
<p>施工延長40mにつき1ヶ所、40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。</p> <p>施工面積200㎡につき1ヶ所、面積200㎡以下のものは、1施工箇所につき2ヶ所。 検査孔により測定。</p> <p>1 施工箇所毎 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。</p>		第3編3-2-14-2植生工に準ずる。

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
22 林道編	2 道路工事	4 法面工	3		法面吹付工 (コンクリート) (モルタル)	法長 l	$l < 3m$	-50	施工延長 40mにつき1ヶ所、40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 測定箇所に凹凸があり、曲線法長の測定が困難な場合は直線法長とする。 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。 200㎡につき1ヶ所以上、200㎡以下は2ヶ所をせん孔により測定。 1 施工箇所毎 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		第3編3-2-14-3吹付工に準ずる。
							厚さ t	$t < 5cm$			
						$t \geq 5cm$		-20			
						ただし、吹付面に凹凸がある場合の最小吹付厚は、設計厚の50%以上とし、平均厚は設計厚以上					
延 長 L		-200									
22 林道編	2 道路工事	4 法面工	4	1	法枠工 (現場打法枠工) (現場吹付法枠工)	法長 l	$l < 10m$	-100	施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長 40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。 枠延延長 100mにつき1ヶ所、枠延延長 100m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。 1 施工箇所毎 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		第3編3-2-14-4法枠工に準ずる。 曲線部は設計図書による
								$l \geq 10m$			
						幅 w		-30			
						高 さ h	-30				
						吹付枠中心間隔 a	± 100				
						延 長 L	-200				

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
22 林道編	2 道路工事	4 法面工	4	2	法枠工 (プレキャスト法枠工)	法長 l	$l < 10m$ -100
							$l \geq 10m$ -200
						延 長 L	-200
22 林道編	2 道路工事	4 法面工	6 8		アンカー工 アンカー工 (プレキャストコンクリート板)	削孔深さ l	設計値以上
						配置誤差 d	100
						せん孔方向 θ	± 2.5 度
22 林道編	2 道路工事	4 法面工	7		かご工 (じゃかご)	法長 l	$l < 3m$ -50
							$l \geq 3m$ -100
						厚 さ t	-50
22 林道編	2 道路工事	4 法面工	7		かご工 (ふとんかご)	基 準 高 ∇	± 50
						高 さ h	-50
						延 長 L_1, L_2	-200
						幅 (厚さ) w	-50
22 林道編	2 道路工事	5 擁壁工	3		既製杭工	基 準 高 ∇	± 50
						根 入 長	設計値以上
						偏 心 量 d	D/4 以内かつ 100 以内
						傾 斜	1/100 以内

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1 ヶ所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 ヶ所。</p> <p>1 施工箇所毎</p>		第 3 編 3-2-14-4 法枠工に準ずる。
全数		第 3 編 3-2-14-6 アンカー工に準ずる。
<p>施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1 箇所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。</p>		第 22 編 22-1-5-10 鉄線籠工(じゃかご工)に準ずる
<p>施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1 箇所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。</p>		第 22 編 22-1-5-10 鉄線籠工(ふとんかご工)に準ずる
<p>全数について杭中心で測定。</p> <p>3次元計測技術を用いた出来形管理を発注者が指定する規定により出来形管理を実施する場合は、規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。</p>	<p>$d = \sqrt{x^2 + y^2}$</p> 	第 3 編 3-2-4-4 既製杭工に準ずる。

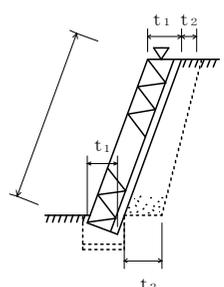
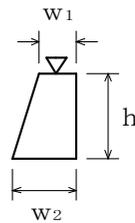
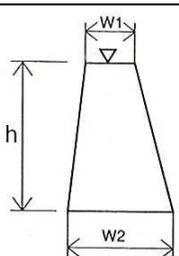
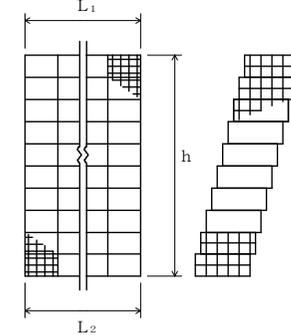
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	
22 林道編	2 道路工事	5 擁壁工	4		場所打杭工	基準高 ▽	±50	
						根 入 長	設計値以上	
						偏 心 量 d	100 以内	
						傾 斜	1/100 以内	
						杭 径	設計径（公称径）-30 以上	
22 林道編	2 道路工事	5 擁壁工	5		場所打擁壁工	基準高 ▽	±50	
						厚 さ t	-20	
						裏 込 厚 さ	-50	
						幅 w ₁ , w ₂	-30	
						高さ h	h < 3 m	-50
							h ≥ 3 m	-100
						延 長 L	-200	
22 林道編	2 道路工事	5 擁壁工	6		プレキャスト擁壁工	基準高 ▽	±50	
						延 長 L	-200	

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>全数について杭中心で測定。</p> <p>3次元計測技術を用いた出来形管理を発注者が指定する規定により出来形管理を実施する場合は、規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。</p>		<p>第3編3-2-4-5場所打杭工に準ずる。</p>
<p>施工延長 40m（測点間隔 25m の場合は 50m）につき 1 箇所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。</p> <p>1 施工箇所毎</p>		
<p>施工延長 40m（測点間隔 25m の場合は 50m）につき 1 ケ所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 ケ所。</p> <p>3次元計測技術を用いた出来形管理を発注者が指定する規定により出来形管理を実施する場合は、規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。</p> <p>1 施工箇所毎</p> <p>3次元計測技術を用いた出来形管理を発注者が指定する規定により出来形管理を実施する場合は、規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。</p>		<p>第3編3-2-15-2プレキャスト擁壁工に準ずる。</p>

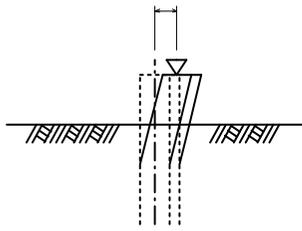
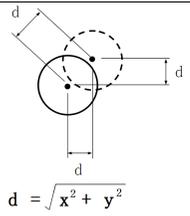
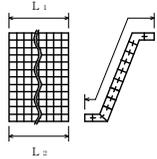
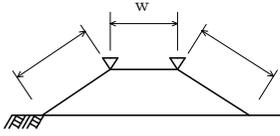
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	
22 林道編	2 道路工事	5 擁壁工	7		補強土壁工 (補強土(テールアルメ)壁工法) (多数アンカー式補強土工法) (ジオテキスタイルを用いた補強土工法)	基準高 ∇	± 50	
						高さ h	$h < 3\text{m}$	-50
							$h \geq 3\text{m}$	-100
						鉛直度 Δ	$\pm 0.03h$ かつ ± 300 以内	
						控え長さ	設計値以上	
延長 L	-200							
22 林道編	2 道路工事	5 擁壁工	8		井桁ブロック工	基準高 ∇	± 50	
						法長 l	$l < 3\text{m}$	-50
							$l \geq 3\text{m}$	-100
						厚さ t_1, t_2, t_3	-50	
						延長 L_1, L_2	-200	
22 林道編	2 道路工事	5 擁壁工	9		コンクリートブロック 擁壁工	基準高 ∇	± 50	
						法長 l	$l < 3\text{m}$	-50
							$l \geq 3\text{m}$	-100
						厚さ(ブロック積張) t_1	-50	
						厚さ(裏込) t_2	-50	
						延長 L	-200	

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。</p> <p>ただし、3次元計測技術を用いた出来形管理を発注者が指定する規定により出来形管理を実施する場合は、規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。</p> <p>1 施工箇所毎</p>		<p>第3編3-2-15-3 補強土壁工に準ずる。</p>
<p>施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。</p> <p>1 施工箇所毎</p>		<p>第3編3-2-15-4 井桁ブロック工に準ずる。</p>
<p>施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。厚さは上端部及び下端部の2ヶ所を測定。</p> <p>3次元計測技術を用いた出来形管理は、発注者が指定する規定による測定の管理方法を用いることができる。</p> <p>1 施工箇所毎</p>		<p>第3編3-2-5-3 コンクリートブロック工に準ずる。</p>

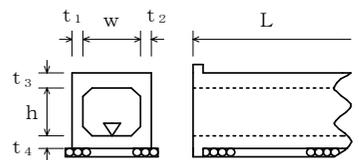
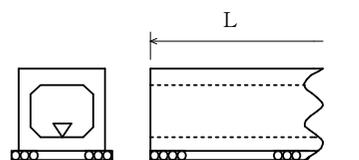
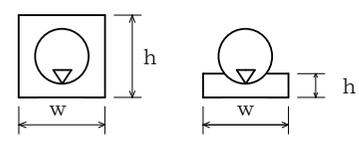
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	
22 林道編	2 道路工事	5 擁壁工	10		石積（張）工	基準高 ∇	± 50	
						法長 l	$l < 3m$	-50
							$l \geq 3m$	-100
						厚さ（石積・張） t_1	-50	
						厚さ（裏込） t_2	-50	
						延長 L	-200	
22 林道編	2 道路工事	5 擁壁工	11 12 13		かご擁壁工 鋼製擁壁工 簡易鋼製土留擁壁工	基準高 ∇	± 50	
						幅 w	-30	
						高さ h	-50	
						延長 L	-200	
						のり勾配	± 0.5 分	
22 林道編	2 道路工事	5 擁壁工	14		木製土留・擁壁工	延長 L	-100	
						幅（厚さ） w_1, w_2	-50	
						のり勾配	± 0.5 分	
						高さ h	-100	
22 林道編	2 道路工事	5 擁壁工	15		土のう積工	高さ h	-100	
						延長 L_1, L_2	-200	
						幅（厚さ） w	-50	
						のり勾配	± 0.5 分	

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1ヶ所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。厚さは上端部及び下端部の 2ヶ所を測定。</p> <p>3次元計測技術を用いた出来形管理は、発注者が指定する規定による測点の管理方法を用いることができる。</p>		<p>第3編 3-2-5-5 石積（張）工に準ずる。</p>
<p>施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1箇所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2箇所。</p>		<p>第22編 22-1-5-12 枠工に準ずる。</p>
<p>施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1箇所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2箇所。</p>		<p>第22編 22-1-5-5 木製構造物工に準ずる。</p>
		<p>第21編 21-3-5-9 土のう積土留工に準ずる。</p>

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
22 林道編	2 道路工事	5 擁壁工	16	1	土留・仮締切工 (H鋼杭) (鋼矢板)	基 準 高 ▽	±100
						根 入 長	設計値以上
22 林道編	2 道路工事	5 擁壁工	16	2	土留・仮締切工 (アンカー工)	削 孔 深 さ ℓ	設計深さ以上
						配 置 誤 差	100
22 林道編	2 道路工事	5 擁壁工	16	3	土留・仮締切工 (連節ブロック張り工)	法 長 ℓ	-100
						延 長 L ₁ L ₂	-200
22 林道編	2 道路工事	5 擁壁工	16	4	土留・仮締切工 (締切盛土)	基 準 高 ▽	-50
						天 端 幅 w	-100
						法 長 ℓ	-100
22 林道編	2 道路工事	5 擁壁工	16	5	土留・仮締切工 (中詰盛土)	基 準 高 ▽	-50

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
基準高は施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所。延長40m（又は50m）以下のものは、1施工箇所につき2ヶ所。		第21編 21-1-5-16 土留・仮締切工に準ずる。
全数	 $d = \sqrt{x^2 + y^2}$	第21編 21-1-5-16 土留・仮締切工に準ずる。
施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 1施工箇所毎		第21編 21-1-5-16 土留・仮締切工に準ずる。
施工延長50mにつき1ヶ所。 延長50m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		第21編 21-1-5-16 土留・仮締切工に準ずる。
施工延長50mにつき1ヶ所。 延長50m以下のものは、1施工箇所につき2ヶ所。		第21編 21-1-5-16 土留・仮締切工に準ずる。

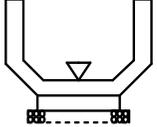
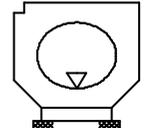
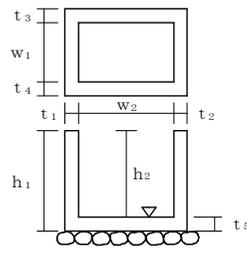
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
22 林道編	2 道路工事	6 カルバート工	6		場所打函渠	基準高 ∇	± 30
						厚さ $t_1 \sim t_4$	-20
						幅（内法） w	-30
						高 さ h	± 30
						延長 L	$L < 20\text{m}$
$L \geq 20\text{m}$	-100						
22 林道編	2 道路工事	6 カルバート工	7		プレキャストカルバート工 （プレキャストボックス工） （プレキャストパイプ工）	基準高 ∇	± 30
						※幅 w	-50
						※高 さ h	-30
						延 長 L	-200

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
両端、施工継手及び図面の寸法表示箇所 所で測定		
施工延長 40m（測点間隔 25m の場合は 50m）につき 1 箇所、施工延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。 ※印は、現場打部分のある場合。		
1 施工箇所毎		

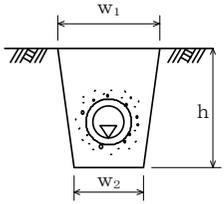
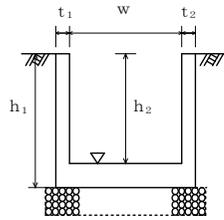
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
22 林道編	2 道路工事	6 カルバート工	9	1	土留・仮締切工 (H鋼杭) (鋼矢板)	基準高 ▽	±100
						根 入 長	設計値以上
22 林道編	2 道路工事	6 カルバート工	9	2	土留・仮締切工 (アンカー工)	削孔深さ l	設計深さ以上
						配置誤差	100
22 林道編	2 道路工事	6 カルバート工	9	3	土留・仮締切工 (連節ブロック張り工)	法 長 l	-100
						延長 L_1 L_2	-200
22 林道編	2 道路工事	6 カルバート工	9	4	土留・仮締切工 (締切盛土)	基準高 ▽	-50
						天 端 幅 w	-100
						法 長 l	-100
22 林道編	2 道路工事	6 カルバート工	9	5	土留・仮締切工 (中詰盛土)	基準高 ▽	-50

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
基準高は施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所。延長40m（又は50m）以下のものは、1施工箇所につき2ヶ所。		第21編 21-1-5-16 土留・仮締切工に準ずる。
全数		第21編 21-1-5-16 土留・仮締切工に準ずる。
施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 1施工箇所毎		第21編 21-1-5-16 土留・仮締切工に準ずる。
施工延長50mにつき1ヶ所。 延長50m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		第21編 21-1-5-16 土留・仮締切工に準ずる。
施工延長50mにつき1ヶ所。 延長50m以下のものは、1施工箇所につき2ヶ所。		第21編 21-1-5-16 土留・仮締切工に準ずる。

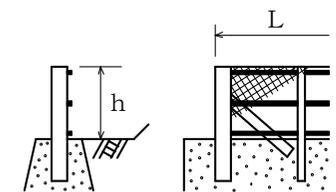
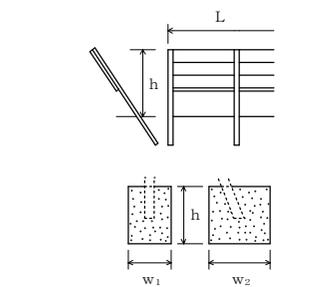
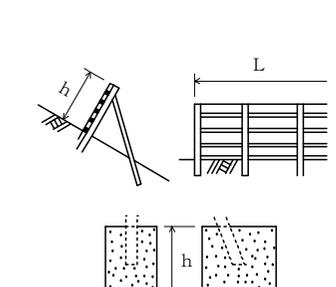
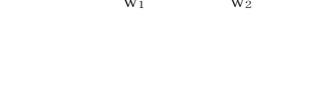
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
22 林道編	2 道路工事	7 排水施設工	3		側溝工 (プレキャストU型側溝) (コルゲートフリューム) (自由勾配側溝)	基準高 ▽	±30
						延長 L	-200
22 林道編	2 道路工事	7 排水施設工	4		管渠工	基準高 ▽	±30
						延長 L	-200
22 林道編	2 道路工事	7 排水施設工	5		集水桝	基準高 ▽	±30
						※厚さ $t_1 \sim t_5$	-20
						※幅 w_1, w_2	-30
						※高さ h_1, h_2	-30

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は 50m) につき 1 箇所、施工延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。</p> <p>1 施工箇所毎 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。</p>		
<p>施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は 50m) につき 1 箇所、施工延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。</p> <p>1 施工箇所毎 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。</p>		
<p>1 箇所毎 ※は、現場打部分のある場合</p>		

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
22 林道編	2 道路工事	7 排水施設工	6		地下排水工	基準高 ∇	± 30
						幅 w_1, w_2	-50
						深 さ h	-30
						延 長 L	-200
22 林道編	2 道路工事	7 排水施設工	7		現場打（組立）水路工	基準高 ∇	± 30
						厚 さ t_1, t_2	-20
						幅 w	-30
						高 さ h_1, h_2	-30
						延 長 L	-200

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>施工延長 40m（測点間隔 25m の場合は 50m）につき 1 箇所、施工延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。</p> <p>1 施工箇所毎ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。</p>		
<p>施工延長 40m（測点間隔 25m の場合は 50m）につき 1 箇所、施工延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。</p> <p>1 施工箇所毎</p>		

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	
22 林道編	2 道路工事	8 落石 雪害 防止工	4		落石防止網工	幅 w	-200	
						延 長 L	-200	
22 林道編	2 道路工事	8 落石 雪害 防止工	5		落石防護柵工	高 さ h	±30	
						延 長 L	-200	
22 林道編	2 道路工事	8 落石 雪害 防止工	6		防雪柵工	高 さ h	±30	
						延 長 L	-200	
						基礎	幅 w ₁ , w ₂	-30
							高 さ h	-30
22 林道編	2 道路工事	8 落石 雪害 防止工	7		雪崩予防柵工	高 さ h	±30	
						延 長 L	-200	
						基礎	幅 w ₁ , w ₂	-30
							高 さ h	-30
						アンカー長 ℓ	打 込 み ℓ	-10%
							埋 込 み ℓ	-5%

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1 施工箇所毎		
施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1 箇所、施工延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。 1 施工箇所毎		
施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1 箇所、施工延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。 1 施工箇所毎		
基礎 1 基毎		
施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1 箇所、施工延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。 1 施工箇所毎		
基礎 1 基毎		
全数		

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀)	
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下
22 林道編	3 舗装	3 舗装工	6	1	半たわみ性舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—	—
						厚 さ	-45	-45	-15	-15
						幅	-50	-50	—	—
22 林道編	3 舗装	3 舗装工	6	2	半たわみ性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚 さ	-25	-30	-8	-10
						幅	-50	-50	—	—

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>基準高は延長 40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。 厚さは各車線 200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。 幅は、延長80m毎に1ヶ所の割に測定。</p>	<p>○施工規模の考え方 ・中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000m²以上の場合。 ・小規模工事とは、1層あたりの施工面積が2,000m²未満</p> <p>○厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X₁₀)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータが10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。</p>	<p>第3編3-2-6-8半たわみ性舗装工に準ずる。</p>
<p>幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。</p>		

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値の平均 (X ₁₀)	
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下
22 林道編	3 舗装	3 舗装工	6	3	半たわみ性舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工	厚 さ	-25	-30	- 8	-10
						幅	-50	-50	—	—
22 林道編	3 舗装	3 舗装工	6	4	半たわみ性舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	厚 さ	-15	-20	- 5	- 7
						幅	-50	-50	—	—

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
幅は、延長 80m毎に 1ヶ所の割とし、厚さは、1000 m ² に 1 個の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。	<p>○施工規模の考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が 2,000m² 以上の場合。 ・小規模工事とは、1層あたりの施工面積が 2,000m² 未満 <p>○厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値 (X₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータが 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。</p> <p>コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。</p>	第 3 編 3 - 2 - 6 - 8 半たわみ性舗装工に準ずる。
幅は、延長 80m毎に 1ヶ所の割とし、厚さは、1000 m ² に 1 個の割でコアーを採取して測定。	維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀)	
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下
22 林道編	3 舗装	3 舗装工	6	5	半たわみ性舗装工 (基層工)	厚 さ	-9	-12	-3	-4
						幅	-25	-25	—	—
22 林道編	3 舗装	3 舗装工	6	6	半たわみ性舗装工 (表層工)	厚 さ	-7	-9	-2	-3
						幅	-25	-25	—	—
						平 坦 性	—		3mプロファイルメーター (σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下	

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
幅は、延長 80m毎に 1ヶ所の割とし、厚さは、1000 m ² に 1 個の割でコアを採取して測定。	<p>○施工規模の考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が 2,000m² 以上かつ使用する 基層および表層用混合物の総使用量が 500t 以上の場合。 ・小規模工事とは、1層あたりの施工面積が 2,000m² 未満または使用する 基層および表層用混合物の総使用量が 500t 未満(コンクリートでは 400m³ 未満) <p>○厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値 (X₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータが 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。</p>	第3編3-2-6-8半たわみ性舗装工に準ずる。
幅は、延長 80m毎に 1ヶ所の割とし、厚さは、1000 m ² 毎に 1 個の割でコアを採取して測定。	<p>コア採取について</p> <p>橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。</p> <p>維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。</p>	

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀)	
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下
22 林道 編	3 舗装	3 舗装工	7	1	排水性舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—	—
						厚 さ	-45	-45	-15	-15
						幅	-50	-50	—	—
22 林道 編	3 舗装	3 舗装工	7	2	排水性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚 さ	-25	-30	-8	-10
						幅	-50	-50	—	—
22 林道 編	3 舗装	3 舗装工	7	3	排水性舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工	厚 さ	-25	-30	-8	-10
						幅	-50	-50	—	—
22 林道 編	3 舗装	3 舗装工	7	4	排水性舗装工 (加熱アスファルト 安定処理工)	厚 さ	-15	-20	-5	-7
						幅	-50	-50	—	—

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
基準高は延長 40m 毎に 1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。 厚さは各車線 200m 毎に 1ヶ所を掘り起こして測定。 幅は、延長 80m 毎に 1ヶ所の割に測定。	○施工規模の考え方 ・中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が 2,000m ² 以上の場合。 ・小規模工事とは、1層あたりの施工面積が 2,000m ² 未満	第 3 編 3 - 2 - 6 - 9 排水性舗装工に準ずる。
幅は、延長 80m 毎に 1ヶ所の割とし、厚さは、各車線 200m 毎に 1ヶ所を掘り起こして測定。	○厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値 (X ₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータが 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
幅は、延長 80m 毎に 1ヶ所の割とし、厚さは、1000 m ² に 1 個の割でコア採取もしくは掘り起こして測定。		
幅は、延長 80m 毎に 1ヶ所の割とし、厚さは、1000 m ² に 1 個の割でコア採取して測定。		

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値の平均 (X ₁₀)	
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下
22 林道編	3 舗装	3 舗装工	7	5	排水性舗装工 (基層工)	厚 さ	-9	-12	-3	-4
						幅	-25	-25	—	—
22 林道編	3 舗装	3 舗装工	7	6	排水性舗装工 (表層工)	厚 さ	-7	-9	-2	-3
						幅	-25	-25	—	—
						平 坦 性	—		3mプロフィールメーター (σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下	

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
幅は、延長 80m毎に 1ヶ所の割とし、厚さは、1000 m ² に 1 個の割でコアーを採取して測定。	<p>○施工規模の考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が 2,000m² 以上かつ使用する基層および表層用混合物の総使用量が 500t 以上の場合。 ・小規模工事とは、1層あたりの施工面積が 2,000m² 未満または使用する基層および表層用混合物の総使用量が 500t 未満(コンクリートでは 400m³ 未満) <p>○厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値 (X₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータが 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。</p> <p>コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。</p> <p>維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。</p>	第 3 編 3-2-6-9 排水性舗装工に準ずる。
幅は、延長 80m毎に 1ヶ所の割とし、厚さは、1000 m ² 毎に 1 個の割でコアーを採取して測定。		

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値の平均 (X ₁₀)	
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下
22 林道編	3 舗装	3 舗装工	8	1	透水性舗装工 (路盤工)	基準高▽	±50		—	—
						厚さ	t < 15cm	-30	-10	-10
							t ≥ 15cm	-45	-15	-15
						幅	-100		—	—
22 林道編	3 舗装	3 舗装工	8	2	透水性舗装工 (表層工)	厚さ	-9	-3	-3	
						幅	-25	—	—	
						▽基準高	±30	—	—	

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>基準高は片側延長 40m 毎に 1ヶ所の割で測定。 厚さは、片側延長 200m 毎に 1ヶ所掘り起こして測定。 幅は、片側延長 80m 毎に 1ヶ所測定・ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m 以下の間隔で測定することができる。</p> <p>※歩道舗装に適用する。</p>	<p>○施工規模の考え方 ・中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が 2,000m² 以上の場合。 ・小規模工事とは、1層あたりの施工面積が 2,000m² 未満</p> <p>○厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値 (X₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータが 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。</p> <p>コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。</p>	<p>第 3 編 3 - 2 - 6 - 10 透水性舗装工に準ずる。</p>
<p>幅は、延長 80m 毎に 1ヶ所の割で測定。 厚さは、片側延長 200m 毎に 1ヶ所コアを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m 以下の間隔で測定することができる。</p> <p>基準高は延長 40m ごとに 1ヶ所の割とし、道路両端部で測定。</p> <p>※歩道舗装に適用する。</p>	<p>維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。</p>	

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値の平均 (X ₁₀)	
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下
22 林道編	3 舗装	3 舗装工	9	1	グースアスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	厚 さ	-15	-20	-5	-7
						幅	-50	-50	—	—
22 林道編	3 舗装	3 舗装工	9	2	グースアスファルト舗装工 (基層工)	厚 さ	-9	-12	-3	-4
						幅	-25	-25	—	—
22 林道編	3 舗装	3 舗装工	9	3	グースアスファルト舗装工 (表層工)	厚 さ	-7	-9	-2	-3
						幅	-25	-25	—	—
						平坦性	—	—	3mプロファイル (σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下	—

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
幅は、延長 80m毎に 1ヶ所の割とし、厚さは、1000 m ² に 1 個の割でコアを採取して測定。	○施工規模の考え方 ・中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が 2,000m ² 以上かつ使用する 基層および表層用混合物の総使用量が 500t 以上の場合。 ・小規模工事とは、1層あたりの施工面積が 2,000m ² 未満または使用する 基層および表層用混合物の総使用量が 500t 未満(コンクリートでは 400m ³ 未満) ○厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値 (X ₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータが 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	第 3 編 3 - 2 - 6 - 11 グースアスファルト舗装工に準ずる。
幅は、延長 80m毎に 1ヶ所の割とし、厚さは、1000 m ² に 1 個の割でコアを採取して測定。	コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
幅は、延長 80m毎に 1ヶ所の割とし、厚さは、1000 m ² 毎に 1 個の割でコアを採取して測定。		

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀)
							中規模以上	小規模以下	中規模以上
22 林道編	2 一般施工	3 舗装	10	1	コンクリート舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—
						厚 さ	-45		-15
						幅	-50		—
22 林道編	2 一般施工	3 舗装	10	2	コンクリート舗装工 (粒度調整路盤工)	厚 さ	-25	-30	-8
						幅	-50		—
22 林道編	2 一般施工	3 舗装	10	3	コンクリート舗装工 (セメント(石灰・瀝青)安定処理工)	厚 さ	-25	-30	-8
						幅	-50		—
22 林道編	2 一般施工	3 舗装	10	4	コンクリート舗装工 (アスファルト中間層)	厚 さ	-9	-12	-3
						幅	-25		—

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>基準高は延長 40m毎に 1ヶ所の割とし、道路中心線および端部で測定。厚さは各車線 200m毎に 1ヶ所を掘り起こして測定。幅は、延長 80m毎に 1ヶ所の割に測定。</p> <p>3次元計測技術を用いた出来形管理を発注者が指定する規定により出来形管理を実施する場合は、規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。</p>	<p>○施工規模の考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が 2,000m² 以上の場合。 ・小規模工事とは、1層あたりの施工面積が 2,000m² 未満 <p>○厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値 (X₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータが 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。</p>	<p>第 3 編 3 - 2 - 6 - 12 コンクリート舗装工に準ずる。</p>
<p>幅は、延長 80m毎に 1ヶ所の割とし、厚さは、各車線 200m毎に 1ヶ所を掘り起こして測定。</p>	<p>コア採取について</p> <p>橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。</p>	
<p>幅は、延長 80m毎に 1ヶ所の割とし、厚さは、1,000 m²に 1 個の割でコアを採取もしくは掘り起こして測定。</p>		
<p>幅は、延長 80m毎に 1ヶ所の割とし、厚さは、1,000 m²に 1 個の割でコアを採取して測定。</p>		

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値の平均 (X ₁₀)
							中規模以上	小規模以下	中規模以上
22 林道編	2 一般施工	3 舗装	10	5	コンクリート舗装工 (コンクリート舗装版工)	厚 さ	—10	—3.5	
						幅	—25	—	
						平 坦 性	—		コンクリートの硬化後 3mプロファイルメータにより 機械舗設の場合 (σ)2.4mm 以下 人力舗設の場合 (σ)3mm 以下
						目地段差	±2		

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>厚さは各車線の中心付近で型枠据付後各車線 200m毎に水糸又はレベルにより 1 測線当たり横断方向に 3ヶ所以上測定、幅は、延長 80m毎に 1ヶ所の割で測定。平坦性は各車線毎に版縁から 1mの線上、全延長とする。</p> <p>なお、スリップフォーム工法の場合は、厚さ管理に関し、打設前に各車線の中心付近で各車線 200m毎に水糸又はレベルにより 1 測線当たり横断方向に 3ヶ所以上路盤の基準高を測定し、測定打設後に各車線 200m 毎に両側の版端を測定する。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m 以下の間隔で測定することができる。</p> <p>隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。</p>	<p>○施工規模の考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が 2,000m² 以上かつ使用する基層および表層用混合物の総使用量が 500t 以上の場合。 ・小規模工事とは、1層あたりの施工面積が 2,000m² 未満または使用する基層および表層用混合物の総使用量が 500t 未満(コンクリートでは 400m³ 未満) <p>○厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値 (X₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータが 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。</p> <p>維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。</p>	<p>第3編3-2-6-12 コンクリート舗装工に準ずる。</p>

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値の平均 (X ₁₀)
							中規模以上	小規模以下	中規模以上
22 林道編	2 一般施工	3 舗装	10	6	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 下層路盤工	基準高▽	±40	±50	—
						厚 さ	-45		-15
						幅	-50		—
22 林道編	2 一般施工	3 舗装	10	7	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 粒度調整路盤工	厚 さ	-25	-30	-8
						幅	-50		—
22 林道編	2 一般施工	3 舗装	10	8	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) セメント(石灰・瀝青) 安定処理工	厚 さ	-25	-30	-8
						幅	-50		—
22 林道編	2 一般施工	3 舗装	10	9	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) アスファルト中間層	厚 さ	-9	-12	-3
						幅	-25		—

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
基準高は、延長 40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。厚さは、各車線 200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。幅は、延長 80m毎に1ヶ所の割に測定。	○施工規模の考え方 ・中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 以上の場合。 ・小規模工事とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 未満 ○厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X ₁₀)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータが10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	第3編3-2-6-12 コンクリート舗装工に準ずる。
幅は、延長 80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、各車線 200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。	○厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X ₁₀)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータが10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。
幅は、延長 80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000 m ² に1個の割でコアを採取もしくは、掘り起こして測定。		
幅は、延長 80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000 m ² に1個の割でコアを採取して測定。		

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値の平均 (X ₁₀)
							中規模以上	小規模以下	中規模以上
22 林道編	2 一般施工	3 舗装	10	10	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工)	厚 さ	-15	-4.5	
						幅	-35	-	
						平 坦 性	-		転圧コンクリートの硬化後、3m ² プロファイルメータにより(σ) 2.4mm 以下。
						目地段差	± 2		

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>厚さは、各車線の中心付近で型枠据付後各車線 200m 毎に水糸又はレベルにより 1 測線当たり横断方向に 3ヶ所以上測定、幅は、延長 80m 毎に 1ヶ所の割で測定、平坦性は各車線毎に版縁から 1 m の線上、全延長とする。</p> <p>隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。</p>	<p>○施工規模の考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が 2,000m² 以上かつ使用する 基層および表層用混合物の総使用量が 500t 以上の場合。 ・小規模工事とは、1層あたりの施工面積が 2,000m² 未満または使用する 基層および表層用混合物の総使用量が 500t 未満(コンクリートでは 400m³ 未満) <p>○厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値 (X₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータが 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。</p> <p>コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。</p> <p>維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。</p>	<p>第3編3-2-6-12 コンクリート舗装工に準ずる。</p>

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値の平均 (X ₁₀)
							中規模以上	小規模以下	中規模以上
22 林道編	3 舗装	3 舗装工	11	1	薄層カラー舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—
						厚 さ	—45	—	—15
						幅	—50	—	—
22 林道編	3 舗装	3 舗装工	11	2	薄層カラー舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚 さ	—25	—30	— 8
						幅	—50	—	—
22 林道編	3 舗装	3 舗装工	11	3	薄層カラー舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定 処理工	厚 さ	—25	—30	— 8
						幅	—50	—	—
22 林道編	3 舗装	3 舗装工	11	4	薄層カラー舗装工 (加熱アスファルト 安定処理工)	厚 さ	—15	—20	— 5
						幅	—50	—	—

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
基準高は、延長 40m 毎に 1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。厚さは、各車線 200m 毎に 1ヶ所を掘り起こして測定。幅は、延長 80m 毎に 1ヶ所の割に測定。	○施工規模の考え方 ・中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が 2,000m ² 以上の場合。 ・小規模工事とは、1層あたりの施工面積が 2,000m ² 未満 ○厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値 (X ₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータが 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	第 3 編 3-2-6-13 薄層カラー舗装工に準ずる。
幅は、延長 80m 毎に 1ヶ所の割とし、厚さは、各車線 200m 毎に 1ヶ所を掘り起こして測定。		
幅は、延長 80m 毎に 1ヶ所の割とし、厚さは、1,000 m ² に 1 個の割でコアを採取もしくは掘り起こして測定。		
幅は、延長 80m 毎に 1ヶ所の割とし、厚さは、1,000 m ² に 1 個の割でコアを採取して測定。		

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値の平均 (X ₁₀)
							中規模以上	小規模以下	中規模以上
22 林道編	3 舗装	3 舗装工	11	5	薄層カラー舗装工 (基層工)	厚 さ	-9	-12	-3
						幅	-25		—

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
幅は、延長 80m毎に 1ヶ所の割とし、厚さは、1,000 m ² に 1 個の割でコアを採取して測定。	<p>○施工規模の考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が 2,000m² 以上かつ使用する 基層および表層用混合物の総使用量が 500t 以上の場合。 ・小規模工事とは、1層あたりの施工面積が 2,000m² 未満または使用する 基層および表層用混合物の総使用量が 500t 未満(コンクリートでは 400m³ 未満) <p>○厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値 (X₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータが 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。</p> <p>コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。</p>	第3編3-2-6-13 薄層カラー舗装工に準ずる。

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値の平均 (X ₁₀)
							中規模以上	小規模以下	中規模以上
22 林道編	3 舗装	3 舗装工	12	1	ブロック舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—
						厚 さ	—45	—15	—
						幅	—50	—	—
22 林道編	3 舗装	3 舗装工	12	2	ブロック舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚 さ	-25	-30	- 8
						幅	—50	—	—
22 林道編	3 舗装	3 舗装工	12	3	ブロック舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定 処理工	厚 さ	-25	-30	- 8
						幅	—50	—	—
22 林道編	3 舗装	3 舗装工	12	4	ブロック舗装工 (加熱アスファルト 安定処理工)	厚 さ	-15	-20	- 5
						幅	-50	—	—

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
基準高は延長 40m 毎に 1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。 厚さは、各車線 200m 毎に 1ヶ所を掘り起こして測定。 幅は、延長 80m 毎に 1ヶ所の割に測定。	○施工規模の考え方 ・中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が 2,000m ² 以上の場合。 ・小規模工事とは、1層あたりの施工面積が 2,000m ² 未満 ○厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値 (X ₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータが 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	第 3 編 3-2-6-14 ブロック舗装工に準ずる。
幅は、延長 80m 毎に 1ヶ所の割とし、厚さは、各車線 200m 毎に 1ヶ所を掘り起こして測定。		
幅は、延長 80m 毎に 1ヶ所の割とし、厚さは、1000 m ² に 1 個の割でコアを採取もしくは掘り起こして測定。		
幅は、延長 80m 毎に 1ヶ所の割とし、厚さは、1000 m ² に 1 個の割でコアを採取して測定。		

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀)
							中規模以上	小規模以下	中規模以上
22 林道編	3 舗装	3 舗装工	12	5	ブロック舗装工 (基層工)	厚 さ	-9	-12	-3
						幅	-25		—

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
幅は、延長 80m毎に 1ヶ所の割とし、厚さは、1000 m ² に 1個の割でコアを採取して測定。	<p>○施工規模の考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が 2,000m² 以上かつ使用する 基層および表層用混合物の総使用量が 500t 以上の場合。 ・小規模工事とは、1層あたりの施工面積が 2,000m² 未満または使用する 基層および表層用混合物の総使用量が 500t 未満(コンクリートでは 400m³ 未満) <p>○厚さは、個々の測定値が 10個に 9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータが 10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。</p> <p>コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。</p>	第3編 3-2-6-14 ブロック舗装工に準ずる。

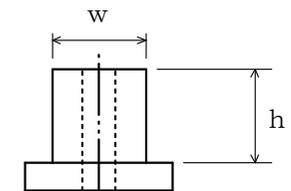
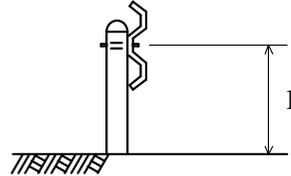
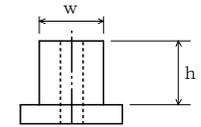
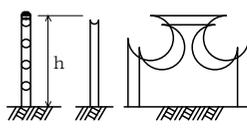
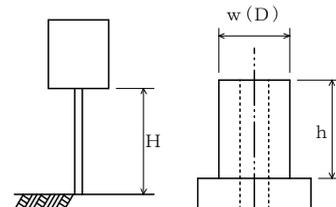
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値の平均 (X ₁₀)
							中規模以上	小規模以下	中規模以上
22 林道編	3 舗装	3 舗装工			歩道路盤工 取合舗装路盤工 路肩舗装路盤工	基準高▽	±50		—
						厚 さ	t < 15cm	-30	-10
							t ≥ 15cm	-45	-15
						幅	-100		—
22 林道編	3 舗装	3 舗装工			歩道舗装工 取合舗装工 路肩舗装工 表層工	厚 さ	-9	-3	
						幅	-25	—	

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>基準高は片側延長 40m毎に 1 箇所割で測定。 厚さは、片側延長 200m毎に 1 箇所掘り起こして測定。 幅は、片側延長 80m毎に 1 箇所測定。 ※両端部 2 点で測定する。</p>	<p>○施工規模の考え方 ・中規模以上の工事とは、1 層あたりの施工面積が 2,000m² 以上かつ使用する 基層および表層用混合物の総使用量が 500t 以上の場合。 ・小規模工事とは、1 層あたりの施工面積が 2,000m² 未満または使用する 基層および表層用混合物の総使用量が 500t 未満(コンクリートでは 400m³ 未満)</p> <p>○厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値 (X₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータが 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。</p>	
<p>幅は、片側延長 80m毎に 1 箇所割で測定。厚さは、片側延長 200m毎に 1 箇所コアを採取して測定。</p>	<p>コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。</p>	

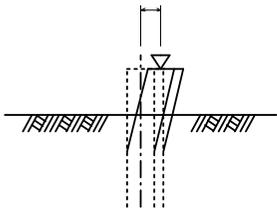
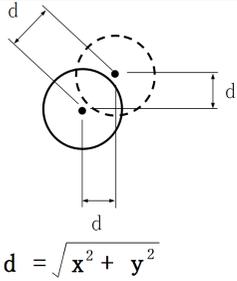
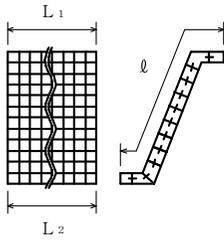
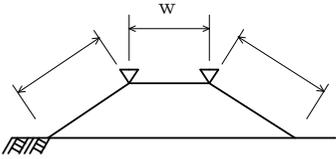
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
22 林道 編	3 舗装	4 路面 排水 工	3	4	側溝工 (L型街渠工) (L0型街渠工) (プレキャストU型側 溝工) (管(函)渠型側溝工) 管渠工	基準高 ▽	±30
						延長 L	-200
22 林道 編	3 舗装	4 路面 排水 工	5		街渠柵・マンホール工 (街渠柵工) (マンホール工)	基準高 ▽	±30
						※厚さ $t_1 \sim t_5$	-20
						※幅 w_1, w_2	-30
						※高さ h_1, h_2	-30
22 林道 編	3 舗装	4 路面 排水 工	6		排水性舗装用路肩排水工	基準高 ▽	±30
						延長 L	-200

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1 箇所、施工延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。</p> <p>「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。</p> <p>1 箇所／1 施工箇所</p> <p>ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。</p>		
<p>1 箇所／施工延長 40m</p> <p>※は現場打部分のある場合</p>		
<p>施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1 箇所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。</p> <p>1 箇所／1 施工箇所</p>		

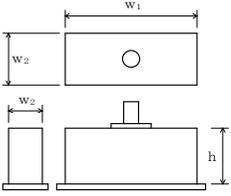
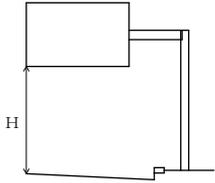
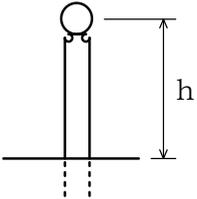
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	
22 林道編	3 舗装	5 防護柵工	3		路側防護柵工 (ガードレール)	基礎	幅 w	-30
							高さ h	-30
						ビーム取付高 H	+30 -20	
22 林道編	3 舗装	5 防護柵工	4		防止柵工 (立入防止柵) (転落(横断)防止柵) (車止めポスト)	基礎	幅 w	-30
							高さ h	-30
						パイプ取付高 H	+30 -20	
22 林道編	3 舗装	6 標識工	3		小型標識工	設置高さ H	設計値以上	
						基礎	幅 w (D)	-30
							高さ h	-30
							根入れ長	設計値以上

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1ヶ所/施工延長40m 40m以下のものは、2ヶ所/1施工箇所。 1ヶ所/1施工箇所	 	第3編3-2-3-8路側防護柵工に準ずる。
単独基礎10基につき1基、10基以下のものは2基測定。測定箇所は1基につき1ヶ所測定。 1ヶ所/1施工箇所	 	第3編3-2-3-7防止柵工に準ずる。
1ヶ所/1基 基礎1基毎		第3編3-2-3-6小型標識工に準ずる。

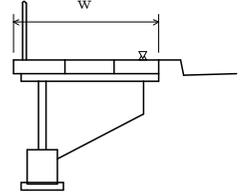
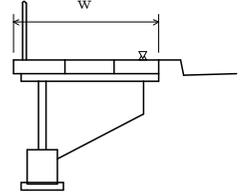
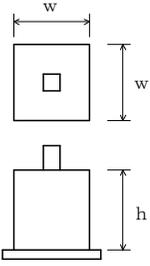
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
22 林道編	3 舗装	6 標識工	4	1	土留・仮締切工 (H鋼杭) (鋼矢板)	基準高 ∇	± 100
						根 入 長	設計値以上
22 林道編	3 舗装	6 標識工	4	2	土留・仮締切工 (アンカー工)	削孔深さ ℓ	設計深さ以上
						配置誤差	100
22 林道編	3 舗装	6 標識工	4	3	土留・仮締切工 (連節ブロック張り工)	法 長 ℓ	-100
						延長 L_1 L_2	-200
22 林道編	3 舗装	6 標識工	4	4	土留・仮締切工 (締切盛土)	基準高 ∇	-50
						天 端 幅 w	-100
						法 長 ℓ	-100
22 林道編	3 舗装	6 標識工	4	5	土留・仮締切工 (中詰盛土)	基準高 ∇	-50

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
基準高は施工延長 40m（測点間隔 25m の場合は 50m）につき 1ヶ所。延長 40m（又は 50m）以下のものは、1 施工箇所につき 2ヶ所。		第 2 1 編 21-1-5-16 土留・仮締切工に準ずる。
全数	 $d = \sqrt{x^2 + y^2}$	第 2 1 編 21-1-5-16 土留・仮締切工に準ずる。
施工延長 40m（測点間隔 25m の場合は 50m）につき 1ヶ所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。 1 施工箇所毎		第 2 1 編 21-1-5-16 土留・仮締切工に準ずる。
施工延長 50mにつき 1ヶ所。 延長 50m以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。		第 2 1 編 21-1-5-16 土留・仮締切工に準ずる。
施工延長 50mにつき 1ヶ所。 延長 50m以下のものは、1 施工箇所につき 2ヶ所。		第 2 1 編 21-1-5-16 土留・仮締切工に準ずる。

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
22 林道編	3 舗装	6 標識工	5		大型標識工 (標識基礎工)	幅 w_1, w_2	-30
						高 さ h	-30
22 林道編	3 舗装	6 標識工	5		大型標識工 (標識柱工)	設置高さ H	設計値以上
22 林道編	3 舗装	7 道路付 属物施設工	3		区画線工	厚 さ t (溶融式のみ)	設計値以上
						幅 w	設計値以上
22 林道編	3 舗装	7 道路付 属物施設工	4		縁石工	延 長 L	-200
22 林道編	3 舗装	7 道路付 属物施設工	7		道路付属物工	高 さ h	±30

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
基礎一基毎		
1箇所/1基		
各線種毎に、1ヶ所テストピースにより測定。		第3編3-2-3-9区画線工に準ずる。
1ヶ所/1施工箇所 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。		第3編3-2-3-5縁石工に準ずる。
1ヶ所/10本 10本以下の場合、2ヶ所測定。		第3編3-2-3-10道路付属物工に準ずる。

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
22 林道編	3 舗装	7 道路付 属物施 設工	8		踏掛版工 (コンクリート工)	基 準 高	±20
						各 部 の 厚 さ	±20
						各 部 の 長 さ	±30
					(ラバーシュー)	各 部 の 長 さ	±20
						厚 さ	
					(アンカーボルト)	中 心 の ず れ	±20
						ア ン カ ー 長	±20
22 林道編	3 舗装	7 道路付 属物施 設工	9		組立歩道工	基 準 高 ▽	±30
						幅 w	-30
						延 長 L	-200
22 林道編	3 舗装	7 道路付 属物施 設工	9		組立歩道工 (支柱基礎工)	幅 w	-30
						高 さ h	-30

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1 箇所 / 1 踏掛版		
1 箇所 / 1 踏掛版		
1 箇所 / 1 踏掛版		
全数		
施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は 50m) につき 1 箇所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。 1 施工箇所毎		
1 箇所 / 1 施工箇所		
		

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
22 林道編	3 舗装	7 道路付 属物施 設工	10		ケーブル配管工	基準高 ∇	± 30
						延長 L	-200
22 林道編	3 舗装	7 道路付 属物施 設工	10		ケーブル配管工 (ハンドホール)	基準高 ∇	± 30
						※厚さ $t_1 \sim t_5$	-20
						※幅 w_1, w_2	-30
						※高さ h_1, h_2	-30
22 林道編	3 舗装	7 道路付 属物施 設工	11		照明工 (照明柱基礎工)	幅 w	-30
						高さ h	-30

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>接続部間毎に1箇所</p> <p>接続部間毎で全数</p>		
<p>1箇所毎</p> <p>※印は、現場打ちのある場合</p>		
<p>1箇所/1施工箇所</p>		

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	
22 林道 編	7 木 造 橋	3 木 造 橋			木造橋（上下部構造）	基準高▽	±100	
						橋長、支間長	±50	
						全 幅 (B) 及び 全幅員 (B 1)	±50	
						けた中心間距離 (d)	±30	
						橋台土留め (橋軸直角 又は 斜角方向)	幅 (b) 高さ (h)	-50 -30
						加工部材長さ		±50
						橋軸の編心量 (e)		±10

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>全箇所 橋軸方向の断面寸法は、中央及び両端部、その他は寸法表示箇所を測定する。</p>		
<p>けた、はり、ぬき、筋かい、高欄等の各部材</p>		